

花巻市博物館

研究紀要

—第16号—

目次

- 花巻城出土の陶磁器類(2) — 花巻城改修以前における出土傾向の分析 —
…………… 村田 淳 (3)
- 花巻城本丸御殿の建築空間(2)…………… 中村 隼人 (13)
- 岩手に現存する女乗物 — その特徴と形態・デザイン・製作技法の比較 —
…………… 落合 里麻 (35)
- 「狩獵呪文巻物」にみる北上高地のマタギについて …………… 松橋 香澄 (47)
- 2020年における花巻空襲に関する調査の進展について…………… 布臺 一郎 (53)
-

令和3 (2021) 年3月

序

花巻市博物館は、平成16年の開館以来、地域における社会教育機関として、資料収集及び保管、調査研究、展示、教育普及の活動を行ってまいりました。これらの活動は、ひろく教育・学術および文化の発展に貢献するものでありますが、とりわけ調査研究活動は、他の活動の基盤となるものであります。

本研究紀要には、考古分野1編、歴史分野4編の論考を収録いたしました。いずれも、他の活動に従事している中でまとめたものであり、必ずしも十分とはいえませんが、今後とも調査研究活動の一層の充実を図り、地域文化の向上と発展に役立つよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、ご協力をいただきました皆様に対し厚く御礼申し上げますとともに、真摯なご批判と一層のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

花巻市博物館

館長 高橋 信雄

花巻城出土の陶磁器類 (2)

— 花巻城改修以前における出土傾向の分析 —

岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 村田 淳

はじめに

岩手県花巻市に所在する花巻城は、中～近世を通じて稗貫・和賀地方を統治するうえで重要な拠点施設であったと考えられ、その様相を解明するために検討を加えてきた(村田ほか2019、村田2020)。

前稿(村田2020)では花巻城期(開城から廃絶期=Ⅲ・Ⅳ期)の陶磁器類について、時期を細分して破片数を集計、時期毎の内容について検討を加えた。その結果、鳥谷崎城から花巻城へと改修される時期にあたるⅢ期(17世紀代)には災害が相次いだこともあり一時的に生活活動が停滞化したものの、Ⅳ-1期(18世紀前半)に入ると城内の普請も進み人口が増加、その後も明治6(1873)年の廃城まで城内で安定的な生活活動が営まれていたことを陶磁器類の出土量の変化から読み取ることができた。

前稿で花巻城期の様相については明らかにすることができた一方、その前身である鳥谷崎城の時期については前々稿(村田ほか2019)で陶磁器類の大まかな傾向を示したに留まっている。鳥谷崎城は、中世の稗貫郡を統治していた稗貫氏の居城であったと考えられており、城名は花巻城三之丸南東隅の丘陵部が北上川と豊沢川に向かって突出していることに由来しているとされる。

天正20(1592)年に豊臣秀吉が南部信直に南部藩領内の城の破却を命じた記録である『南部大膳大夫国内之内書状破却共書上之事』には「一、稗貫郡 鳥谷崎 平城 南部主馬之助」との記載があり、この鳥谷崎城を改修して花巻城が築かれたことは文献からも読み取れる。しかし、発掘調査では花巻城への改修の影響もあって当該期の遺構検出数は少なく、現状では鳥谷崎城の実態は不明瞭な状況である。ただし、発掘調査ではこの時期に属する陶磁器類は一定量出土しており、これら进行分析することで鳥谷崎城の範囲や存続期間について推定することは可能と考えられる。そこで本稿では、花巻城改修以前の時期の陶磁器について、前稿と同様の方法を用いてみていく。

1. 分類と時期区分

前稿の繰り返しになるが、最初に本稿における陶磁器類の分類と時期区分について述べておきたい(註1)。

まず分類であるが、器形から用途・機能を推定して以下の通り区分した。

- ① 飲食具(碗・皿・盤・鉢等)
- ② 煮炊具(鍋・羽釜等)
- ③ 貯蔵具(壺・甕・瓶類等)
- ④ 調理具(搦鉢・捏ね鉢・卸皿等)
- ⑤ 暖房具(火鉢・風炉等)
- ⑥ 灯明具(灯明皿等)
- ⑦ 生産具(窯道具等)
- ⑧ 宗教具(花瓶・仏飯器等)
- ⑨ 茶花香(天目茶碗・茶壺・香炉・花入等)
- ⑩ 化粧具(紅皿・髪油壺等)
- ⑪ その他(水滴等、形状不明)

実際的には上記の区分とは異なる用途で用いられた器種もあったと考えられるが、形状を重視して分類した。なお、今回の集成で確認できたのは①飲食具、③貯蔵具、④調理具、⑨茶花香道具の4つである(註2)。

時期については陶磁器類の年代観から大きく4期区分とし、Ⅰ期を12～13世紀、Ⅱ期を14～17世紀初頭、Ⅲ期を17～18世紀初頭、Ⅳ期を18～19世紀とした(村田ほか2019)。本稿で対象とする時期はⅡ期であり、この時期についてはさらにⅡ-1期(14世紀)、Ⅱ-2期(15世紀)、Ⅱ-3期(16世紀～17世紀初頭)に区分し、破片数を計数した。また、Ⅱ-3期のうち16世紀末～17世紀初頭に属すると比定できるものはⅡ-3末期として別に計数した。Ⅰ～Ⅳ期までの全期間を含めた総破片数は約520点であり、そのうちⅠ・Ⅱ期に属する陶磁器類の計数を行った(註3)。なお、計数にあたっては例えば「14世紀後半～15世紀」と記載されているものはⅡ-1期に0.5、Ⅱ-2期に0.5とまたがる時期にそれぞれ按分した。その為、各表では点数欄が少数で示されるものもある。

以下では、集計を基に時期ごとに①機能別、②産地別、③出土面積比の検討を行う。なお、発掘調査は前稿の発表後も継続されてお

第3表 調査次数別破片数1点あたりの出土面積

| 次数 | 面積 (㎡) | 破片数 | | | | | | 1点あたりの出土面積 (㎡) | | | | | |
|-------|-----------|------|------|------|------|-------|-------------|----------------|--------|-------|-------|--------|-------------|
| | | I | II-1 | II-2 | II-3 | II-3末 | II-3 全期間 | I | II-1 | II-2 | II-3 | II-3末 | II-3 全期間 |
| 2 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 4 | 106 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 5 | 625 | 1 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 625.0 | 0.0 | 208.3 | 312.5 | 0.0 | 312.5 |
| 7 | 1,426 | 15.5 | 19 | 29.5 | 128 | 3 | 131 | 92.0 | 75.1 | 48.3 | 11.1 | 475.3 | 109.9 |
| 8 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 10 | 98 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 12 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 14 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 2,304 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2304.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2304.0 | 2304.0 |
| 15 | 720 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 16 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 1,920 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 2,270 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 18 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 20 | 533 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 21 | 104 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 22 | 407 | 5 | 0 | 2.5 | 9.5 | 20 | 29.5 | 81.4 | 0.0 | 162.8 | 42.8 | 20.4 | 13.8 |
| 23 | 48 | 0.5 | 1 | 0.5 | 0 | 5 | 5 | 96.0 | 48.0 | 96.0 | 0.0 | 9.6 | 9.6 |
| 24 | 55 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 55.0 | 0.0 | 55.0 |
| 25 | 66 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 27 | 60 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 60.0 | 0.0 | 60.0 |
| 28 | 154 | 0 | 0 | 4 | 5 | 1 | 6 | 0.0 | 0.0 | 38.5 | 30.8 | 154.0 | 25.7 |
| 29 | 94 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 94.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 30 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 31 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 32 | 330 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 33・34 | 1,315 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0.0 | 1315.0 | 0.0 | 657.5 | 1315.0 | 438.3 |

り、染付の比率が非常に高くなっている。

調査地点別の出土量をみると、6つの調査地点で出土しており、内訳は二之丸が2、三之丸が4である。3期全体に比べて出土地点が減少しているが、それ以前の陶磁器類が出土していない調査区（第14次二之丸中堀、第23次戸田本蔵屋敷）で確認されるようになる。また、3期全体で131点出土している第7次調査区では3点まで減少（単位面積11.1㎡/1→475.3㎡/1）する一方、第22次調査区では29.5点中20点が本期に属する（単位面積42.8㎡/1→20.4㎡/1）など、同じ出土地点でも出土量が大きく変化している。

4. まとめ

ここまでⅡ期における陶磁器類の出土傾向についてみてきた。最後に、陶磁器の出土量から読み取れる城内の変化についてまとめておきたい。

まず最初に鳥谷崎城の城主となる稗貫氏の動向について触れておきたい。現存する文献史料は多くないが、稗貫氏は武蔵国中条氏の一族で、文治5（1189）年の奥州合戦の軍功によって稗貫郡地頭職を与えられ、小瀬川城（花巻市小瀬川か）に入り初めて稗貫氏と称したと伝えられている。当主は代々出羽守を名乗り、『吾妻鏡』建長8（1256）年6月

2日の条には、奥大道沿いの夜討、強盗取り締まりを命ぜられた軍地頭に和賀氏とともに出羽四郎左衛門尉（稗貫光家か）の名前がみえる。

南北朝時代の稗貫氏は古くから北朝方として活動しており、興国2（1341）年には斯波・巖手両郡内での戦いにより稗貫出羽権守（貞泰か）一族討死等の記録がある（結城文書）。

時代が下って永享7・8（1435・1436）年に起こった和賀・稗貫合戦を伝える史料である「稗貫状」によると、十八ヶ城（さがりがじょう、花巻市下幅か）に籠城する稗貫氏は、斯波氏、南部氏等の軍と交戦して敗れている。また、永享8年には、「結句九夏参伏之暑日薄衣之濃州来張陣鳥谷崎江刺之面々致二子城警固」との記載から薄衣美濃が鳥谷崎に陣を張ったとされ、ここで初めて史料上で「鳥

谷崎」が確認される。十八ヶ城は堅固な防備を誇っていたが、葛西氏や江刺氏らとの度重なる交戦の結果、情勢が不利と察知した稗貫氏は和議を申し入れ、これにより和賀・稗貫合戦は平定した。

和賀・稗貫合戦以降はさらに記録が少ないが、現花巻市内の東十二丁目、南万丁目、湯口といった土地を一族あるいは家臣が地頭として統治していたと考えられ、数世代を経て永禄2（1559）年に稗貫氏二十二代政直が本館（十八ヶ城）から鳥谷崎城に移ったと伝えられている（「瀬川系図」）。

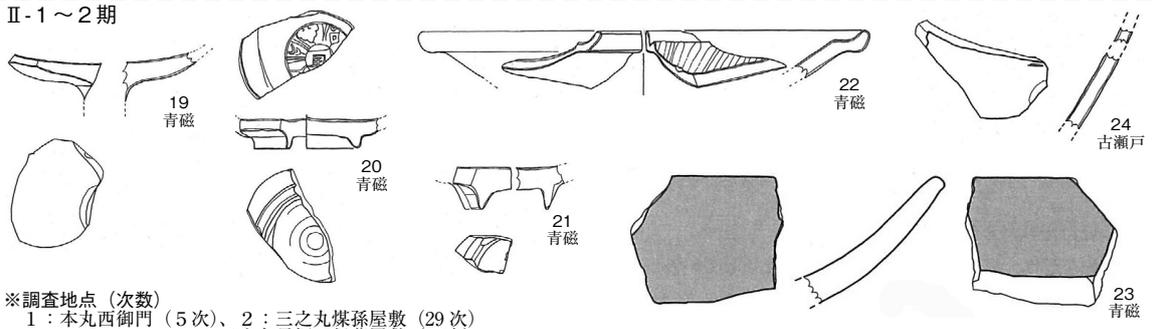
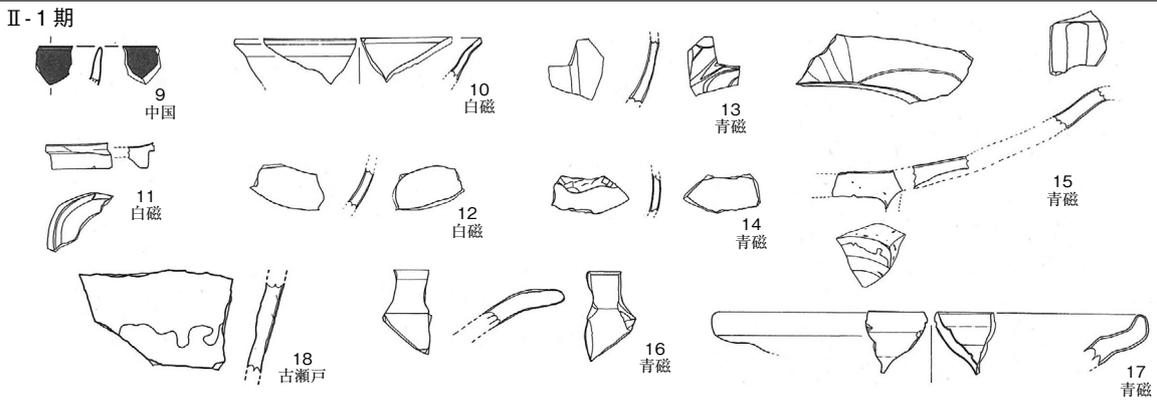
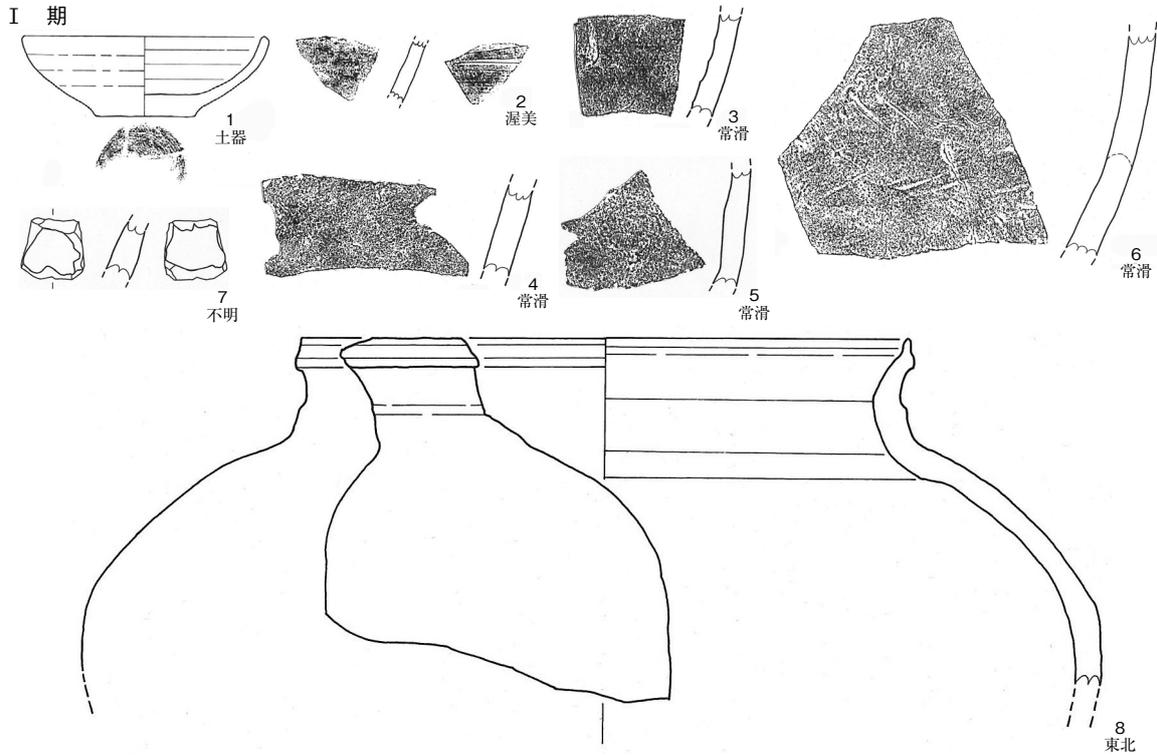
その後、天正18（1590）年には豊臣秀吉による小田原攻めに参陣しなかったことから稗貫氏・和賀氏は改易され領地を追われることとなった（奥羽仕置）。没収された稗貫郡・和賀郡は秀吉の直轄地を経て翌天正19（1591）年に南部信直領となり、郡代として北秀愛が八千石で入城し花巻城と改称された。

以上が史料上に見える稗貫氏の動向である。稗貫氏は建久年間に小瀬川城に入り、以降の居城の経歴は不明であるが、永享年間には十八ヶ城を本城としており（註6）、鳥谷崎城を本城としていたのは永禄2～天正18年までであったことがわかる。本稿の小期区分に対応させてみると、稗貫氏が鳥谷崎城に入城していた期間は3期の後半期にあたる。3

期は最も陶磁器の出土量が多い時期であるが、前半期と後半期で出土量の多寡が認められる。前半期（大窯編年1～2期併行）には、四耳壺など威信材と呼べる茶花香道具が比較的多く出土している。この時期は稗貫氏の入城以前であり、これらは稗貫氏以前に城内に居住していた領主が使用していたものと考えられ

る（註7）。四耳壺は白磁より材質的に劣る国内産及び東南アジア産の陶器ではあるが、これらの出土は当時の領主が少なくとも威信材を保有できる階層であったということを示しているといえる。

この時期に属する遺構として、三之丸の南西部に位置する第7次調査区（長坂・伊藤屋



※調査地点（次数）
 1：本丸西御門（5次）、2：三之丸煤孫屋敷（29次）
 3～8・10～22・24：三之丸長坂・伊藤屋敷（7次）
 9：二之丸南御殿（33・34次）、23：三之丸戸田本蔵屋敷（23次）

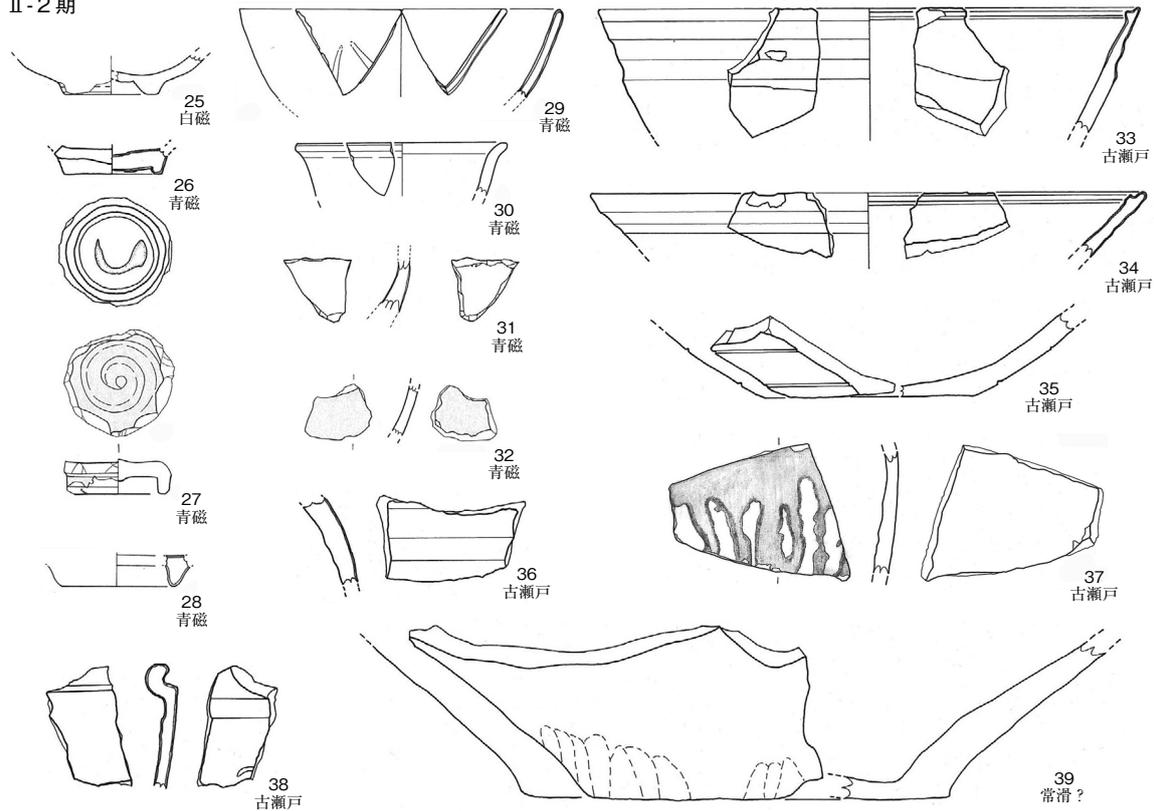
縮尺=1/4

第1図 I・II-1期の陶磁器類

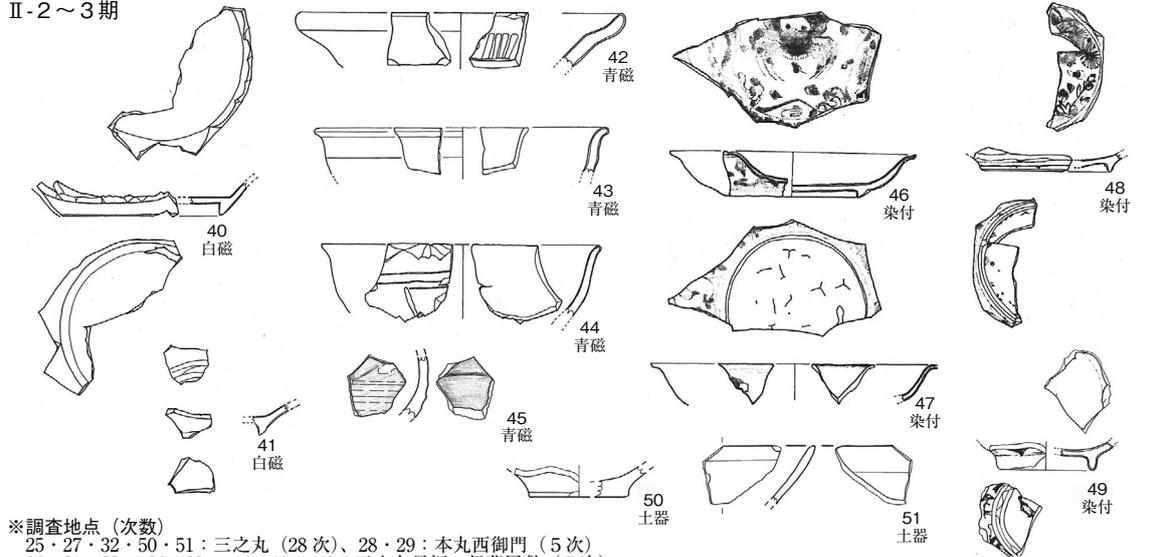
敷)では15～16世紀中頃(2～3期の前半期)と考えられる大溝(V C f大溝)や掘立柱建物(IV C w掘立柱建物、Ⅲ F f掘立柱建物)、土坑(Ⅲ B h土坑等)が検出されている(花巻市教委1996)。この調査では住宅系建築として妥当性の高い母屋梁間3間の掘立柱建物(中村隼人分類による3.1類)は検出されていないものの(村田ほか2019)、この時期には大溝で区画された内部に掘立柱建物をはじめとする施設が存在していたと考えられる。

そして永禄2(1559)年に稗貫氏が入城するが、この時期にあたる3期の後半期(16世紀後半～末)には中国産染付の碗・皿類を主体として出土量が増加する。稗貫氏が本城としていた期間は約30年と短い、陶磁器の出土量からみるとこの時期が鳥谷崎城内で最も生活活動が盛んであったと考えられる。ただし、末期(16世紀末～17世紀初頭)には出土量は減少しており、その傾向は花巻城の最初期であるⅢ-1期にも引き継がれる(村田

Ⅱ-2期



Ⅱ-2～3期

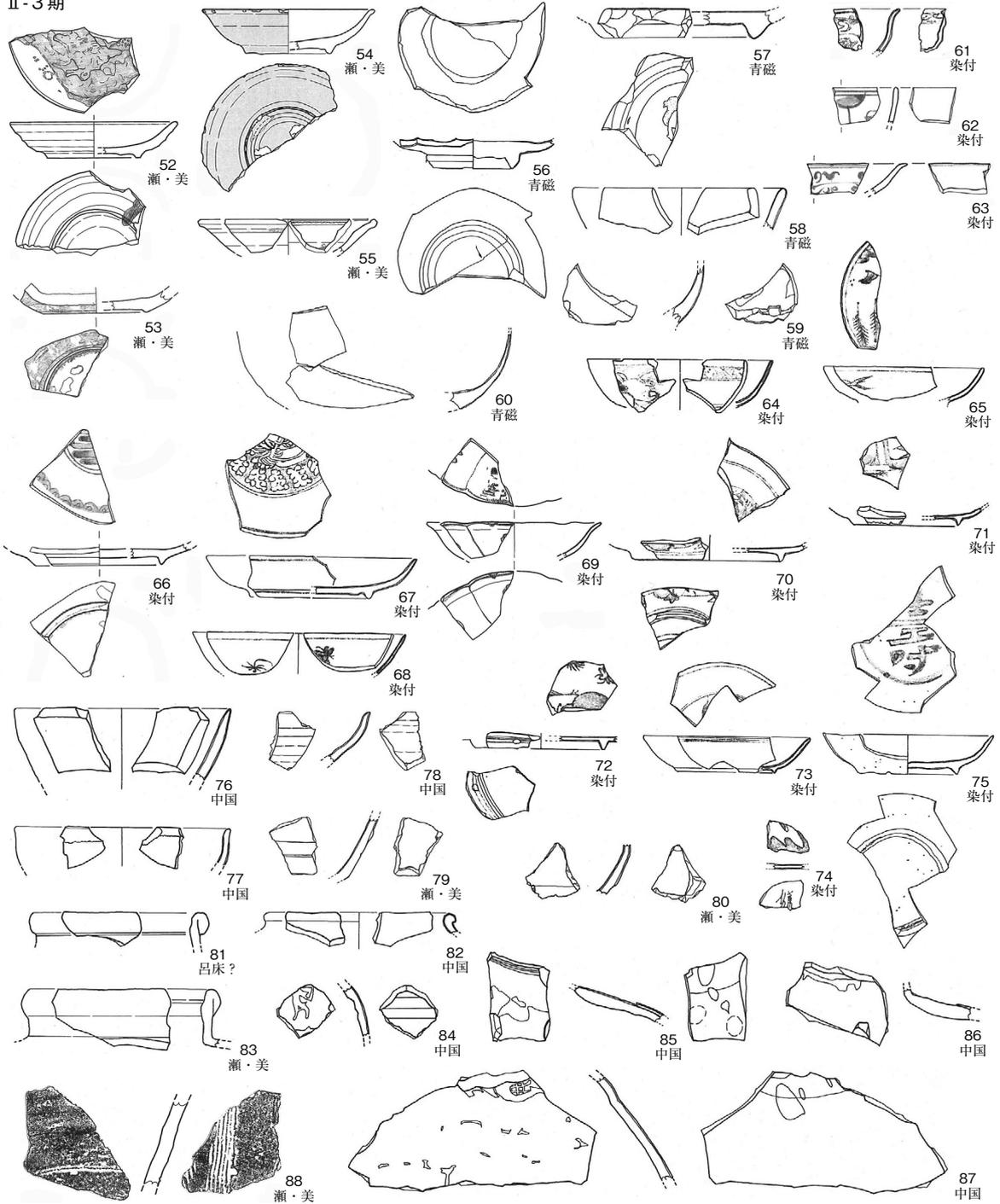


※調査地点(回数)
 25・27・32・50・51:三之丸(28次)、28・29:本丸西御門(5次)
 26・31・33～36・38～44・46～49:三之丸長坂・伊藤屋敷(7次)
 30・37・45:三之丸戸田本蔵屋敷(22次)

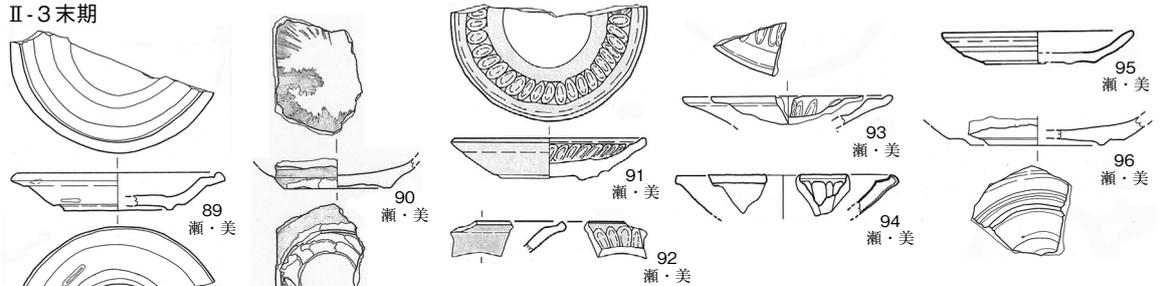
縮尺=1/4

第2図 Ⅱ-2～3期の陶磁器類

II-3期



II-3末期



※調査地点(次数)

- 52・53・55・69・88～90・93・96：三之丸戸田本蔵屋敷 (22次)
- 54：三之丸四戸進屋敷 (24次)、61：本丸西御門 (5次)、62・91：三之丸 (28次)
- 56～60・61～68・70～87・94：三之丸長坂・伊藤屋敷 (7次)
- 92：二之丸御殿 (33・34次)、95：二之丸中堀 (14次)

縮尺=1/4

第3図 II-3期の陶磁器類

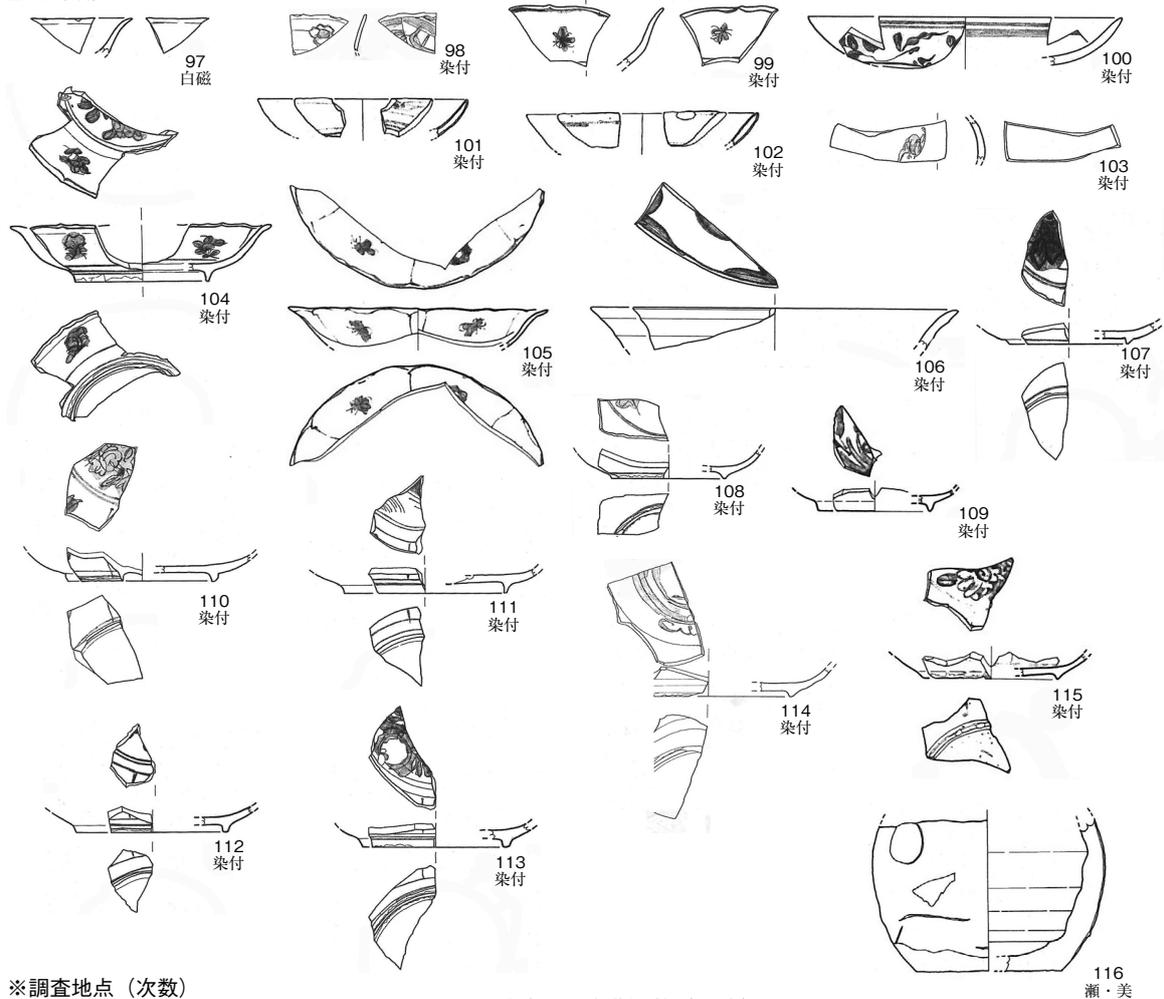
2020)。この時期は奥羽仕置により領地を没収され、さらに花巻城への改修が行われる時期であり、城主の交代や城内の整備着手の影響で後半期より城内の人口が減少したことを示していると考えられる。

以上、稗貫氏の鳥谷崎城入城前後の時期(Ⅱ-3期)を中心に陶磁器類の出土状況についてみてきた。前稿で示した花巻城への改修期のような出土量の減少傾向は入城の前後では認められないが、これは鳥谷崎城では稗貫氏入城の際に既往の集団を排除したのではなく、彼ら(稗貫氏の一族であった可能性もある)を取り込みつつ生活活動を行っていたことを示していると考えられる。また、遺構の検討では前半期に属する区画遺構が形成する軸線が後半期でも踏襲されていたということが指摘されており(花巻市教委1996、村田ほか2019)、このことは鳥谷崎城が稗貫氏入城

に際して新たに構築されたものではなく、既存の施設を活かしながら整備(拡張)して使用された城館であったことを示していると考えられる。しかしながら、前述の通り花巻城への改修の影響により鳥谷崎城期の遺構の検出数は少なく、規模や構造は不明な点が多い。陶磁器類の出土量をみると3期は三之丸南西部(第7次調査区)と中央部(第22・23・28次調査区)に集中しており、特に第7次調査区では威信材と呼べる茶花香道具が多い。先述の通りこれらの調査区では主殿と考えられる掘立柱建物は検出されていないが、陶磁器類の内容からはこれらの地点が当時の城の中心域であったと考えられる。

なお、これらの調査区では青磁馬上杯(19)を含む1~2期の製品も出土している。域全体からみると限定的な出土傾向ではあるが、大溝などの区画施設の存在も考慮すると

Ⅱ-3末期



※調査地点(次数)
 97～100・103・104・106～108・110～114：三之丸戸田本蔵屋敷(22次)
 101・102・116：三之丸長坂・伊藤屋敷(7次)
 105・109・115：三之丸戸田本蔵屋敷(23次)

116 瀬・美

縮尺=1/4

第4図 Ⅱ-3末期の陶磁器類

本城はこの地点を中心として14世紀には既に中国産の希少品を保有できる階層が居住していた居館（または屋敷）であった可能性があり、陶磁器類の内容をみる限り比較的格の高い施設であったと考えられる。なお、稗貫状には「鳥谷崎城」とは記されておらず、和賀・稗貫合戦の際（15世紀前半、2期の前半期）に城として認識されていたかは不明であるが、薄衣美濃はこの居館を利用して陣を張ったものと考えられる（註8）。具体的な様相については遺構や他の遺物を含めた検討が必要であるが、本城の城域は稗貫氏入城以前から地域内の拠点施設（居館・城館）として機能していたものと考えられる。

本稿を草するにあたり、以下の方々から指導・協力を賜った。末筆ながら記して感謝の意を表します（五十音順・敬称略）。

菊池賢・高橋静歩・中村隼人・羽柴直人・橋本征也・花巻市教育委員会

註

1. 分類や産地、製作年代は報告書の記載を基にしているが、一部筆者の実見により修正・除外している。その為、報告書の記載と表の破片数が一致しない調査地点もある。
2. ②煮炊具、⑦生産具、⑧宗教具は花巻城期を含めても出土は確認されていないが、陶磁器でも生産されていた器種であることから区分として設定した。ただし、第1～3表の項目には含めていない。
3. 計数は報告書掲載資料を1点としているほか、平成6年度に実施した第7次調査で不掲載となっている掲載資料と同一個体の破片数も含めている。
4. 前々稿（村田ほか2019）発表後に年代観の修正が必要な資料が確認されたため、Ⅰ類とⅡ類の総破片数は前々稿で提示したものと異なっている。Ⅰ期は15点から25点に増加し、Ⅱ期は255点から240点に減少した。
5. 白磁（97）は染付の無文部分の破片の可能性もある。これが染付であったとすれば、この時期の中国産磁器は全て染付となる。
6. 小瀬川城（登録上は小瀬川館）、十八ヶ城とも岩手県の遺跡台帳には登録されているが、発掘調査が実施されておらず史料上の城名と同一のものは不明である。
7. 茶花香道具は伝世品として後半期に使用されていた可能性もあるが、この時期は高級品でも伝世というほどの保有期間を持たないという指摘もあり（水澤2014）、今回は年代観を重視して伝世品ではないとした。
8. 稗貫状では当時の城館として「飯土肥之城（飯豊城）」、「滴石城（雫石城）」のように記載されているものもある。また、十八ヶ城は「瀬川拾八沢」とのみ記載されているが、後続文中に「彼城」とあり、城館として認識されていたと考えられる。

参考文献

- 飯村均・室野秀文編 2017 『東北の名城を歩く 北東北編 青森・秋田・岩手』吉川弘文館
 小野正敏 2003 「威信材としての貿易陶磁と場 — 戦国

- 期 東国を例に」『戦国時代の考古学』高志書院
 菊池 賢 2016 「花巻城跡」『北東北における近世城郭 第三分科会研究報告資料集』日本考古学協会2016年度 弘前大会実行委員会
 (公財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 2020 『万丁目遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第717集
 日本貿易陶磁研究会 1982 『貿易陶磁研究』No.2
 花巻市教育委員会
 1981 『花巻市史 第一巻』
 1991 『花巻城跡 平成2年度発掘調査報告書』
 1996 『花巻城跡 三之丸発掘調査概要』
 1997a 『花巻城跡 平成4、5、6年度本丸発掘調査報告書』
 1997b 『平成8年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 1998 『花巻城跡 平成6年度三之丸発掘調査報告書』
 2000 『平成11年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2001 『平成12年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2002 『平成13年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2003 『平成14年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2004 『平成15年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2005 『平成16年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2006 『平成17年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2011 『平成21年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2012 『平成22～23年度 花巻城跡 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2015 『平成24年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2016 『平成25年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2017 『平成27年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2018 『平成28年度 花巻市内遺跡発掘調査報告書』
 2019 『平成28・29年度調査 花巻城跡発掘調査報告書 二之丸南御殿内容確認調査』
 花巻市教育委員会・花巻農業協同組合 2009 『花巻城跡 城内地区宅地造成に係る緊急発掘調査報告書』
 花巻市博物館 2017 『花巻城展』展示図録
 稗貫氏800年記念事業実行委員会 1995 『稗貫氏探訪』
 藤澤良祐 2002 「瀬戸・美濃大窯編年の再検討」『助瀬戸市埋蔵文化財センター 研究紀要』第10輯
 水澤幸一 2014 「戦国期武家の日常使用の貿易陶磁の実像」『国立歴史民俗博物館研究報告』第182集
 村田淳・中村隼人・高橋静歩 2019 「花巻城の研究 — 三之丸における遺構・遺物の検討 —」『花巻市博物館研究紀要』第14号
 村田 淳 2020 「花巻城出土の陶磁器類 — 花巻城期における出土傾向の分析 —」『花巻市博物館研究紀要』第15号
 室野秀文 2017 「中世稗貫の城館と鳥谷崎城」平成29年度花巻市博物館講演会記録

図版出典

- 第1図：花巻市教委1996・1998・2012・2017・2019から転載
 第2図：花巻市教委1996・1998・2011・2016から転載
 第3図：花巻市教委1996・1998・2001・2011・2012・2016・2019から転載
 第4図：花巻市教委1998・2011・2012から転載

花巻城本丸御殿の建築空間（2）

八戸市博物館 中村隼人

3. 本丸御殿の空間構成

前章では本稿の資料である十枚の絵図の分析を行い、その内容が絵図A（絵図①・④～⑩）、絵図B（絵図②）、絵図C（絵図③）の三種に分類できることを明らかにした。

第三章ではこれら三種の絵図の分析を行い、本丸御殿の建築空間の変遷と具体を明らかにしたい。

また、本丸御殿が城内外の関連施設群といかなる補完関係にあったのかについても検討し、その建築文化の具体についても論じる。

1) 本丸御殿の分棟構成と機能分化

三種の絵図に描かれた建物の間取りと部屋名称を分析すると、花巻城本丸御殿の内部空間は五つの空間に分節されていたことが分かる（第18・19図、第3表）。ここではこの五つの空間を西から「御殿通」・「御末通」・「御鐘之間通」・「御臺所」・「御臺所御蔵」と呼称し、その性格を整理したい。

なお、第18・19図でも図示した通り、絵図Aには「御殿通」から「御臺所」までの四つ

の空間しか描かれていない。絵図Bは「御殿通」から「御鐘之間通」までの三つの空間を描き、以東は省略している。絵図Cは「御殿通」から「御臺所」までの四つの空間を描いき、さらにこの東に連続し、「味噌蔵」という名称の「三間 五間」の建物があったことを文字で記載している。後述するがこの「味噌蔵」の異称は「御臺所御蔵」であった可能性が大きい。

御殿通

第一章でも触れた通り、盛岡藩内の治所（支城・代官所）には管下の行政区の運営を行う執務空間とは別に、盛岡藩主やその家族が、同地を訪れた際の休泊施設を併設することが求められた。

これら休泊施設を盛岡藩では「御仮屋」と呼ぶが、花巻においては、花巻城本丸御殿西端の分棟がこの休泊施設に相当した。

参勤に伴い上下する盛岡藩主は、盛岡から出立し一泊目の宿泊先に花巻城本丸御殿を使用することが通例だった。藩主は「西御門」から本丸に入り、本丸御殿西端にある「御玄

第3表 本丸御殿の分棟構成と機能分化

| 分類 | 御殿通 | 御末通 | 御鐘之間通 | 御臺所 | 御臺所御蔵 |
|-----|--------------------|--|--|--|-----------|
| 絵図A | 部屋名称 | 風呂場、下走、御休息間（二壘台）、廊下、大小（=厠）、御末（床前）、くらかりの間、茶湯所、内談ノ間（物置） | 御目付所、御納戸、御料理ノ間、廊下、物置、御茶湯所、御城代席（物置）、御物書所、御代物所、三町所御用所、御用ノ間（御金所）、御廣間、小便所、取次所、土間 | 廊下、御臺所、常番所、土間、下廊下 | 記載なし |
| | 規模 | 4間×11間+4.5間×7間 | 8.5間×11間 | 不明 | 不明 |
| 絵図B | 部屋名称 | 御玄間、中ノ口、御廣間、廻内御縁、内御縁、御次之間、ガンノ間御老中席、桐御間、菊御間（御床之間）、松御間（御上段、御床之間） | 土間、御風呂屋、御上段、次、御廊下、御雪隠、御小用所、御末、内御縁、御スキヤ、御次 | 御廊下、御臺所口、御臺所奉行詰所 | 記載なし |
| | 規模 | 4.5間×11間+5間×7間 | 8.5間×11間+2間×2間 | 不明 | 不明 |
| 絵図C | 部屋名称 | 御玄間、中ノ口、入口、表御番所、桐ノ間、菊ノ間（御床）、御居間（御上段、御床、御書院） | 御湯との、御ふる、上段、御納戸、御廊下、御末（御トコ）、クラカリノ間 | 御廊下、取置板ハシ、臺所奉行役所（押入）、御御臺所（爐、物置スミ部ヤ）、土間、水ヤ、下御廊下 | 御味噌蔵 |
| | 規模 | 4間×10間+5間×7間 | 8.5間×11間+2間×2間 | 7間×11間+3間×5間 | 3間×5間 |
| 性格 | 藩主及びその家族の休泊施設（御仮屋） | 御殿通宿泊者の従者詰所 | 花巻郡代及び同下役らの執務空間 | 御鐘之間通に詰める諸士・所給人らのための台所 | 台所に付属する土蔵 |

備考：絵図A類=絵図①、④～⑩、絵図B類=絵図②、絵図C類=絵図③

第4表 花巻城内外の関連施設の改変歴

| 西暦 | 和暦 | 分類 | 改変歴 | 備考 |
|------|-------------|------|--|--|
| | 16世紀末～17世紀初 | | 花巻城築城 | |
| | 17世紀初 | 他 | 円城寺門を移築し中御門とする | 『内』前二十 |
| | 17世紀初頭 | 他 | 二子城追手門部材を用い円城寺御門を再建する | 『内』前二十 |
| 1609 | 慶長14年 | 本丸御殿 | 花巻城本丸御殿普請 | |
| 1644 | 寛永21年3月以降 | 他 | 御鷹部屋工事 | 『雑』寛永21.3.28 |
| | 寛永21年7月以降 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(屋根葺替、柂葺) | 『雑』寛永21.7.4 |
| | 寛永21年7月以降 | 本丸 | 西御門屋根葺替(柂葺) | 『雑』寛永21.7.4 |
| | 寛永21年8月 | 他 | 御鷹部屋工事既小火 | 『雑』寛永21.8.20 |
| 1645 | 正保2年1月 | 他 | 円城寺観音堂再興 | 『雑書』正保2.1.10 |
| 1649 | 慶安2年2月 | 他 | 二ノ丸矢倉、三之丸矢倉、御囲殺御蔵改修 | 『雑』慶安2.2.20 |
| 1656 | 明暦2年閏4月 | 本丸 | 弁財天堂・稲荷社建立 | 『雑』明暦2.閏4.16 |
| 1662 | 寛文2年4月 | 本丸御殿 | 本丸御殿屋根葺替資材準備(柂葺) | 『雑』寛文2.4.12 |
| 1670 | 寛文10年9月 | 本丸 | 瑞興寺弁財天堂を本丸西御門脇へ移築 | 『契』 |
| 1676 | 延宝4年8月 | 他 | 中御門前板橋撤去 | 『内』前二十 |
| 1679 | 延宝7年 | 他 | 盛岡城城鐘が花巻城二之丸に移築される | |
| 1678 | 延宝6年8月 | 本丸御殿 | 本丸御殿壁破損 | 『雑』延宝6.8.18 |
| | 延宝6年8月 | 本丸 | 台所前御門脇塀破損 | 『雑』延宝6.8.18 |
| | 延宝6年8月 | 他 | 新御蔵破損、本御蔵両屋敷(新・本御蔵奉行所か)、両御蔵奉行御役人共居候家(本・新御蔵御役屋か)壁大形崩、 | 『雑』延宝6.8.18 |
| 1683 | 天和3年7月 | 他 | 本御蔵を早坂へ移築 | 『契』 |
| 1702 | 元禄15年8月 | 他 | 御鷹部屋全壊 | 『雑』元禄15.8.16 |
| 1706 | 宝永3年6月 | 他 | 円城寺御門屋根葺替 | 『市』2巻掲載棟札 |
| 1712 | 正徳2年1月 | 本丸 | 八幡宮再興、稲荷社再興、弁財天堂再興 | 『雑』正徳2.1.23 |
| 1716 | 正徳6年2月以降 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(屋根葺替、柂葺から茅葺への変更が検討されが、結果柂葺きに) | 『雑』正徳6.2.14 |
| 1717 | 享保2年5月 | 他 | 三之丸御給人屋敷四棟焼失 | 『雑』享保2.5.28 |
| | 享保2年12月 | 他 | 大工小屋(御作事所か)小火 | 『雑』享保2.12.24・『契』 |
| 1721 | 享保6年3月 | 本丸 | 菱御櫓焼失(柂葺) | 『雑』享保6.4.4 |
| | 享保6年3月 | 他 | 新御蔵四棟焼失、斗小屋焼失、御厩焼失、御蔵前御門焼失(柂葺)、中御門先御櫓焼失(柂葺)、大工小屋(御作事所か)焼失、御武具蔵焼失(柂葺)、御鐘楼焼失、御破損小屋焼失、御給人屋敷複数焼失 | 『書』享保6.4.1 『雑』享保6.4.4 『雑』享保6.4.28 『契』 |
| 1738 | 元文3年 | 本丸御殿 | 本丸御殿小火 | 『雑』元文4.10.14 |
| 1739 | 元文4年9月 | 他 | 南御役屋焼失(再建せず) | 『雑』元文4.9.8 |
| | | | | 『雑』元文4.10.14 『契』、『内』前九 |
| 1742 | 寛保2年5月 | 他 | 円城寺御門改修(屋根葺替、板葺) | 『市』2巻掲載棟札 |
| 1743 | 寛保3年11月前後 | 不明 | 不明工事 | 『雑』寛保3.11.4 |
| 1747 | 延享4年3月 | 他 | 円城寺御門脇欄建替 | 『契』 |
| 1764 | 宝暦14年前後 | 本丸 | 小向才右衛門郡代期間中(宝暦12年から明和6年(1762～1769)に本丸内の全ての塀を建て替える(土塀屋根は松板一枚葺) | 『内』前十六 『雑』天明元閏5.18 |
| 1780 | 安永9年 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御殿通屋根葺替及び一部屋根組修繕) | 『雑』天明元閏5.18 |
| 1781 | 天明元年閏5月 | 本丸 | 城内の建物の老朽が進む。郡代から勘定所に対し、七箇年による城内諸施設の再整備の提案が出される。以下が同年段階の破損状況。 | 『雑』天明元閏5.18 |
| | | | 土塀不良(屋根は松板一枚葺き)、角矢倉大破、菱御櫓大破、御仕切御門大破、西御門老朽 | |
| | | | 各所櫓老朽、追手御門老朽、早坂御門老朽、中御門老朽、円城寺御門老朽 | |
| 1782 | 天明2年3月 | 他 | 追手門屋根葺替(杉皮葺から栗板柂葺へ) | 『雑』天明2.4.15 『雑』天明2.10.25 |
| 1783 | 天明3年5月 | 本丸 | 西御門改修(屋根葺替、杉皮葺から栗板柂葺へ) | 『契』 |
| 1785 | 天明5年8月以前 | 他 | 中御門改修(屋根葺替、杉皮葺から栗板柂葺へ) | 『雑』天明5.8.26 |
| | 天明5年8月以降 | 他 | 早坂御門改修、早坂御門脇塀屋根葺替及び柱交換 | 『雑』天明5.8.26 |
| | 天明5年8月 | 本丸御殿 | 本丸御殿大破(御末通破損、御台所破損) | 『雑』天明5.8.27 |
| | 天明5年8月 | 本丸 | 菱御櫓屋根破損 | 『雑』天明5.8.27 |
| | 天明5年8月 | 他 | 所々御門番屋破損 | 『雑』天明5.8.27 |

| 西暦 | 和暦 | 分類 | 改変歴 | 備考 |
|------|------------|------|-----------------------------------|--|
| 1786 | 天明6年5月 | 他 | 円城寺御門改修(屋根葺替、大桁葺) | 『雑』天明5.8.26 『市』2巻掲載墨書 |
| 1809 | 文化6年1月 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修 着工(地形堅、御殿通修繕) | 『雑』文化6.1.9 『雑』文化6.1.28 『内』后五 |
| 1810 | 文化7年 | 本丸御殿 | 絵図B(絵図②)の内容年代 | 絵図②端書 |
| | 文化7年11月以前 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修 竣工 | 『雑』文化7.11.20 |
| 1816 | 文化13年8月 | 他 | 蔵名称変更(本御蔵を西御蔵に、新御蔵を南御蔵に) | 『雑』文化13.8.26 |
| 1821 | 文政4年3月 | 他 | 馬場口御門建替 | 『城』21巻文政4.3.20 |
| | 文政4年10月 | 他 | 御作事所御細工部屋建替 | 『城』21巻文政4.10.19 |
| | 文政4年11月 | 他 | 長屋御門改修、馬出柵改修、追手御門屋根葺替 | 『城』21巻文政4.10.3 『城』21巻文政4.11.10 |
| 1822 | 文政5年2月以降 | 他 | 不明御門改修 | 『城』21巻文政5.2.21 |
| | 文政5年5月 | 本丸 | 西御門改修 | 『城』21巻文政5.5.21 『城』21巻文政5.5.24 |
| | 文政5年5月以降 | 他 | 早坂御門、円城寺御門改修 | 『城』21巻文政5.5.24 |
| | 文政6年7月 | 他 | 円城寺御門(土壁修繕、屋根修繕(茅負及び箱棟修繕)、屋根葺替桁葺) | 『城』21巻文政5.5.24 『市』2巻掲載棟札 |
| 1823 | 文政6年3月 | 他 | 御役屋表門建替、御役屋北塀建替、御作事所材木小屋建替 | 『城』21巻文政6.3.20 『城』21巻天保3.4.7 |
| | 文政6年10月以降 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御殿通屋根葺替) | 『城』21巻文政6.10.21 |
| 1824 | 文政7年閏8月以降 | 他 | 御役屋井戸堀替 | 『城』21巻文政7閏8.13 |
| 1825 | 文政8年4月 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御鐘之間通一休屋根葺替) | 『城』21巻文政8.4.9 |
| | 文政8年4月以降 | 他 | 馬出柵建替 | 『城』21文政8.4.2 |
| 1826 | 文政9年7月以降 | 他 | 御囲穀御蔵改修 | 『城』18巻文政9.7.22 |
| | 文政9年7月以降 | 他 | 門名称変更(不明御門を東御門に) | 『城』5巻文政9.7.23 |
| 1827 | 文政10年5月以降 | 本丸 | 菱御櫓屋根葺替 | 『城』21巻文政10.5.14 |
| | 文政10年7月 | 他 | 御鐘楼建替 | 『城』21巻文政10.7.3 |
| 1828 | 文政11年4月以降 | 不明 | 御城廻柵建替 | 『城』21巻文政11.4.10 |
| 1829 | 文政12年12月以降 | 他 | 御囲穀御蔵建替、斗御小屋建替 | 『城』21巻文政11.2.12 『城』21巻文政12.7.7 |
| 1830 | 文政13年3月以降 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御末通改修) | 『城』1巻文政13.3.16 |
| | 文政13年5月以降 | 他 | 上段御厩番屋建替 | 『城』21巻文政13.5.15 |
| | 文政13年閏8月 | 他 | 御役屋井戸堀替 | 『城』21巻文政13閏8.13 |
| 1831 | 天保2年7月 | 他 | 中御門先御櫓建替、追手門先御櫓建替 | 『城』21巻天保2.4.11 『城』21巻天保2.7.24 |
| | 天保2年7月 | 他 | 館坂東柵建替、東御門脇柵建替、馬場口御門脇柵建替 | 『城』21巻天保2.7 |
| 1832 | 天保3年5月 | 他 | 会所塀建替、牢屋塀建替 | 『城』21巻天保5.5.27 |
| 1833 | 天保4年9月 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御鐘之間通改修、屋根葺替桁葺) | 『城』21巻天保4.9.3 『城』21巻天保4.10 |
| 1834 | 天保5年5月以降 | 他 | 稽古馬屋建替(板葺) | 『城』8巻天保5.5.5 |
| | 天保5年10月以降 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御臺所御蔵解体) | 『城』21巻天保5.10.23 |
| 1835 | 天保6年6月以降 | 他 | 御役屋井戸堀替 | 『城』21巻天保6.6.26 |
| | 天保6年10月以降 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御末通屋根葺替) | 『城』21巻天保6.5.13 『城』21巻天保6.10.4 |
| 1836 | 天保7年3月以降 | 本丸 | 西御門脇土塀及び柵建替 | 『城』21巻天保7.1.22 『城』21巻天保7.3.5 |
| | 天保7年3月 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御殿通屋根葺替、こけら葺(ヒバ桁葺)) | 『城』18巻天保7.12.23 『城』21巻天保7.1.25 『城』21巻天保7.2.4 『城』21巻天保7.2.20 |
| | 天保7年4月 | 本丸御殿 | 本丸御殿改修(御鐘之間通屋根葺替) | 『城』21巻天保7.2.26 『城』21巻天保7.6.7 |
| 1838 | 天保9年3月以降 | 他 | 硝煙蔵建替 | 『城』21巻天保9.2.27 |
| 1855 | 安政2年 | 他 | 花巻川口町松川慈安三之丸に私塾を建設 | |
| 1860 | 万延元年 | 他 | 三之丸の私塾が藩に献納され藩校分校揆奮場となる | |

| 西暦 | 和暦 | 分類 | 変更歴 | 備考 |
|------|----------|------|--|-------------|
| 1868 | 明治元年9月 | 他 | 御役所（御蔵役所か）焼失、御細工場（御作事所か）焼失 | 『覚』明治元.9.27 |
| 1869 | 明治2年10月 | 他 | 花巻部令所設置 | 『市』1巻 |
| 1869 | 明治2年12月 | 他 | 蔵名称変更（西御蔵を西祖税所に、南御蔵を南祖税所に） | 『市』1巻 |
| 1870 | 明治3年5月以降 | 他 | 陸尺長屋解体、会所解体、御役屋解体、御囲穀物御蔵解体、硝煙御蔵解体、番所複数解体、残った建物は役所に転用 | 『市』1巻 |
| | 明治3年5月 | 他 | 蔵名称変更（西祖税所を西御蔵に、南祖税所を南御蔵に） | 『市』1巻 |
| 1871 | 明治4年2月 | 他 | 円城寺御門払下（昭和十九年（1944）の再移築まで板葺） | 『市』1巻 |
| 1873 | 明治6年11月 | 本丸御殿 | 本丸御殿払下（御台所御蔵含む） | 『払』 |
| | 明治6年11月 | 本丸 | 菱御蔵払下、番所二棟払下、台所前御門二棟払下 | 『払』 |
| | 明治6年11月 | 他 | 南御蔵役所払下、南御蔵四棟払下、早坂御門払下、中御門払下、御長屋御門払下、御蔵前御門払下、東御門払下、鐘楼払下、土蔵払下、土塀払下、 | 『払』 |

備考：『内』 = 内史畧、『雑』 = 雑書、『契』 = 花巻年契、『城』 = 花巻城代日誌、『覚』 = 覚書、『払』 = 花巻城拂下記録、『市』 = 花巻市史

『花巻城代日誌第一巻』文政十三年（1830）三月十六日には「一 鋌丸殿御出府ニ付御老女壹人御次女中壹人 御城江御附添泊ニ付仮住居取繕可有之候間心扣として右式人之上下別紙を以申来尤便所等者仮住居より餘り離れ不申様其向江可申含よし絵図面為取調遣可申旨宮内殿御内達之趣共申来絵図面之内御不断御上下之節御用ひニ相成不申候間御末並御次与申所仮住居ニいたし朱引之分者湯殿並便所新規為補理候間絵図面為取調花坂理蔵江遣」とあり、藩主南部利済の長男鋌丸の花巻城本丸御殿宿泊に際し、その従者である御老女と御次女中の詰所の改修を検討していたことが分かる。また、同様にこの記録からは、御老女らの詰所が「御末」や「御次」であったということも読み取れる。

近世全体を通じ、花巻城本丸御殿の中でも修繕が最も多かったのが、この御末通を中心とする御殿通北東の風呂便所から御鑓之間通北側にかけての範囲であった。

明治六年（1873）に行われた花巻城内の諸施設払い下げ記録に拠ると、当時の本丸内が松九本、杉二百十三本、小杉十本、楮一本など、多くの木々が生き茂る環境だったということがわかる（註4）。また、『雑書』天明五年（1785）八月二十七日条には「一 花巻、去ル廿四日夜大風ニて 御城廻、所々樹木吹折、御殿御屋根御庭之松木折懸御雪隠潰、御居間東平より御末屋根迄破損、其外御湯殿屋根・御台所迄、所々不少風はけ相出、西御門外堀へ大木折懸二間程返、御城内所々御門番屋根風はけ・壁離、菱御矢倉登方片屋根吹離、余程之破損所有之旨、御郡代新田目左兵衛以書状訴之、」とあり、強風によって本丸内の松が倒木し、御殿通北東の「雪隠」や「御

湯殿」、あるいは「御末」付近が大きく破損したことが分かる。これらの記載から合わせて考えると、御殿北側には建物に近接し、多くの樹木が生えており、これが倒木や落枝し、建物に直接被害を与えることもあったということが分かる。

また、『雑書』天明元年（1781）閏五月十八日条は、同年段階の城内諸施設の破損状態を報告したものであるが、これによると本丸内の塀は「樹木之下故、別て朽安（易）御座候間、」とあり、樹木の生長によって日照が阻害され、木造の建築群が、悪影響を受けるような環境だったということも分かる。

御鑓之間通

花巻城本丸御殿では、御鑓之間通以東の空間を郡代らの執務空間として使用していた。御鑓之間通内の各部屋では、「御城代席」・「御目付所」・「御物書所」などその部屋に詰めた諸職の職名がそのまま部屋名となっている。多くの部屋名に書かれた職名の多さから考えても、分棟内には多くの諸士や御給人が詰めていたということが分かる。

本丸全体の施設配置と間取りから考えると、本丸御殿に詰めた諸職らは「台所前御門」から本丸に入り、御鑓之間通南端にある「中之口」から御殿内に出勤したと考えられる。盛岡藩内の他の治所でも御仮屋空間に至る動線と、執務空間に至る動線は分離される傾向があるが、花巻城でもやはり同様に、藩主が使用する門や玄関（「西御門」⇒御殿通西端「御玄関」）と、平時に諸士や花巻御給人らが使用する門や玄関（「台所前御門」⇒御鑓之間通南端「中之口」）は別に計画されている。

なお、花巻城本丸御殿は複数の分棟を連続させることにより一棟の大型の御殿を形成す

る構成をとっている。これら分棟のうち、最大規模を誇るのはこの御鑪之間通であった。御鑪之間通の平面規模は梁間八間半×桁行十一間で、本稿で触れる建物群の中で最大である。

御臺所、御臺所御蔵

御鑪之間通の東に連続する御臺所は、御鑪之間通に詰める諸職らの食事を作る空間であった。絵図Bでは同所以東が描かれていないため、その詳細はわからない。しかし、絵図AとCの内容から考えると御臺所奉行の詰所の他に三基の釜を持つ土間の調理空間や、台所で使用する炭を収納する物置などが設けられていたということが分かる。また、絵図C段階の御臺所の平面規模は梁間七間×桁行八間で、南北方向を桁行とする直屋の東平に梁間三間×桁行五間の東西方向の直屋（「下御廊下」）が直行し連続する形状であったということも分かる。絵図Cの記載を見ると、この東に梁間三間×桁行五間の「味噌蔵」が連続していたようだが、絵図Aでは記載がない。

『花巻城代日誌第二十一巻』天保五年(1834)十月二十三日条には「御臺所御蔵長サ五間幅三間ニ御座候（後略）」とある。つまり同年段階の本丸には「御臺所御蔵」と呼ばれる梁間三間×桁行五間の土蔵が存在したことが読み取れる。同記載にある梁間三間×桁行五間という規模は、絵図Cに書かれた「味噌蔵」の規模と整合する。このことから考えると「御臺所御蔵」には「御味噌蔵」の異称があった可能性がある。

2) 本丸内の施設の改変歴

本丸御殿を含めた城内外の関連施設の改変歴を整理すると第4表の通りになる。ここではこのうち、本丸内の施設に限定し、重要な話題について取り上げたい。

本丸御殿の屋根葺材

花巻城本丸御殿の屋根は一貫して板葺きだった。『雑書』正徳六年(1716)二月十四日条には「一 花巻御城御屋根先達萱葺ニ被仰付候処、御材木賦申人数、萱葺之御人足共ニ惣人数積を以日用銭差積見候所、過分之儀ニ相見へ候付、御百生共勝手候ハ、高百石金壹歩位相出候へハ、元之柁葺被仰付儀ニ候、御前御為ニも罷成候義、百性共勝手ニも候ハ、右之通相出可然哉と、御代官共より御百性共へ相対候処、御柁代高百石付金壹歩宛相出候儀、御百姓共勝手候間被仰付被下度旨、

右出金当二月中半分、残て半金は当秋中差上可申由御百性共願上候旨、二郡中御代官共より御郡代へ以書付申出、遂披露候処願之通被仰出、二郡中御蔵・給所御新田御百性共申付候様ニと御郡代松田弥兵衛申渡、同役中原甚兵衛へも以書状申遣」とあり、本丸御殿の柁屋根を茅屋根に葺き替える検討が行われたが、結果従来の柁葺きが踏襲されたということが分かる。本丸御殿屋根の葺き替え工事記録は多く残されているわけだが、このうち葺き材が分かるもの限定すると何れも「柁葺」や「こけら葺」など、板葺きに限定した表現しか確認できない。

『花巻城代日誌第二十一巻』天保七年(1836)一月二十五日条には「一筆致啓上候然は 御城廻御屋根所々御手入御用檜柁三千八百三拾壹駄片馬内五百駄此度差越申候間其筋為御請取可被成候残之処は猶追々差越候様可致候右得御意如斯御座候以上 正月廿五日 御勘定奉行連名 中野要人様」とあり、同年三月に行われた本丸御殿御殿通屋根の葺き替えが「檜」の柁で行われたということが分かる。因みにここで挙げられている「檜」はヒノキ科ヒノキ属の針葉樹ヒノキではない。ヒノキは本州でも福島県以南にしか自生しない樹木で、盛岡藩内には存在しない。ここでいう「檜」はヒノキ科アスナロ属のヒバを指している。近世段階の盛岡藩ではヒバのことを「南部檜(ナンブヒノキ)」と呼んだ。他にも「檜葉」の字をあててヒバと呼ぶなどした。つまり同年行われた本丸御殿御殿通の屋根葺き替えはヒバを葺き材とした板葺きだったということがわかる。

なお、鍋倉城本丸屋形(岩手県遠野市)は万治元年(1658)に柁葺き屋根の建物として竣工した。しかし、享保十八年(1733)段階になると、修繕費用の軽減を目的とし、茅葺きに改められた。

管見ではあるが、盛岡藩内の他の治所(支城・代官所)でも、御仮屋や代官所など、施設内の主要な建物の屋根が瓦葺であるところも無い。何れも板葺きか茅葺きである。

花巻市教育委員会が平成三十年と令和元年(2018・2019)に実施した本丸御殿跡地の発掘調査では瓦も数点出土している。しかし、その量は少なく、御殿自体が瓦葺きであったと考えるのは難しい。検出された瓦片は、御殿の屋根葺き材ではなく、その周囲にある櫓

や塀のものだと考えるが、現時点では穏当であろう。

文化六年(1809)の本丸御殿改修工事

絵図Bは端書に「文化七年三月勝木藤蔵方持参 御前江入御覧ニ候御繪圖面」とあり、文化七年(1810)当時の郡代勝木藤蔵が藩に提出した図面か、ないしはそれと同様の情報を持った図面だということが分かる(第15図)。この文化七年(1810)三月に先立つ本丸御殿の工事記録として、『内史畧后五』の記載などがある。

『雑書』文化六年(1809)一月二十八日条には「一 花巻 御城御殿通及大破候ニ付、此度連々御繕御修覆被 仰付候、右ニ付ては追々二郡中へ出人足も可被 仰付候、併 御城御普請と申ニは無之、御修覆被 仰付候事ニ候間 御城御普請杯と唱候儀は、決て為致間敷候、此旨御百性共へ熟と申含心得違無之様可仕事、右者非番御代官へ申渡候様、御目付へ申渡之、」とあり、同年実施する本丸御殿の工事を「御普請」(建て替え)と呼ばず、「御修覆」(修繕)と呼ぶこと徹底するよう指示が出されている。

これには伏線があり、『雑書』文化五年(1808)九月二十一日条には「一 花巻御郡代へ被 仰渡、左之通、一 花巻地之儀は、境目樞要之場所ニ候之間、勤向重キ事ニ候、第一所給人共も多ク候事故、諸士之風儀不宜情弱ニ流レ、武備之心懸薄様ニては隣国之響も不宜、国威ニも相拘事ニ候、就中近年 公義大小御役筋之者数多、往来も有之候事故、自然と耳目ニも相触可申事候間、別て諸士心掛之儀は、常々重ニ心を付可申候、外代官所共違、郡代役筋ハ格別之事候間、郡代勤候者平日之心懸ニより自ラ給人共目当ニ相成、風儀も押移り候事ニ候間、急度相心得候様可仕候、尤城附武器も有之事故、手入方等常無怠様、是又申付候よふ相心得可申候、右御書付於 御前御郡代勝木藤蔵へ御渡被成、後々ともニ無怠様心懸可申候様被 仰渡之、此節内蔵罷出居也、」とある。つまり、盛岡藩は花巻城改修の情報が公儀衆の耳に入ることをひどく警戒しており、情報操作を行おうとしていたようだ。『内史畧后五』には「一 花巻御城至て大破相成候に付 此度御修覆被仰付候 依之御隣国へも近御場所 勿論近年公義大小の御役人繁々御通行有之候得は 御殿御修覆杯と万一申成候は 有之候ては 御差支の筋も有之候間 若不得止事 咄不申不

相成義も有之候節は 御城代御役屋の修覆と咄致可申候 右之趣は召使男女に致迄 厳敷可被申含置候 正月 文化六年己巳年 右御沙汰依て花巻御城御建替 地形堅 凡廿十日程 御給人嫡子二三男 日々凡百人程罷出直々手伝す 御居間御座敷通の絵張付は取離し 虫蝕しの所 取繕如元張付つ 年を取るといへとも 格別の損も無之元の如し」とあり、この工事の内容を、本丸御殿の修繕ではなく、郡代御役屋の修繕と偽っても良いという方針がしめされていたということも分かる。また、同日条の記述によって、この工事の内容についてもいくつかの情報を得ることができる。御給人の子息約百人を動員し、およそ二十日間の土工事(地形堅)を実施したということや、御殿通の建具修繕を行ったということが読み取れる。一連の工事のうち、木工事の内容が本丸御殿の全解体を伴うような建て替え工事であったのか、あるいは御殿の一部分のみを対象とした修繕工事であったのかまでは明記されていない。しかし、上述した『雑書』文化六年(1809)一月二十八日条に「花巻御城御殿通及大破候ニ付」とあることから考えると、木工事の内容は、御殿通の修繕を中心としたものであり、それに付帯して建具工事を行うという程度のものであったという推察ができる。

『雑書』文化六年(1809)一月二十八日条や『内史畧后五』の記載には「大破」という表現がみられる。この表現だけ見ると、建物が全壊に近い状態にあり、全解体を伴う建て替え工事を実施したのではないかという印象を受ける。しかし、実際に近世段階の工事記録を分析してみると、「大破」という表現を使いながらも、建て替え工事を行うほどではなく、修繕程度の工事内容に留まっている例はとても多い(註5)。一連の工事内容の成果報告図であろう絵図Bには御殿通の東端に沿って朱で線引きがされている。これに前後する資料の内容から考えると、この朱引き線以西の範囲が御殿通工事の工事範囲であったろうことは間違いない(第18図)。

なお、『雑書』文化七年(1810)十一月二十日条には「一 勝木藤蔵 花巻御城御普請ニ付骨折候間、御紋長御上下一具、銀五枚被下置旨 於 御前被 仰渡之、御役人共へ申知之、」とあり、工事終了に伴い、郡代勝木藤蔵が褒美をいただいたことがわかる。また、同様に一連の工事が文化七年(1810)

十一月以前の段階で終了していたということも読み取れる。

問題は、約二千の人工を動員した「地形堅」の工事内容と範囲であろう。二千人の人工を投入しての土工事であれば、本丸平場の整地以上のこともできるはずだが、これについては想像がつかない。大勢の御給人が参加したということ強調するための誇張表現なのか、あるいは本丸の整地に合わせ堀浚いなど、なんらかの土工事を行った可能性や、人手が必要な揚屋や曳家などの大掛かりな工事も行ったとみるべきなのかもしれないが、現時点では特定できない。

天保五年(1834)の御臺所御蔵解体検討

味噌蔵の異称を持っていた可能性がある御臺所御蔵は絵図Cに「三間 五間」と寸法がしめされているのみで、以外は未詳である(第6・16・19図)。

また、御臺所御蔵は『花巻城代日誌第二十一巻』天保五年(1834)十月二十三日条に「御臺所御蔵長サ五間幅三間ニ御座候處数年ニ相成至て大破仕此節御手入難相成其儘差置候而は危御座候ニ付取毀置申度旨御役人共申出候由尤一先為御取毀追て御建替之義は申上度旨共ニ申出候付御同役へ被仰遣候処早速御用番典膳殿へ御談合申候處被聞届候挨拶ニ御座候旨十月廿三日要人方より申来候事」とあるように、同年段階で大破しており、取り壊しが検討されていることが分かる。この解体工事が実施されたか否かは不明であるが、明治六年(1873)に実施された城内諸施設の払い下げ記録には、本丸内の払い下げ対象の建物として「一、土蔵 十五坪」が挙げられている。このことから考えると、少なくとも明治六年(1873)段階には、本丸内に十五坪の土蔵があったことは間違いない。

御臺所御蔵の規模である三間×五間は、畳数で三十畳に相当する。これを盛岡藩内で使われていた中京間換算で坪数計算すると15.03坪となり整合する。つまり、天保五年(1834)段階で、解体が検討されていた御臺所御蔵は、明治六年(1873)までそのまま使用されたか、ないしは同寸法で再建されていた公算が大きい。

絵図Aには、御臺所以東に建物が描かれていないが、この理由は不明である。また絵図AやCに描かれた御臺所の東平に付設する梁間三間×桁行五間の角屋のことを御臺所御蔵と呼んだ可能性についても検討したが、同棟

は絵図Cの記載にもあるように「レンシ」(連子窓)や、「水ヤ」(流し)を持つ建物であり、土蔵であった可能性は低い。

御臺所御蔵の位置と有無については、次年度以降継続する本丸内の発掘調査の成果を待って再考したい。

本丸各所の堀

絵図Aを見れば明らかなように、本丸御殿の周りには複数の仕切り堀が設けられていた。これは先述したような藩主と諸士・御給人らの動線の分離や、特定の座敷からの視界を保護することを目的に設けられたもので、中近世段階の上層武士住宅では一般的に確認できる傾向である。

また、これも絵図①を見れば明らかなように、本丸平場は狭間を持つ土堀によって囲繞されていた。この土堀は『花巻城代日誌第二十一巻』天保七年(1836)三月五日条に「(前略)御城西御門左右石垣之上太鞍堀並柵新規御建替(後略)」とあるように、「太鞍堀」(太鼓堀)と呼ばれていた。

なお、この板堀と土堀の屋根は『雑書』天明元年(1781)閏五月十八日条に、「(前略)仰付候様被成下度奉存在候、依之惣堀屋根板仕替此間数百九拾九間程ニ御座候、是迄は松板壹枚葺にて樹木之下故、別て朽安(易)御座候間、此度は松板七、八分位之壹枚板にて其上へ杉皮ヲ置、唐竹を以押打ニ仕候ハ、式拾ヶ年は保可申奉在候、(後略)」とあるように、松板を一枚葺くのみ極めて簡便な屋根だった。厚い土堀に対し、松の厚板一枚葺きの屋根というのは、あまりにも不釣り合いな印象を受けるわけだが、事実同日条には「(前略)且先年小向才右衛門御郡代勤中(宝暦十二年から明和六年(1762～1769))御本丸惣堀建替申候処、三、四年以前より屋根板段々朽当時過半無之、雨之度毎損申候程扣共ニ丈分(夫)ニ御座候共、屋根板無之故雨にて壁流落申躰御座候、第一之御囲之堀ニ御座候故、是非当秋迄之内被(後略)」とあり、葺板は簡単に朽ち、壁土が流れる状況だったということが分かる。

なお、本丸北側の土堀に近い位置を掘った平成二年度調査や、馬出の長屋門近辺や西御門跡地を掘った平成四～六年度調査では、瓦片も出土している。しかし調査面積から考えるとその点数は少ない。

本稿執筆に際して行った調査では、城内各所の建物がどの段階で瓦葺き化したのかとい

う問題を意識しながら資料にあたった。しかし、西御門及び本丸太鼓塀を含む城内の各施設がどの段階で瓦葺き化したのかを特定することはできなかった。

3) 発掘成果と絵図の成立順

本節では平成三十年度と令和元年度に実施した本丸御殿跡地の発掘調査の成果と、各種文献類に示された本丸御殿の改変歴、そして各絵図に描かれた情報を複眼的に比較することによって、三絵図の成立順について仮説の提示を行う。

発掘成果の概要

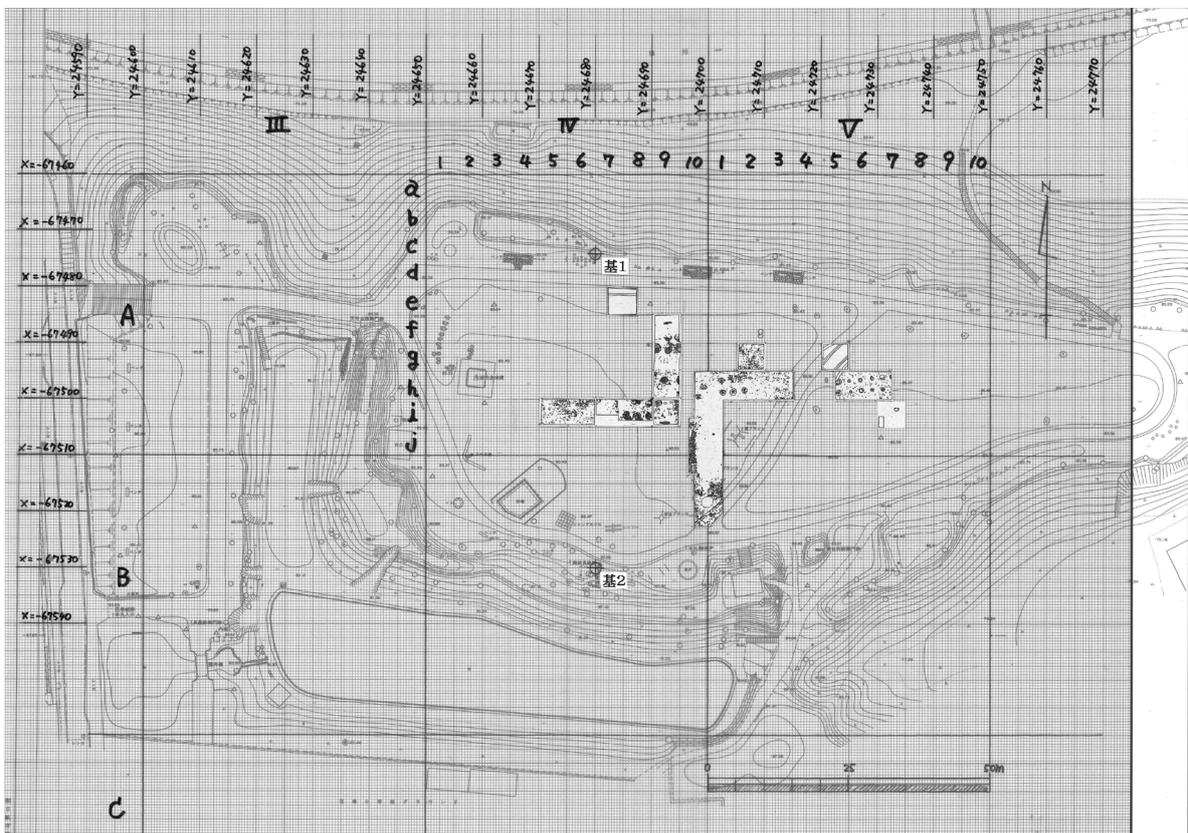
平成三十年度及び令和元年度に、花巻市教育委員会が実施した本丸御殿跡地の発掘調査では、御殿の礎石栗石と考える集石遺構列などが検出された。花巻市教育委員会からご提供いただいた二箇年分の調査データによると、遺構検出面は表土直下5cm程度と浅い。遺構検出面で掘削を止めているため、廃城以降に本丸平場が大規模な削平を受けていない限り、第20図に挙げた遺構配置図の情報は、城館再末期段階の様相を伝えるものだと理解してよい。

絵図の成立順を考える上での前提

これまでの検討を踏まえ、下記五点を前提として、絵図の成立順について検討したい。

- ①三種の絵図が描かれた年代幅内では、何れかの分棟の全解体を伴うような大規模改修は行われなかった。
- ②御鑓之間通の東西で分棟の連なりに変化があったのかは議論しない。
- ③「御臺所御蔵」(=味噌蔵)の成立については議論しない
- ④絵図Bは文化七年(1810)三月段階の情報を記載したものである。
- ⑤絵図Bと絵図Cには直接的な前後関係がある。

①については三章一節の検討によって明確である。三種の絵図の内容には確かに多少の異同がある。例えば、屋根の名称や間仕切り、あるいは柱の配置など、細部については差異が認められる。しかし、第18・19図・第3表で整理したように、「御殿通」・「御末通」・「御鑓之間通」・「御臺所」という四棟の分棟構成は何れの段階でも踏襲されているし、その機能分化の様相にも変化はない。また、各分棟



第20図 平成三十年度・令和元年度発掘調査 遺構配置図

の平面規模も基本的には同様である。何れかの分棟一棟を取り壊し、再建するなどような大掛かりな改修が行われた可能性は考え難い。つまり（詳細が不明な御臺所御蔵の有無を別とすれば、以外の）四つの分棟は、基本同一の建物の一部分を修繕したり、ないしは増改築をするなどの小規模な改修しか行われなかったと考えて良い。

②については検討のしようがない。絵図に描かれた情報をそのまま鵜呑みにするならば、その内容の通り、絵図A・Bの段階では各分棟の連なりが直線状になり、絵図Cの段階では御鑓之間通の中ほどで分棟の連なりが斜交するような状態であったと考えるべきだろう。しかし、本稿執筆に際し行った調査では、御末通以西ないしは御鑓之間通以東の解体再建や曳家など、大規模な改修が行われたと断言できるような資料を確認することはできなかった。ここでこのことについてこれ以上論じても無益であろう。このためここでは、御末通・御鑓之間通間の取り合いの変化については議論しない。

③についても同様である。御臺所御蔵に関しては三章一節と三章二節で提示した以上の情報がないため、検討が難しい。このため、ここでは御臺所御蔵の発生と存続期間については議論しない。

④については絵図Bの端書に「文化七年三月」記載があるほか、他の資料でも文化六年から翌七年にかけ間に本丸御殿御殿通などの工事が行われた記録が多くある。図中の朱引き線もこの工事範囲と整合することを合わせて考えても、絵図Bはこれら一連の工事に関連して作られた図面だと評価できる。ここでは同図の端書にある通り、絵図Bは文化七年(1810)段階の本丸御殿を描いたものだとすることを前提とした。

⑤についても、第18・19図の比較で明らかであろう。三種の絵図のうち、絵図BとCは類似点が多く、絵図Aのみが異質である。つまり、絵図BとCは比較的近い年代の本丸御殿を描いた絵図であり、直接の前後関係を持っている可能性がある。よって、一枚のみ異質な情報を多く持つ絵図Aは、絵図B・Cに前後する段階の本丸御殿を描いている公算が大きい。つまり三枚の絵図の成立順はA⇒B⇔CかなしはB⇔C⇒Aになる蓋然性が高い。そして、同じ理由からB⇒A⇒CやC⇒A⇒Bになることは考え難い。

文政十三年(1830)御末通湯殿便所新設検討

『花巻城代日誌第一巻』文政十三年(1830)三月十六日には、「一 錠丸殿御出府ニ付き御老女壹人御次女中壹人 御城江御附添泊ニ付仮住居取繕可有之候間心扣として右式人之上下別紙を以申来尤便所等者仮住居より餘り離れ不申様其向江可申含よし絵図面為取調遣可申旨宮内殿御内達之趣共申来絵図面之内御不断 御上下之節御用ひニ相成不申候間御末並御次与申所仮住居ニいたし朱引之分者湯殿並便所新規為補理候間絵図面為取調花坂理蔵江遣」とあり、同年三月段階で、御末通に「湯殿」と「便所」の新設を検討していたということが分かる。

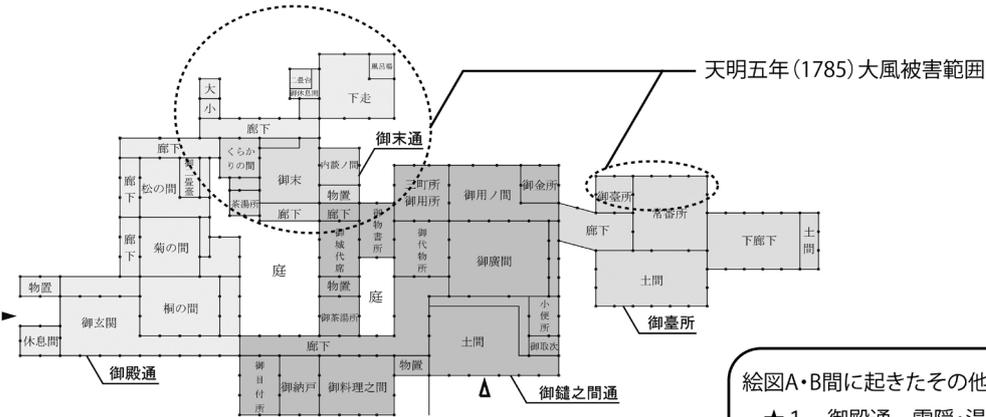
三種の絵図を比較すると、絵図Cにのみ御末通に風呂と便所があることが分かる(第21図)。このことから考えると絵図Cは文政十三年(1830)三月以降の図面である可能性が高い。

天明五年(1785)大風被害

『雑書』天明五年(1785)八月二十七日条には、「一 花巻、去ル廿四日夜大風にて御城廻、所々樹木吹折、御殿御屋根御庭之松木折懸御雪隠潰、御居間東平より御末屋根迄破損、其外御湯殿屋根・御台所迄、所々不少風はけ相出、西御門外堀へ大木折懸二間程返、御城内所々御門番屋根風はけ・壁離、菱御矢倉登方片屋根吹離、余程之破損所有之旨、御郡代新田目左兵衛以書状訴之、」とあり、同年八月二十四日の大風によって、御殿通の「東平」(御殿通東側面)、「御雪隠」、「御湯殿」あたりから「御台所」までの範囲が大きく被害を受けたということが分かる(第21図)。つまり同年の被害に前後して、御殿通北東から御末通北、そして御臺所北西隅あたりまでの範囲が改変されたと考えて良い。

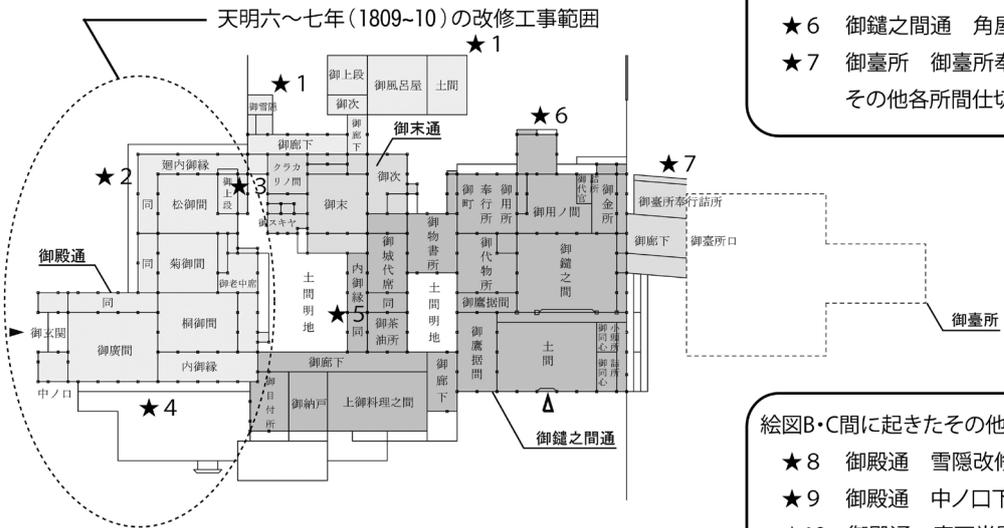
三枚の絵図に描かれた同所付近の内容を分析すると、絵図Bと絵図Cは、ほぼ同形状で間取りの違いも少ない。一方、絵図Aのみは、内容が大きく異なることがわかる。御殿通北東端部分の差が最も顕著であろう。この分棟の性格は三図とも風呂(絵図A「風呂場」・絵図B「御風呂屋」・絵図C「御湯との」と、これ付属する小さい座敷(絵図A「二畳臺」・絵図B「御上段」・絵図C「上段」)であるが、絵図Aのみ建物の形状が異なる。つまり、同一箇所と同性格で異形状の建物を建て替える工事が行われたことが分かる。絵図Bは文化七年(1810)、絵図Cは文政十三年(1830)

絵図A =天明五年(1785)八月二十四日以前



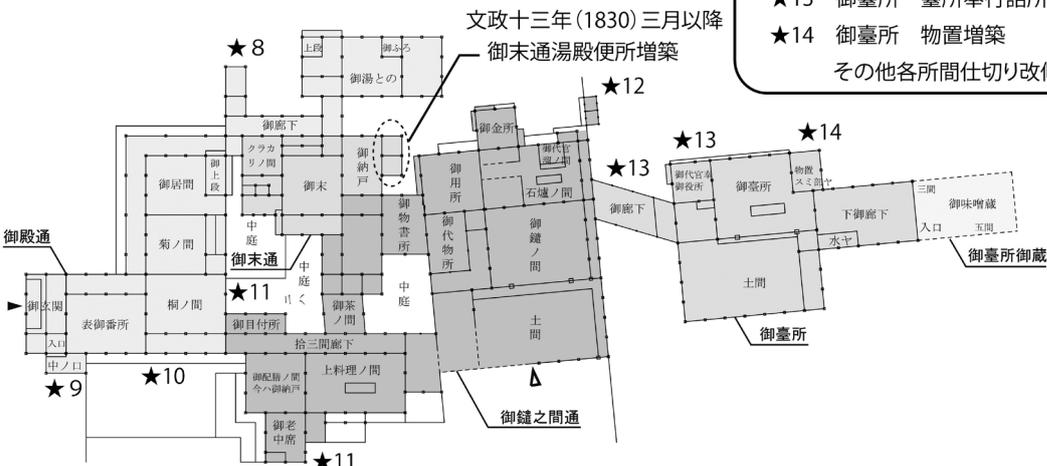
- 絵図A・B間に起きたその他の改変
- ★1 御殿通 雪隠・湯殿改修
 - ★2 御殿通 濡縁増築
 - ★3 御殿通 松御間増築
 - ★4 御殿通 内御縁増築
 - ★5 御鑓之間通 廊下増築
 - ★6 御鑓之間通 角屋増築
 - ★7 御臺所 御臺所奉行詰所増築
その他各所間仕切り改修

絵図B =文化七年(1810)三月



- 絵図B・C間に起きたその他の改変
- ★8 御殿通 雪隠改修
 - ★9 御殿通 中ノ口下屋増築
 - ★10 御殿通 廊下半間縮小
 - ★11 御殿通⇒御鑓之間通
御老中席変更
 - ★12 御鑓之間通 便所増築
 - ★13 御臺所 臺所奉行詰所撤去・変更
 - ★14 御臺所 物置増築
その他各所間仕切り改修

絵図C =文政十三年(1830)三月以降



第21図 本丸御殿の変遷と絵図の成立年(推定)

以降の絵図であることが濃厚で、ここで触れた天明五年（1785）八月二十四日の大風被害後の状況を描いた資料と位置付けられる。

このように考えると絵図Aは天明五年（1785）八月二十四日の大風被害以前の状態を描いた資料である蓋然性が高い。

絵図の成立順と年代比定

以上本節では三枚の絵図の成立順について検討を行った。結果、三枚の絵図の成立年は絵図Aが天明五年（1785）八月二十四日以前、絵図Bが文化七年（1810）三月、絵図Cが文政十三年（1830）三月以降、であることが濃厚である。よって、三枚の絵図の成立順は、絵図A⇒絵図B⇒絵図Cになる蓋然性もともと高い。

4) 城内外の関連施設の様相

第4表は、花巻城内外の関連施設の改変歴を整理したものである。ここではこのうち、本丸以外の施設に限定し、重要な話題について取り上げる。

花巻城代御役屋

盛岡藩内の治所（支城・代官所）は多くあるが、盛岡から派遣される諸士が複数人いる場合、その御役屋（官舎）も人数分作られた。例えば三戸代官所には、三戸代官と三戸御蔵奉行という二人の諸士が盛岡から派遣されていたわけだが、一役職に対し一棟ずつの御役屋が与えられた。また、一章でも触れた通り、盛岡の諸士が地方の代官などに任命される場合、一名ではなく二名が任ぜられた。二名の代官のうち一名は当番と称し、担当の治所に出仕した。もう一名は非番と称し、藩庁に出仕し、当番の代官と家老を取り次ぐ役目をおった。当番と非番は六か月交代の輪番であったが、両者は交代で同一の御役屋を使用した。

花巻城内では二之丸の西隅の一画に南北二棟の御役屋があったことが知られている（第3表）。このうち南御役屋は『雑書』元文四年（1739）九月八日条に「一 花巻御郡代矢幅八右衛門居懸候御役屋、昨七日丑之刻自火にて御役屋不残焼失、御城并御蔵ハ無別条、預御道具等は無相違相出候由、右ニ付、八右衛門義、北御役屋へ引移遠慮仕罷在候段、御取次照井与五左衛門も以訴之、」とあるように、同年九月七日に焼亡し、以降は再建されなかった。

他例から考えると、南北二棟の御役屋は、

一棟が郡代のもので、もう一棟を花巻本・新御蔵奉行など、別の盛岡から派遣されていた諸士が使用していたと考えたところであるが、花巻においてはこの限りではなかった。『内史畧前九』には「一 北御仮屋に岩間将監 二百石 寛永四丁卯年より勤 南御仮屋に織笠庄助 二百石 寛永四丁卯より勤 利視公御代矢幅八右衛門 元文四己未年八月勤仕の処に 同年九月八日南御仮屋焼失 其以後北御仮屋斗に成」とある。ここで挙げあげられている岩間将監と織笠庄助はともに寛永四年から正保二年（1627～1645）の期間、花巻郡代を務めていた。つまり二棟の御役屋は何れも花巻郡代が使用することを前提に作られたものであり、元文四年（1739）以前までの歴代の郡代は、自らの好みに合わせ、南北いずれかの御役屋を自由に選択して良い権限を持っていたということが読み取れる。

花巻本・新蔵奉行、蔵目付御役屋

花巻御蔵奉行らの御役屋の所在については、『雑書』享保四年（1719）十月七日条に記述がある。同日条には「一 花巻本新両御蔵奉行并御蔵目付、例年三御町にて宿仕来、宿本へ惣町より御伝馬等合力仕候由、近年三御町困窮ニ付き、右宿御免被下度趣願上、依之御役屋相建候様被 仰付候処、当年別て御普請多、作等不宣、殊当冬為御登殺も最早被 仰付、御百姓共不勝手罷成候間、御町奉行尤三御町之者共相對之上、壹ヶ年御蔵奉行宿壹ヶ所八貫文、御蔵目付宿一ヶ所壹ヶ月壹貫四百文宛、御蔵入高より宿賃相出申筈、御百姓共依願相對仕候間、右之通被 仰付被下度旨、高木・安俵通御代官中野金右衛門・佐久間民右衛門、万丁目通御代官田鎖多左衛門・黒沢小弥太、八幡・寺林通御代官長坂十太夫・鳥谷部嘉右衛門、以書付御郡代迄申出候由にて、御郡代より差遣、右願之通被 仰付之」とあり、花巻本・新御蔵奉行と御蔵目付は御役屋を持たず、城下三御町の何れかに投宿していたことが分かる。

この投宿先が専用の旅宿であったのか、あるいは検断などの私邸であったのかまでは読み取れないが、三御町の町人らは「困窮」しており、蔵奉行らの宿泊を歓迎していなかったということが分かる。また、御役屋の新設についてもこれ以前から議論はあったようだが、結局これは行わず、奉行らが支払う宿代を上げることにより、町人らの不満を解消しようとしていたことが分かる。

この後年に花巻本・新蔵奉行らの御役屋が作られたのかについては資料がない。しかし、後述する明治三年(1870)四月の城内の建物の解体記録や、明治六年(1873)十一月に行われた城内の建物の払い下げ記録の中に、蔵奉行らの御役屋と比定できる規模や名称の建物が無いことから考えると、享保四年(1719)十月以降も花巻本・新蔵奉行と御蔵目付らは御役屋を持たず、城下の町場に宿泊を続けた可能性が大きい。

天明元年から同七年(1781～1787)の再整備

『雑書』天明元年(1781)閏五月十八日条は当時の郡代新田目左兵衛による同年段階の城内諸施設の破損状況の報告兼再整備の提案である。本丸内の土堀や仕切り堀の仕様説明に際し、一度挙げているが、重要な内容を多く含む文章なので、もう一度触れておきたい。

同日条には「一 花巻御郡代新田目左兵衛伺書、左之通、花巻御城御殿通御屋形通は勿論、櫓・御門五ヶ所、御本丸惣側土堀・角矢倉・菱矢倉、其外御仕切御門、所々御長屋通御馬屋、鬼柳御仮屋共ニ大破ニ付、去々年中より段々先役共申立候処、去春御勘定頭高谷四郎兵衛被遣見分被仰付、見届候通難被御捨置程之大破ニ御座候得共、既ニ御本城并御新丸御殿通(盛岡城及び盛岡城新丸御殿)御破損共ニ、御普請難被仰付程之御時節、猶更爰元御城之儀御普請難被仰付趣無御扱御次第御座候、隨て当二月御用金在町へ被仰付候序、右御破損共見届、御下向前御屋根通計も取繕方私へ被仰含被遣、見届之上御本家通本繕葺ニ仕、其外は指桎同前之葺方にて、当時御殿通御屋根は御下向前雨漏之処計葺抜相済申候、御居間北破風下通○木取替葺方為致候ハ、御本家通ハ暫相保可申、其外は不少御物入一度被仰付候御事、勿論御届不被成御時節ニ御座候間、壹ヶ年ニ二、三ヶ所宛も被仰付候様仕度奉存候、且先年小向才右衛門御郡代勤中御本丸惣堀建替申候処、三、四年以前より屋根板段々朽当時過半無之、雨之度毎損申候程扣共ニ丈分(夫)ニ御座候共、屋根板無之故雨にて壁流落申躰御座候、第一之御囲之堀ニ御座候故、是非当秋迄之内被仰付候様被成下度奉存候、依之惣堀屋根板仕替此間数百九拾九間程ニ御座候、是迄は松板壹枚葺にて樹木之下故、別て朽安(易)御座候間、此度は松板七、八分位之壹枚板にて其上へ杉皮ヲ置、唐竹を以押打ニ仕

候ハ、式拾ヶ年は保可申奉在候、当年ハ右堀屋根板并仕切堀之内式ヶ所御建替、其外難差延処取合御取繕古道具相用、此御入方桎・竹・釘之外、大方百八拾九貫文余懸り可申哉、明年は櫓御門屋根頓て下地葺葺之上へ、杉皮差置候積ニシラ為御葺被成候ハ、明年中ニ御門式ヶ所計ハ出来可申、依之壹ヶ年式百貫文宛、六、七ヶ年御加金被仰付候ハ、右年数中ニは鬼柳御仮屋建替、御城内五ヶ所之矢倉御門・角矢倉御繕共ニ出来可仕哉と奉存候、六、七ヶ年之内ニは猶大破も相出、当時之指積とは違可有之候得共、其内は如何様ニも当座凌之繕ニても仕候ハ、唯今之大破之場所も六、七年は保可申、右加金にて不足之所は御当用之内より相加可申候間、右式百貫文御加金被仰付被下置度奉存候、此節御勝手向御差支御渡被成候ハ、当暮迄之内右引当於花巻才覚申付、来月中より取付九月中迄ニ出来仕候様、為取計申度奉存候間、当暮迄ニ右御加金式百貫文御渡方被仰付被下置度奉存候、十月ニも至候ては短日旁御不益ニも御座候故、冬中は下拵等為仕置、来年ハ早春より御矢倉御門へ取付、何も出来之節御見分被仰付被下置度、猶伺之通被仰付候ハ、ヶ所附仕様附等差上可申候、前書之趣被仰付不被下置候てハ、一兩年相過候ハ、新規同様之御普請ニ可相成哉旁奉伺候以上、五月新田目左兵衛右伺之通附札を以、此節爰元詰合ニ付、於席申渡之、」とあり、十七世紀初頭に竣工し、享保六年(1721)三月に焼失しなかった建物群がいずれも老朽し、建て替えや修繕を検討する時期に来ていたということが分かる。

この郡代の提案に対しての藩側の回答は未詳であるが、天明二年(1782)三月の追手門屋根葺き替え、天明三年(1783)五月の西御門屋根葺き替えなど、翌年以降城内各所で工事が相次いで行われている。このことから考えると、郡代の提案はある程度通ったと理解してよいだろう。

また、『雑書』天明二年(1782)十月二十五日条に「一 花巻御城内中御門屋根葺替之儀、当春申来候処此度出来之由、尤兼て杉皮葺之趣ニ申来候処、追手御門同様栗板にて析葺ニ申付候段、乍然御代物等ハ当暮御渡銭式百貫文引当、為繰合来春御下向前ニは、早坂御門・西御門、何も櫓御門栗板析葺、当冬中致用意取付候、手合之由御役人とも申出候旨、御郡代より以書状申来之、」とあるよ

うに、再整備に合わせ、建物の長寿命化を図るため、城内各所の門の屋根が杉皮葺きから、栗の厚板葺きへと改良されたことも分かる。

門の屋根葺材

続けて城内各所に作られた門の葺き材を話題にあげたい。第4表では、資料中で特定できる工事内容については可能な限り詳細に記述した。屋根の葺き替え工事に関し、その葺き材を特定できる場合にはすべて掲載しているが、結果「瓦葺」や瓦葺き工事に関連するような語を確認することはできなかった。

例えば『雑書』享保六年(1721)四月四日条は、同年三月二十九日に花巻で起きた火災の惨状を伝える記録である。同日条には、「一花巻川口町五郎助と申もの火本にて、去ル廿九日巳ノ刻出火、町家数五拾四軒半焼失、中小路御給人亀ヶ守右久衛門・築田通益・(中略)宮森松之助、右家数三拾軒、南館之内松川八左衛門・富沢佐左衛門・戸来軍兵衛・石沢孫市、右五軒 一 御新蔵之内大俵蔵、長式拾三間、横五間 一 同所小俵御蔵、長式拾五軒、横四間半 一 相場御蔵、長拾五間、横五間 一 大豆御蔵、長拾三間、横五間 一 斗御小屋、長式拾壱間、横四間 一、御長屋、長三拾三間、横三間 一 御馬屋、長式拾六間、横三間 一 御蔵前御門板葺、長三間、横式間 一 大工御小屋、長十四間、横四間 一 菱御矢倉、但桁葺、長五間、横式間半 一 中御門先御矢倉桁葺、長式間、横壱間半 一 御武具蔵桁葺、但三間之雨屋有、長五間、横三間 一 鐘堂并御破損小屋(後略)」とあり、御蔵前御門が「板葺」、菱御櫓と中御門先の櫓は「桁葺」(栩葺き)・御武具蔵は「桁葺」であったことがわかる。屋根葺き材の記載のない建物のうち、耐火建築であることを求められた蔵群(御新蔵の「大俵蔵」・「小俵蔵」・「相場御蔵」・「大豆御蔵」)あたりは瓦屋根であった可能性もあるが、確証はない。なお、南御蔵跡地は花巻市教育委員会によって、発掘調査がされている。しかし1.315㎡の調査面積に対し、瓦片は四点しか出土していない(註6)。

また、『雑書』天明二年(1782)四月十五日条の「一 花巻 御城追手御門屋根、桁葺去月十三日より為取付、惣様葺方出来老中之御門葺替は、御參勤過より為取付候由、御郡代より申来之、」という記載や、先述した『雑書』天明二年(1782)十月二十五日条にあるように、同年春の段階で城内各所の門は杉皮

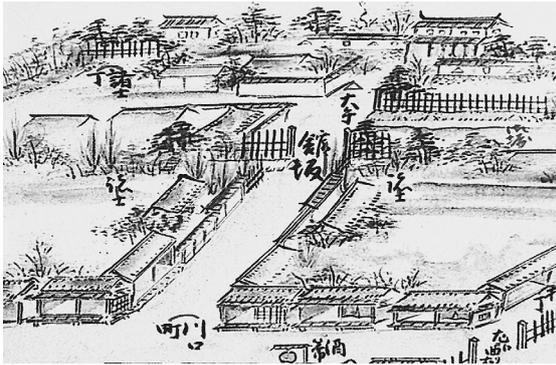
葺きであり、追手御門・西御門・中御門は、杉皮葺きから栗板による栩葺きへと改められた。

『花巻市史第二巻』には、円城寺御門の棟札や、解体工事時に発見された墨書の翻刻が掲載されている。これによると同門の寛保二年(1742)・天明六年(1786)五月・文政五年(1822)三月の屋根葺き替えは何れも板葺であったということが分かる。このように城内の門は少なくとも十八世紀末の段階でも板葺を主体としていた可能性がある。

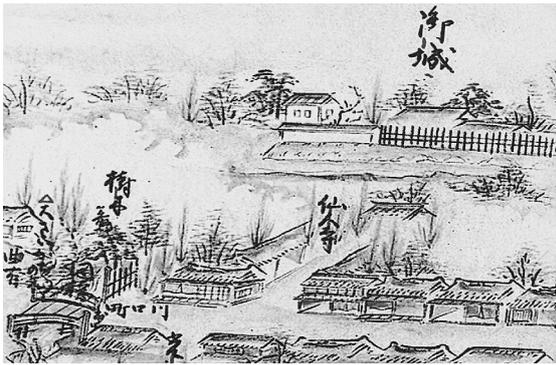
当然全ての資料中に屋根葺き材の記述があるわけではない。ただ「修覆」(修繕・改修)や「立替」(建て替え)、あるいは「普請」(工事)とだけ記している場合も多く、工事範囲や内容を特定できないことも多い。しかし、だとしても「瓦」や瓦工事に関連する語が全く出てこないというのは奇異であった。

一方で、ここで挙げた資料類の記述とは相反する内容の資料も存在する。例えばもりおか歴史文化館蔵『増補行程記』は盛岡藩士清水秋全が、寛延四年(1751)に作成した奥州道中絵図として知られる。同資料は、奥州道中沿いの街並みの建物を瓦葺き(灰色、棟に箱棟を描く、稜線は直線、屋根の傾斜方向に合わせ細かい間隔で瓦葺を表現したであろう長い描線を入れる)・板葺き(赤茶色、棟に樋棟を描く、稜線は直線、屋根の傾斜方向に合わせ棟付近と軒先付近にのみ短い描線を入れる)・茅葺き(明黄褐色、棟はない、棟線は曲線、屋根の傾斜に合わせ棟付近と軒先付近にのみ短い描線を入れる)の各仕様に合わせ、図表現と彩色を使い分けている。これによると、追手御門とこれに連続する土堀は、何れも瓦葺屋根で漆喰塗土壁である(第22図)。このように寛延四年(1751)の『増補行程記』の内容と、『雑書』天明二年(1782)十月二十五日条の記述は矛盾する。同様に『増補行程記』では、花巻城本丸御殿を板葺で描いている(第23図)。この内容は、これまでの検討内容と矛盾していない。しかし一方で、西御門は瓦葺屋根の漆喰塗土壁の櫓門として書かれており、やはり『雑書』天明二年(1782)十月二十五日条の記述と整合しない。

また、松井同圓が寛政年間(1789～1801)に著したと伝えられる『和賀陣貫郷村志 巻之中』には「一花巻城(中略)當城追手の門は西南に在。昔瓦葺にて在し故瓦門と云しを、今も旧号を改めず瓦門ト呼。(後略)」とある



第22図 『増補行程記』花巻城追手門



第23図 『増補行程記』花巻城本丸

わけだが、これも『雑書』天明二年(1782)四月十五日条や同年十二月二十五日条の内容と整合しない。

多く伝えられる花巻城の曲輪全体を描いた絵図では、櫓門や塀の屋根を板葺系の色で彩色していることが多い。今後はこれら一つの資料群の年代比定と分析を行う必要があるだろう。

揆奮場の梁間

安政二年(1855)、花巻市川口町の松川慈安は私財を投じ、花巻城三之丸内に私塾(文武学館)を建設した。この文武学館は、万延元年(1860)に藩に献納され、藩校分校揆奮場として使われた。揆奮場に様相については、松岡他次郎氏の「揆奮場」に詳しい。「本学館(揆奮場)の敷地は場内三の丸に在りて、北方城濠を挟んで二の丸の御城代屋敷(郡代御役屋)に対し、西は小丘の如き城外壁たつ巨大の防塁にして、古松老杉鬱然として天を摩して、其外部を窺ふ事を得ず。(中略)今幼時の記憶を喚起して其概要を記せんに其地域は東西六十間に近く、南北約三十間許なるべし。道場は東方道路に面して建設し、文場は中央正門内広場の西方に位し、東西二十間巾五間武場は近く道路に接して南北長十間幅五間、高さ十八尺許にして、大要内部には一

本の支柱なく床板なくして、一様の堅土間と為し外部は藩時武場一般の様式として、南東北の三方は土台上部より高さ五尺許は分厚黒色塗りの腰板を張り廻らし其上部に高さ四尺の武者窓を開き、同じく黒塗の三寸角三本の横木を取付、其他は皆白漆喰塗り壁とし、南方に通用門を開き、武場の出入を便にし、同所西方正面上段には御城代席を設け、次で師範席、相手方席、其他諸武具置場等必要の建物があった。文場は中央正門の正面に玄関を設け、其右に中の口と称する出入口ありて学徒の用に供し、正玄関内には三坪内外の内玄関を設け其奥に十二坪の教室あり、其西方は大講堂にして、東西六間南北四間、西端が大床にして相間に江幡五郎先生の書『揆奮場』の三大字及其記文の扁額を連掲せられ、又本床には孔子立像の大書幅を掲げありて、當時小供心にも何となく、敬虔襟を正すの心を、起こさしめたものがあった。文場及武場共に其室外に巾一間の廻廊を廻らし、玄関に連絡し、内外の交通を便にせり。其外宿直室、物置場等附属建物ありて、當時城内に於ける屈指の建造物にして、其堂々たる雄姿は衆人の眼を驚かしめたのである。又文武場後方の広場には、弓銃的的場、馬場、及び騎射場等を設け、武道諸般の練修の道一として備らざるはなく、眞に藩立文武学館として他方面に対して何等遜色なく、花巻揆奮場の名聞、藩に著はれたのであった。(後略)

非常に多くの情報を含む文章であるが、中でも興味深いのは「武場」(武芸稽古場)の梁間が「幅五間」で、内部には一本の支柱も無いという記述であろう。柱梁建物の梁に多く使われる松は、長く成長したとしても三間程度のものしか採れない。このため、身舎梁間三間半以上の空間は、事例が少ない。

盛岡藩内の藩校やその分校に関する建築史側からの研究は皆無であるが、三戸代官所内に併設されていた藩校分校「為憲場」と、遠野の藩校分校「信成場」の武芸稽古場が、ともに身舎梁間四間であることが知られている(註7・8)。

松川氏の覚書の内容が正確であるか否かは分からない。また、「幅五間」という表現が身舎のみを指したのではなく、これに付随した下屋や庇までを含めた梁間総長を指しているのかについても不明である。しかし、もしこの「幅五間」という記述が、そのまま身舎梁間五間を指しているのであれば、揆奮場

の武芸稽古場は藩内屈指の大空間であった可能性がある。

なお、前述した『雑書』享保六年(1721)四月四日条の火災記録には、新御蔵之内の大俵蔵・相場御蔵・大豆御蔵が横五間、小俵御蔵が横梁間四間半、斗御小屋(計り小屋)が横四間だったという記載がある。横という表現は幅と同義なので、これが梁間間数を指すのだろう。ただし、土蔵は身舎梁間の中央に棟持柱を立てる構造を選択することも多いので、これら蔵のサイズを同様のものとして比較することはできない(註9)。

明治三年(1870)四月の城内一部建物解体

『花巻市史第一巻』には『藩庁目録明治三年五月十日』の内容が転記されている。内容は、「五月十五日 一、花巻御家建家之内、御不用之分御取毀ニ付、同所出張鈴木大属伺左之通 一、御城建家之内、別紙絵図面ト朱引之外御取毀之事 但御取毀残御補理之上、掛札之通出張人数役所ニ致候事 一、上下之節陸尺小道具被差置候長屋、三間ニ三十間程 壱棟 一、会所場 壱棟 一、御城代屋舗 壱 一、南御蔵脇ニ有之御城ニ付、御囲蔵二棟之内、壱棟ハ大破ニ付御払、壱棟ハ租税所江御引し之事 一、御不用諸番所并合薬蔵 右之所御取毀望之者有之候ハノ御払之事(後略)」というもので、明治三年(1870)五月以降に御会所場、城代御役屋、御囲穀御蔵、番所数棟、硝煙御蔵が解体されたことが分かる。

明治六年(1873)十一月 城内建物払い下げ

佐々木正郎「花巻城拂下記録」には明治六年(1873)四月五日と同十一月十五日付の岩手県布達文書が転記されている。内容は「(前略)花巻城本丸 一建家 百八拾七坪 一土蔵 十五坪 一櫓門 拾五坪 一番所 三坪 一番所 三坪 一屋根門 一箇所 一土堀 百五十八間 一板堀 四十五間 同所二ノ丸 一南蔵所建物 百四拾七坪 一同所一番土蔵 百拾四坪 一同所二番土蔵 七拾六坪 一同所三番土蔵 四拾坪 一同所四番土蔵 三十二坪 一櫓門 弍箇所 内 早坂門 八坪四合 中門 四坪五合 一屋根門 三箇所 一鐘楼 二坪三合 一土蔵 一坪 一土堀 三十間(後略)」というもので、同年中に本丸の本丸御殿、本丸御殿台所蔵、菱御櫓、番所二棟、台所前御蔵、堀類、二之丸の南御蔵役所、南御蔵四棟、早坂御門、中御門、御長屋前御門、御蔵前御門、東御門、鐘楼、土

蔵(御武具蔵か)、土堀が払い下げられたことが分かる

5) 一日市町御仮屋

本章ではこれまで花巻城内外の関連施設の変遷と具体の様相について分析を行った。続いて同じく花巻城内の諸施設と強い補完関係にあった花巻一日市町の東西御仮屋についても概要を整理したい。

盛岡藩内の「御仮屋」の概要

盛岡藩では藩主や藩外の貴人の宿泊する施設のことを御仮屋と呼んだ。この詳細については別稿に譲るが、その実態は①治所(支城・代官所)、②藩営の旅宿、③該当の町場の検断層の私邸、の何れかであった(註10)。盛岡藩主は参勤の上下に伴い、花巻城本丸御殿の御殿通に宿泊したが、これなどは①の例として挙げることができる。

事例を調べると、どうも①治所内の御仮屋空間には、盛岡藩主とその家族しか宿泊できなかったようで、参勤に伴い盛岡藩内を通過した他藩藩主や、領内巡見を目的に盛岡領内を訪れた公儀巡見衆らは②藩営の旅宿か、③該当の町場の検断層の私邸に宿泊した。

一日市町御仮屋の概要

花巻一日市町の御仮屋はこのうちの②藩営の旅宿に該当する。参勤に伴い花巻を訪れた松前藩主・八戸藩主の投宿先となったほか、盛岡から出張で花巻を訪れた諸士(上使衆)らの宿泊先にもなった。

一日市町御仮屋は東西二つの敷地を持つ形態だった(第24図)。これら東西対になる敷地を持つ御仮屋は、盛岡藩内で盛岡・花巻・郡山(現在の岩手県紫波町)・遠野・雫石・宮古の六例しかない。他例の分析から考えると、これらは何れも藩が設置した②藩営の旅宿であった蓋然性が高い。

遠野御給人宇夫方広隆が、宝暦十三年(1763)に記した『遠野古事記』には遠野の東西御仮屋の設立経緯が書かれている。これによると遠野の東西御仮屋は寛永十年(1633)に行われた盛岡藩初の公儀衆領内巡見に際し、藩が町人町の敷地と屋敷を御用地として召し上げ、巡見使らの旅宿として用意したものだという。

話しを花巻一日市の町御仮屋に戻すと、御仮屋の管理は前述のように御座敷奉行が担当した。しかし、町人町である一日市町に所在したこともあり、同町の検断もこの運営には

関わった。また実際の運営は東西御仮屋守や東西御仮屋厩守と呼ばれた町人らが担った。

①の御仮屋は当然であるが、②や③の御仮屋も、他藩藩主や公儀衆の宿泊先である以上、最低限の格式を持つ建物であることを求められた。他例を分析すると、③の御仮屋であっても、一般の旅宿では許されない表門や式台付の玄関を持つことが認められていたということがわかる。

花巻市博物館蔵『一日市町絵図』や、『増補行程記』に描かれた一日市町東西御仮屋は屋敷の前面に表門を持っている(第25図)。資料を分析すると、東西両御仮屋とも、敷地内には御仮屋本屋・厩・土蔵などの施設があっ

たことが分かる。これら御仮屋の修繕に関する費用や材料は、基本藩が負担した。

一日市町御仮屋の変遷

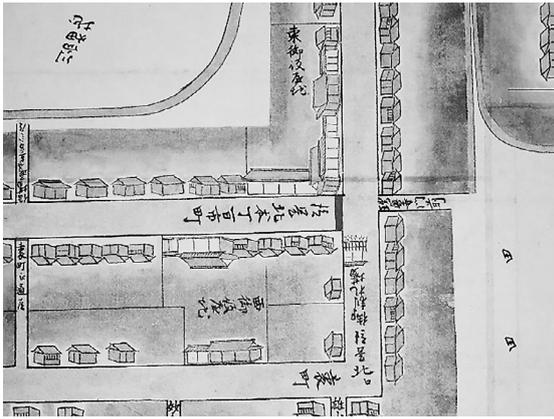
一日市町御仮屋の改変歴については第5表に整理した通りである。他藩藩主や公儀衆の宿として使われたことから想像できるように、一日市町御仮屋の建物は花巻城下でも、目を引く上等な建物であったのだろう。このためか一日市町御仮屋の本屋は、近世を終えてもなお維持され続けた。一日市町御仮屋は、近世初頭に同町検断であった花巻駅農渡辺弥四郎の所有になり、明治九年(1876)の明治天皇東北巡幸時には行在所として使用された。『明治九年岩手県巡幸録』には、行在所

として使われた旧一日市町御仮屋の略平面が掲載されている(第26図)。続き間の最奥に位置する「玉座」は同年の巡幸に合わせ、増築されたものであるが、これより前面に並ぶ続き間は、一日市町御仮屋時代の建物である。間取りから考えると、玉座の前室にあたる「十畳」が一日市町御仮屋時代の最上位の居室であった蓋然性が高い。藩政期段階は、この「十畳」の前面に二部屋の「八畳」が続く構成だったことが分かる。また第26図に描かれた御仮屋本屋には「玄関」と「入口」という二つの出入口が存在する。間取りから考えると「玄関」がより上位の出入口で、貴人らはここから屋内に入ったことが予想できる。「入口」は、一日市町御仮屋の管理者である検断や御仮屋守らが使用したより下

第5表 一日市町御仮屋の改変歴

| 西暦 | 和暦 | 分類 | 改変歴 | 備考 |
|------|-----------------|----|---|----------------------|
| 1633 | 寛永10年 | 東西 | 東西御仮屋設置か | |
| 1678 | 延宝6年8月 | 東 | 東御仮屋全壊 | 〔雑〕 延宝6.8.18 |
| 1687 | 貞享4年3月以前 | 東 | 東御仮屋本屋改修(御勝手側) | 〔雑〕 貞享4.3.5 |
| | 貞享4年3月以降 | 東 | 東御仮屋本屋改修(御居間通) | 〔雑〕 貞享4.3.5 |
| 1717 | 享保2年4月 | 東 | 東御仮屋焼失 | 〔雑〕 享保2.4.18 |
| | 享保2年4月 | 西 | 西御仮屋焼失 | 〔雑〕 享保2.4.18 |
| 1766 | 明和3年8月 | 東 | 東御仮屋馬屋焼失 | 〔雑〕 明和3.8.3 |
| 1767 | 明和4年3月 | 西 | 西御仮屋建替着工 | 〔雑〕 明和4.3.8・〔契〕 |
| | 明和4年6月 | 西 | 西御仮屋建替竣工 | 〔契〕 |
| 1770 | 明和7年 | 東 | 東御仮屋建替か | 〔契〕 |
| 1791 | 寛政3年7月 | 東 | 東御仮屋類焼 | 〔雑〕 寛政4.5.21・〔諸〕 |
| | 寛政3年7月 | 西 | 西御仮屋類焼 | 〔雑〕 寛政4.5.21・〔諸〕 |
| 1818 | 文化15年 | 東 | 東御仮屋建替 | 〔諸〕 |
| 1823 | 文政6年8月 | 西 | 西御仮屋塀及び門破損 | 〔城〕 21巻文政6.8.20 |
| 1830 | 文政13年3月以降 | 東 | 東御仮屋御厩建替(茅葺か) | 〔城〕 21巻文政13.3.14 |
| | 文政13年3月以降 | 西 | 西御仮屋本屋屋根改修(茅葺か)、西御仮屋御厩屋根改修(茅葺か) | 〔城〕 21巻文政13.3.14 |
| 1833 | 天保4年4月以降 | 東 | 東御仮屋屋根葺替(茅葺か) | 〔城〕 21巻天保4.4.14 |
| | 時期不明 | 不明 | 東西何れか、ないしは両方の御仮屋の敷地と建物の所有が一日市町郎検断(花巻駅農)渡辺弥四郎になる | |
| | 時期不明 | 不明 | 警察署出張所に転用される | 〔明〕 |
| 1876 | 明治9年7月 | 不明 | 玉座の間増築、御浴室増築、御厩増築、御馬建増築、御馬車舎増築、板塀新築 | 〔明〕 〔市〕 1巻 |
| | 時期不明 | 不明 | 建物と敷地の所有が花巻村に移る、花巻小学校に転用される | 〔明治天皇御聖蹟碑〕 〔市〕 1巻 |
| 1889 | 明治22年 | 不明 | 村社稲荷社境内に移築され、社務所に転用される | 〔市〕 1巻 |
| 1927 | 昭和12年 | 不明 | 四日町一丁目旧伊藤儀兵衛宅跡地(現在の花巻市四日町消防屯所地内)に移築、改修工事 | 〔明治天皇御聖蹟碑〕 〔市〕 1巻 |
| | 時期不明 | 不明 | 屋根をトタン葺きに葺き替える | |
| | 時期不明 | 不明 | 花巻市消防本部第1分団第4部消防屯所に転用される | |
| 1993 | 平成5年12月から平成6年3月 | 不明 | 解体撤去 | |

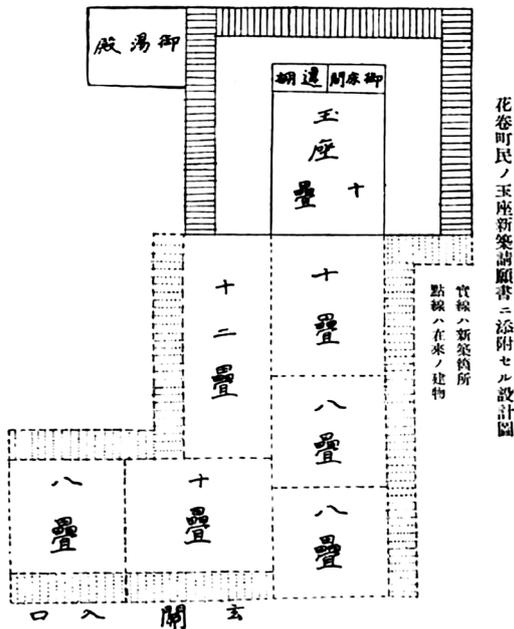
備考：〔雑〕 = 雑書、〔契〕 = 花巻年契、〔諸〕 = 諸留帳、〔城〕 = 花巻城代日誌、
〔明〕 = 明治九年岩手県巡幸録



第24図 『一日市町家数書上絵図』部分



第25図 『増補行程記』一日市町東西御飯屋



第26図 明治九年 一日市町御飯屋略平面
(明治天皇行在所 渡辺弥四郎邸)

位の普段使いの出入り口であったと考えて良い。また、略平面を分析すると、一日市町御飯屋本屋は、身舎梁間が最大四間になる二重梁和小屋の建物であった可能性が大きい。

なお、花巻市文化財調査委員会『花巻市の文化財』や、熊谷章一編『ふるさとの思い出

写真集『明治大正昭和花巻』には、花巻市四日町一丁目に移築された同御飯屋本屋の写真が掲載されている。これらに拠ると、一日市町御飯屋の建物は板葺寄棟屋根妻入の建物で、垂壁を白漆喰塗りの土壁とする建物だったということが分かる。『花巻の文化財』には「建造物はもと栗板葺であったが、現在はトタンに葺き替えられている」と記している。幾度の移築と転用を経て、長く使われた一日市町御飯屋は、平成五年ないし六年（1993ないし1994）に、老朽を理由に解体撤去された。

6) 小結

以上本章で行った分析結果を整理すると第6表の通りになる。

第6表 幕末段階の花巻城

| 分類 | 施設名 | 機能 | 性格 | | |
|-----------|-------------------|--------------|-------------|-----------|---|
| 本丸 | 御殿通 | 御飯屋 | ① | | |
| | 御末通 | 御殿通宿泊者従者詰所 | | | |
| | 御鐘之間通 | 郡代・御給人らの執務空間 | | | |
| | 御臺所 | 本丸詰めの諸役用の台所 | | | |
| | 御臺所御蔵 | 蔵 | | | |
| | 西御門 | 藩主専用の門、櫓門 | ① | | |
| | 台所前御門 | 郡代・御給人らの通用門 | ① | | |
| | 三社堂 | 八幡宮 | 宗教施設 | - | |
| | | 弁財天堂 | 宗教施設 | | |
| | | 稲荷社 | 宗教施設 | | |
| | 菱御櫓 | 櫓 | ① | | |
| | 番所 | 番所 | - | | |
| 馬出 | 御長屋番所 | 番所 | ① | | |
| | 御長屋 | 陸尺詰所 | ① | | |
| | 御長屋前御門 | 門 | ① | | |
| | 郡代御役屋 | 花巻郡代官舎 | ① | | |
| | 御厩 | 馬屋 | ③ | | |
| | 馬場 | 馬場 | ③ | | |
| | 御鐘楼 | 鐘楼 | ① | | |
| | 御作事所 | 大工詰所 | - | | |
| | 城内 二之丸 | 南御蔵 | 蔵役所 | 南御蔵奉行執務空間 | ② |
| | | | 大俵蔵 | 蔵 | ② |
| 相場御蔵 | | | 蔵 | ② | |
| 大豆御蔵 | | | 蔵 | ② | |
| 小俵蔵 | | | 蔵 | ② | |
| 御武具蔵 | | | 蔵 | ③ | |
| 斗御小屋 | | 計測小屋 | ② | | |
| 御圍穀物御蔵 | | 蔵 | ② | | |
| 硝煙御蔵 | | 蔵 | ③ | | |
| 各所番所 | | 番所 | - | | |
| 各所櫓 | 櫓 | ③ | | | |
| 中御門 | 櫓門、大手門 | ③ | | | |
| 早坂御門 | 櫓門 | ③ | | | |
| 中御門 | 門 | ③ | | | |
| 城内 三之丸 | 御給人屋敷 | 花巻御給人住居 | - | | |
| | 観音寺 | 宗教施設 | - | | |
| | 藩校分校 揆番場 | 文場 | 学問所 | ④ | |
| | | 武場 | 的場、馬場、騎射場 | | |
| | 各所番所 | 番所 | - | | |
| | 追手御門 | 櫓門、大手門 | ③ | | |
| | 円城寺御門 | 櫓門、大手門 | ③ | | |
| 馬場口門 | 門 | ③ | | | |
| 城外 | 御會所場 | 会所、評定所、牢屋 | ① | | |
| | 一日市町 東西御飯 屋 | 御飯屋本屋 | 松前・八戸藩主休泊施設 | ① | |
| | | 土蔵 | 公儀衆休泊施設 | | |
| | | 厩 | 盛岡上使衆休泊施設 | | |
| 西御蔵 | 西御蔵奉行執務空間、蔵 | ② | | | |

※ 性格 ①=地域運営関係、②=租税物流関係、③=軍事関係、④=教育関係

4. 花巻城の特徴と本丸御殿の評価

四章では三章で行った分析の射程を広げ、花巻城内外の関連施設の様相と、盛岡藩内の他の治所の様相とを比較したい。

1) 関連施設の性格

花巻城関連施設群の様相を考えるうえで、一番わかりやすい特徴は、その施設群の多さであろう。領内第二の人口を誇る花巻にふさわしく、関連施設群の数は多く、分布も広範囲に及ぶ。地方の代官所など、平均的な治所であれば、ここまでの施設数を持つことはない。花巻城では二之丸に「御作事場」が常設されているが、これは藩内の他の治所では確認されない特徴である。関連施設の多さに付随する修繕の多さから、常設の御作事小屋が必要とされたと理解して良いだろう。

関連施設群の性格を大別すると、①地域運営関係、②租税物流関係、③軍事関係、④教育関係、に分類することができる。平均的な代官所の場合、①地域運営関係と②租税物流関係の施設のみで構成される。

花巻城の構成比率をみると、特に②租税物流関係と、③軍事関係の施設群が多い。前者の多さは、花巻が藩内屈指の穀倉地帯に位置し、また北上川舟海の拠点の一つであったことを強く反映したものであろう。後者は藩境南端に位置し、常に仙台藩を意識する必要があった花巻の性格を直接的に反映したものだといえる。地域運営の拠点という性格上、治所は柵・塀・土塁などによって圍繞され、火薬庫や武具蔵、櫓などを持つことが一般的である。しかし、花巻城ほど多くの櫓門や櫓を持つ治所は他には無い。軍事的にも要地として強く位置づけられていたことが分かる。

2) 関連施設の分布と治所の範囲

関連施設の性格とその分布を分析すると、本丸に①地域運営関係、二之丸に②租税物流関係の施設が集中していることが分かる(第6表)。治所としての必要最小減の構成要素とも言うべき①・②の施設群を意識的に城郭最奥部に配置していることが読み取れる。

また、この分析の結果から考えると、治所としての花巻城の範囲と、城郭としての花巻城の範囲は別のものとして認識する必要があるということも分かる。

つまり、城郭としての花巻城の範囲は三之丸を圍繞する上・下御堀までの範囲であり、

治所としての花巻城の範囲は本丸・馬出・二之丸までの範囲であると認識するのがより実態的な花巻城の評価といえる。

このように考えると三之丸内に藩校分校や御給人屋敷が位置することも、異質には見えない。一般に藩校分校や御給人屋敷は治所の敷地外の隣接地に設けられる(註11)。「三之丸」という名称に捉われ、これを治所内の空間だと認識するならば、花巻のこの状況は極めて異質に見える。しかし、「三之丸」という名称に捉われず、これを治所に隣接する武家地であると認識すれば、同所に藩校分校や御給人屋敷が築かれていることも違和がない。

3) 本丸御殿

三章一節でも触れたように本丸御殿は、藩主の宿泊に関連する御仮屋関連の空間(御殿通・御末通)と、郡代らの執務空間(御鍵之間通・御臺所・御臺所御蔵)とに二分される。この空間構成自体は鍋倉城本丸屋形を除く盛岡藩内の他例と同様の傾向である。また、御仮屋空間と執務空間の出入り口が別々に設けられており、建物内部の動線が明確に分離されている点も、平均的な様相であり、特筆すべきことではない。

花巻城本丸御殿の様相として異質なのは、藩主専用の門(西御門)と、諸士・御給人らの通用門(台所前御門)が別々に用意されているという点にあらう。平均的な地方の代官所などの場合、表門は一つしか設けられない。このため、藩主が宿泊時に使用する門と、代官らが平時に使用する通用門が同一であることが一般的である。花巻城のように、門の段階から藩主と、諸士・御給人の動線を分離する例は他に無い。

なお、花巻城の御殿通は「御玄関」を入り、「御廣間」、これに「桐御間」・「菊御間」が続き「松御間」と続く構成をとる。部屋数及び面積から考えると、七戸代官所本丸の御仮屋、鍋倉城本丸屋形の御殿通、毛馬内代官所の御仮屋と並び、藩内最大規模の御仮屋空間を有していたと評価できる。

4) 郡代御役屋

元文四年(1939)年九月七日に起きた南御役屋焼亡までは、花巻城二之丸には南北二棟の御仮屋が存在した。盛岡藩内の他例では一つの地所に複数の諸士が派遣される場合、その役職数分の御役屋が用意されるのが一般的

だった。しかし三章四節で触れたように花巻城二之丸に存在した二棟の御役屋は何れも花巻郡代が使用することを前提としていたようだ。これは盛岡藩内の他例では確認できない固有の特徴である。

5) 花巻本・新蔵奉行、御蔵目付御役屋

御役屋に関連した指摘を続けたい。盛岡藩内の他例では、治所敷地内ないしは治所の隣接地に、同所に赴任した諸士の為の官舎である御役屋が用意されていた。しかし三章四節で分析したとおり、享保四年(1719)十月段階で、花巻本・新蔵奉行と御蔵目付は特定の御役屋を与えられていない。これは御役屋の焼亡などに伴う一時的な状況ではなく近世を通じ継続していた可能性が大きい。管見ではあるが、盛岡から赴任した諸士が御役屋を持たず、城下の何れかに宿を求め続けたという事例は他には無い。これもまた花巻固有の特徴である。

5. 結

以上、本稿では花巻城本丸御殿とこれに関連する施設群の具体について検討を行った。

三章一節から三節では本丸内の施設の様相について分析し、本丸御殿が御殿通・御末通・御鍵之間通・御臺所・御臺所御蔵の五つの空間によって構成されることなどを明らかにした。また、三種の絵図の成立年代の比定も併せて行い、絵図の成立順が絵図A⇒絵図B⇒絵図Cになる可能性が大きいことを指摘した。三章四節及び五節では本丸以外の関連施設の様相のうち、特筆すべきものに限定し取り上げ、その様相の整理を行った。これら三章後半で行った分析の成果は第6表の通りである。

四章では、花巻城関連施設群の様相と、盛岡藩内の他例の比較を行い、花巻城の特徴を明確化した。分析の結果、領内第二の都市である花巻の特性を反映した複数の固有性があることなどを指摘した。本稿で行った調査内容と検討結果が今後の花巻城研究と盛岡藩内の治所研究の発展に貢献することができれば幸いである。

課題

本稿の分析により花巻城内の物質文化の諸相の一端を明らかにすることができた。

しかし一方で、多くの疑問と課題が残った

ことも事実である。最後に、今後の花巻城研究の課題となるであろう5点について指摘しておきたい。

①幕末期の本丸御殿の分棟の連なり

②御臺所御蔵の所在

次年度以降、本丸御殿跡地の発掘調査が再開される。調査面積が拡大することにより、幕末段階の本丸御殿の分棟の連なりが、絵図A・Bにあるように直線状なのか、絵図Cにあるように御鍵之間通の中ほどで斜交する状況だったのかを特定することができる。また、同様に御臺所御蔵の有無についても特定が可能になる。

③整地層の形成年代の特定

城内各所の整地層の形成年代が特定されていない。これを特定することにより、花巻城内の建築・土木施設の改変歴の整理が容易になる。

④瓦研究の深化

瓦の分布と、出土量についての検討が行われていない。本文中でも触れたように、文献史料を中心とした本稿の考察では、城内の諸施設がどの段階で瓦葺き化したのかを特定することができなかった。このため、遺物としての瓦の出土状況に関する研究や、瓦それ自体の編年研究を行う必要がある。

⑤資料類の整理収集と分析

本稿執筆に際し、花巻市商工観光課『花巻城址保存調査書』に掲載されている絵図類の所在確認も行った。しかし、何れの資料についても現状を確認することができず、その内容を分析に反映することができなかった。これら古い調査報告書に掲載され、存在のみが知られる資料群についても再度調査を行い、内容の分析を行う必要がある。

謝辞

本稿執筆に際し、下記機関及び個人から多くの御協力を賜りました。末尾ながら記し、深甚の謝意を表します(五十音順、敬称略)。

岩手県立博物館、天巖山宗青寺、十和田市郷土館、花巻市博物館、花巻市総合文化財センター、花巻市博物館、もりおか歴史文化館、小田桐睦弥、菊池賢、日下和寿、酒井宗孝、佐藤享嗣、園田貴弘、高橋静歩、滝尻侑貴、野沢江梨華、橋本征也、濱田宏、村田淳、山崎武、山野友海

註

1. 小原茂2008
2. 中村隼人2019
3. 中村隼人他2021b
4. 佐々木正郎1935
5. 中村隼人他2021a
6. 花巻市教育委員会2019
7. 三戸町歴史民俗資料館蔵『三戸通御代官所惣構見取圖』
8. 遠野市立図書館蔵『信成堂平面図』
9. 盛岡指定文化財『彦御蔵』や『御蔵』も五間程度の梁間を持つ土蔵であるが、やはり梁間の中ほどに棟持柱列を持っている。
10. 中村隼人他2021b
11. 藩校分校が治所の敷地内に作られる例として三戸代官所がある。また、複数の御給人屋敷が治所の敷地内に作られる例として七戸代官所を挙げることができる。しかし、これらは基本例外としてとらえるべき事例であろう。

図版出展

- 中村隼人 2020「花巻城本丸御殿の建築空間(1)」『花巻市博物館研究紀要第15号』
第1・3図、第1・2表 本稿初出
第2図 原図もりおか歴史文化館収蔵資料『盛岡城図』
第4図 原図花巻市博物館蔵『花巻御城図・御本丸間取絵図』
第5図 原図花巻市博物館寄託『花巻城本丸図面』
第6図 原図花巻市博物館蔵『花巻城本丸御殿絵図』
第7図 原図花巻市博物館蔵『花巻城本丸間取図』
第8図 原図花巻市博物館蔵『花巻城地間取図』
第9図 原図花巻市博物館蔵『花巻城本丸絵図』
第10図 原図花巻市博物館蔵『花巻御城図・御本丸間取絵図』
第11図 原図天巖山宗青寺蔵『花巻城絵図』
第12図 原図岩手県立博物館寄託『花巻城下図』
第13・17図 原図十和田市郷土館蔵『花巻城圖』
第14図 原図花巻市博物館蔵『花巻御城図・御本丸間取絵図』
第15図 原図花巻市博物館蔵『花巻城本丸図面』
第16図 原図花巻市博物館蔵『花巻城本丸御殿絵図』
中村隼人 2021「花巻城本丸御殿の建築空間(2)」『花巻市博物館研究紀要第16号』
第18・19図・第3～5表 本稿初出
第20図 花巻市総合文化財センター提供図に加筆
第21図 原図 上から花巻市博物館蔵『花巻城本丸間取図』(絵図④)、花巻市博物館寄託『花巻城本丸図面』(絵図②)、花巻市博物館蔵『花巻城本丸御殿絵図』(絵図③)
第22・23・25図 細井計編1999『増補行程記』東洋書院 原本もりおか歴史文化館蔵『増補行程記』
第24図 原図花巻市博物館蔵『一日市町家数書上絵図』
第26図 岩手県1940『明治九年岩手県巡幸録』転載

参考文献

- 青森県史編さん考古部会編 2003『青森県史資料編考古4 中世・近世』
岩手県 1940『明治九年岩手県巡幸録』
岩手県 1961『岩手県史第3巻中世篇下』
岩手県 1963『岩手県史第5巻近世篇2』
小田桐睦弥 2017「享保前期(1716-1725)盛岡藩領内における火災に関する基礎的考察」『花巻市博物館研究紀要第12号』
小原茂 2002「花巻城代日誌概略年表 解題」『花巻史談第二十七号』
小原茂 2008「参勤交代と花巻」『花巻市博物館研究紀要第4号』
小原茂 2012『花巻開町の恩人 北松齋公四百年忌記念誌』北松齋公四百年忌顕彰記念 事業実行委員会
小原茂 2012「『岩手軽便鉄道沿線案内』について」『花巻市博物館研究紀要第8号』
海保嶺夫 1984『近世蝦夷地成立史の研究』三一書房
鎌田雅夫・高橋順平監 2005『図説 花巻・北上・遠野・和賀・稗貫の歴史』郷土出版社
菊池賢 2016「花巻城跡」『北東北における近世城郭 第

- Ⅲ分科会研究報告資料集』日本考古学協会2016年度弘前大会実行委員会
熊谷章一編 1980『ふるさとの思い出写真集 明治大正昭和 花巻』
小林清治 2003『奥羽仕置と豊臣政権』吉川弘文館
小林清治 2003『奥羽仕置の構造 破城・刀狩・検地』吉川弘文館
相模誓雄 2010「近世期の北上川沿いに設けられた盛岡藩御蔵所の空間構成の特質」『日本建築学会計画系論文集』第75巻、第657号
佐々木浩一 2003「代官所」『青森県史資料編考古4 中世・近世』
佐藤正郎 1935「花巻城拂下記録」『花巻史談第四號』
中村隼人 2012「鍋倉城本丸屋敷の空間秩序」『鍋倉城本丸跡発掘調査報告書』遠野市埋蔵文化財調査報告書第10集
中村隼人 2019「七戸代官所の建築空間」『八戸市博物館研究紀要第32号』
中村隼人 2020「花巻城本丸御殿の建築空間(1)」『花巻市博物館研究紀要第15号』
中村隼人他 2021a「江戸の南部屋敷(4) 盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究」『岩手県埋蔵文化財センター研究紀要第40号』
中村隼人他 2021b「三戸代官所・三戸御本陣の空間構成 盛岡藩の御仮屋の実態」『八戸市博物館研究紀要第34号』
花巻市教育委員会編 1981『花巻市史 第一巻』国書刊行会
花巻市教育委員会編 1981『花巻市史 第二巻』国書刊行会
花巻市教育委員会 1991『花巻城跡 平成2年度発掘調査概報』花巻市
花巻市教育委員会 1997『花巻城跡 平成4、5、6年度本丸発掘調査概報』花巻市埋蔵文化財調査報告書第16集
花巻市教育委員会 2019『平成28・29年度 花巻城発掘調査報告書 二之丸南御蔵跡内容確認調査』花巻市埋蔵文化財発掘調査報告書第26集
花巻市商工観光課 1979『花巻城跡保存調査報告書』
花巻市文化財調査委員会 1959『花巻市の文化財』大和印刷株式会社
細井計 2009「巡見使に関する一考察」『東北福祉大学研究紀要第三十三巻』
松川他次郎 1927「揆奮場」『花巻史談第七號』
村田淳他 2019「花巻城の研究-三之丸における遺構・遺物の検討-」『花巻市博物館研究紀要第14号』

正誤

- 中村隼人 2020「花巻城本丸御殿の建築空間(1)」『花巻市博物館研究紀要第15号』
P37 第14図 御殿通「松の間」・「桐の間」間の部屋名 誤「桐の間」 正「菊の間」

岩手に現存する女乗物

— その特徴と形態・デザイン・製作技法の比較 —

東北生活文化大学 落合里麻

はじめに

江戸時代を中心に、位の高い女性に用いられた乗物を「女乗物」と呼ぶ。当時製作された女乗物は全国に点在して現存し、その数は約50挺と推察する。岩手県内には、花巻市博物館、鳥谷崎神社（花巻市）、もりおか歴史文化館に1挺ずつ、合計3挺が所蔵されている。それらについて実測と肉眼観察を中心とした調査を実施したので、本稿ではその調査結果を示すとともに、形態・デザイン・製作技法について比較する。なお、筆者の専門分野は美術系の木工である。類似の女乗物にも一つ一つ特徴や個性があり、知恵や技術を結集して作られていることを伝えるべく、製作者の視点から記述する。

「1本の柄に人の乗る部分を吊るし、前後から2人以上で担いで運ぶための乗り物」の総称が「駕籠」である。その中でも公家や武家などの支配者層が用いた、つくりの良いものを「乗物」と呼ぶ。被支配者層である庶民が用いたものは、乗物に比べて簡素な外観・つくりであることが多く、これらを総称としての駕籠とは別の意味合いで「駕籠」と呼ぶ。さらに身分によって細かく仕様や形状が定められ、公家や武家使用のものでは男性用・女性用の区別がされていた。

乗物の中でも女乗物は装飾性が際立ち、特徴的な形態である。正面と両側面の引戸の合計3箇所が付く窓は夢想窓（むそうまど）と呼ばれ、幅40mm程の細長い板を立て並べ、左右にスライドして開閉する仕組みである。屋根の形状は唐破風状が多い¹。正面から見たときの形は、中心部から外に膨らんだ曲線が一旦内側に入り込み、再度外に向かって直線に近いラインで伸びる。この形は寺院や城などの木造建築に由来すると考えられる。

喜田川守貞が1853年に完成させた『守貞謾稿』には、女乗物についての項がある。その解説によると、女乗物は全部で5種類が存在し、外装の仕様によって順位付けされている。上位のものから黒漆金蒔絵女乗物、天鷲絨巻女乗物、朱塗網代女乗物、青漆塗女乗物、莫産巻女乗物である。本稿で扱う3挺は、『守

貞謾稿』に記載された5種類の中で最高位の黒漆金蒔絵女乗物に相当する。さらにこの5種類のほかに、『守貞謾稿』にも解説されていない、「惣梨子地」に葵紋と蒔絵をほどこした女乗物²が存在することを追記しておく。

1. 岩手に現存する女乗物3挺について

調査を行った資料は、花巻市博物館所蔵の黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物、鳥谷崎神社所蔵の水戸家定紋散御乗物、もりおか歴史文化館所蔵の南部氏向鶴定紋散女乗物³である。それぞれの女乗物について、調査結果と実測図を以下に示す。

1.1 花巻市博物館所蔵

黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物

（くろうるしじむかいづるもんちらしきんまきえおのりもの）

南部家に伝来し、藩主一族の女性が墓参りや湯治、江戸との往来などで外出する際に利用したもの⁴と伝わる。詳しい年代や使用者は不明である。

居室部分・担ぎ棒の寸法は以下の通りである。なお、実測図を（図4）に示す。

〈居室部分の寸法〉※銹金具を除く

- ・正面から見たときの屋根の幅：938mm
- ・正面から見たときの本体下部の幅：776mm
- ・側面から見たときの屋根の幅：1280mm
- ・側面から見たときの本体下部の幅：1056mm
- ・床面から屋根上部までの高さ（棟木を含まない）：960mm

〈担ぎ棒の寸法〉※銹金具を除く

- ・長さ：3968mm
- ・中心部の高さ：150mm
- ・厚さ：60mm

居室部分の全体構造は四方板張りである。針葉樹で作られていると推察するが、外装全体が漆塗りのため、木部の観察は難しい。居室の開閉部は引戸式、前面と引戸の合計3箇所に夢想窓が付く（図1）。この女乗物には御簾と総角（あげまき）が現存するため、外観から窓部は見えないが、御簾の内側が夢想窓となっている。屋根は唐破風状で、左右に打ち揚げ（乗り降りしやすいよう、屋根の一

部を跳ね上げる仕組み)が付く。御簾と総角は当時のものと推察するが、両方が完全な状態で残る例は非常に少ない。全体的につくりは美しく、丁寧な仕事が行なわれている。たとえば、打ち揚げの受けは通常外部からは見えないが、木部の摩擦による劣化を防ぐために金属板で覆われている。このようなひと手間を惜しまない仕事に功を奏し、構造面での大きな破損は見られない。だが、一部には漆や蒔絵の劣化、材料の特性による破損が見られる。特に屋根周辺の蒔絵は金粉の剥落が目立ち、地塗りの漆(絵漆)が見える状態になっている。左側面の引戸には縦方向の大きな亀裂が認められ、これは木材の収縮が原因と考えられる。

外装の蒔絵は主に平蒔絵で、向鶴紋と唐草文様によって構成されている。担ぎ棒も居室同様、全面に唐草文様の蒔絵が施される。女乗物は江戸時代初期にはその形態・仕様の基本形が確立され、時代を通して製作、使用されてきたと考えられるが、時期によって外装の仕上げには傾向が見られる。江戸中期には草花などの文様と家紋散らし、後期には唐草に家紋散らしが基本のようである⁵。正面の上部、棟木の木口部、鴨居の木口部、前後を繋ぐ3本の棒材⁶の木口部には、向鶴紋が彫られた大小の金具が付く。部材と部材の接合部には、装飾と接合部の納まりを良く見せる目的で金銅の銹金具(かざりかなぐ)が取り付けられる。金具には唐草文様と魚々子⁷(ななこ)が施される。経年変化によって黒ずんでいるものの、彫金の技術は確かである。担ぎ棒の両端にも同様の銹金具が付く。



図1 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物
(花巻市博物館所蔵)

内装は側面4面に絵が描かれ、その内容は洛中の様子と考えられる。江戸時代に描かれた複数の洛中洛外図の高精細画像と照合したところ、一部の社寺が特定できた。背面下部の建物は、意匠の特徴から東寺と推測する。右側面(右引戸の内側)の建物は二条城、同じく右側面の後部に描かれる、掛造が特徴的な建物は清水寺、その右下の塔は八坂の塔であろう(図2)。前面下部の建物は下賀茂社と推測する。絵は顔料や金泥を用いて洛中洛外図さながらに描かれている。作者は不明だが、腕の良い絵師によることは確かで、建物から人々の顔の表情に至るまで、細かく正確な線で、生き生きと美しく描かれている(図3)。



(筆者撮影)

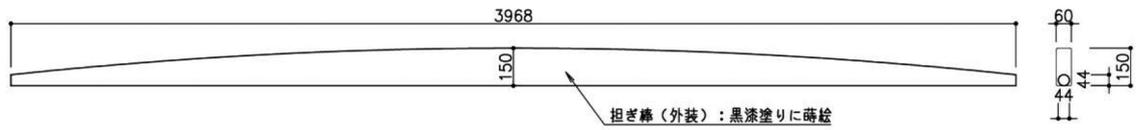
図2 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物 内装
(花巻市博物館所蔵)



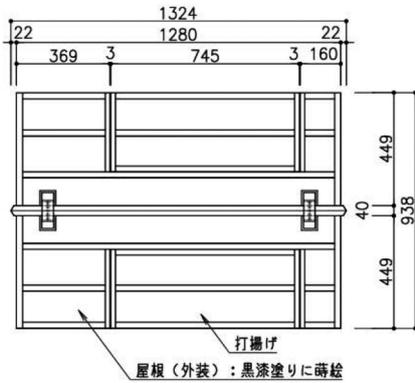
(筆者撮影)

図3 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物 内装
左引戸 (花巻市博物館所蔵)

〈担ぎ棒〉

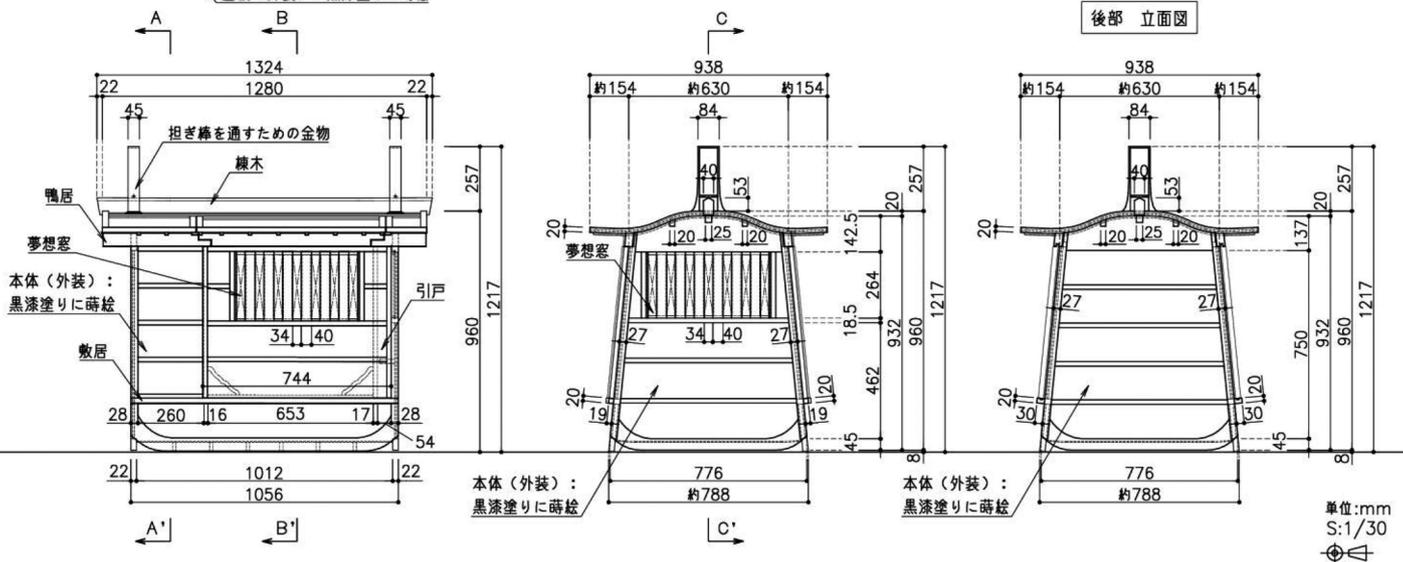


〈本体三面図・後部立面図〉



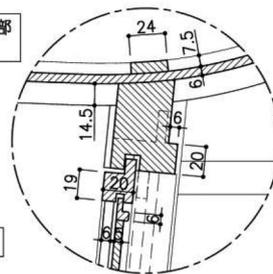
※第三角法で図示するため、女乗物としては「側面」にあたる面を「正面図」として扱い、「正面」または「前面」にあたる面を「右側面図」として扱っている。

※木部のつくりを示すため、銚金具、御簾、総角等を省略している。



〈本体断面図〉

D 鴨居・引戸上部
断面詳細図
S:1/5



A-A' 断面図

B-B' 断面図

C-C' 断面図

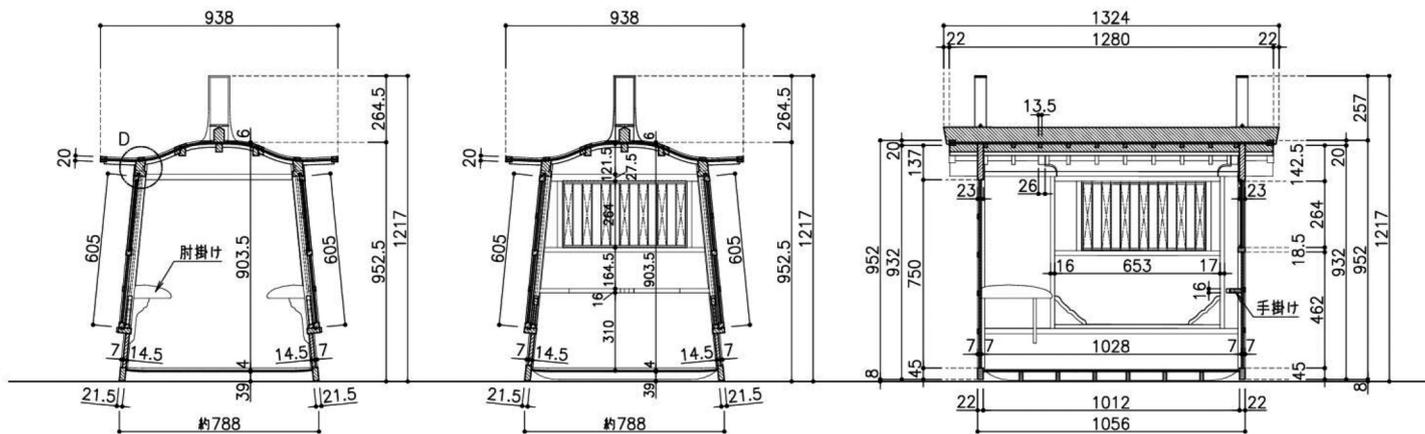
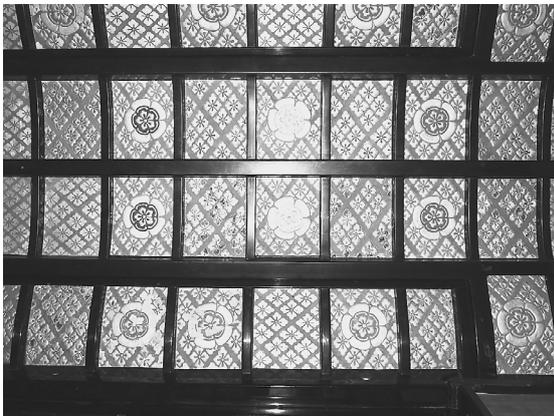


図4 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物(花巻市博物館所蔵) 実測図

黒漆金蒔絵女乗物は女乗物の中でも現存数が多く、内装画は花鳥画が一般的である。筆者は当女乗物の調査で初めて、外装が黒漆金蒔絵、内装画が洛中の様子という組み合わせを確認した。現存する女乗物の内装画の内容については、日高真吾が2002年から2003年にかけて調査を実施した。現存する26挺の女乗物のうち22挺の内装画は花鳥画、その他は源氏物語、例外的に子どもの遊ぶ様子の絵であったと記述している⁸。洛中の様子を描かれた絵については記述がなく、この仕様の女乗物としては珍しい例であろう。

天井面には青色系を基調とした文様が、部分的に胡粉を盛り上げる技法で描かれている(図5)。このような描き方は少数ながらも天井面の仕上げの一つとして確認されている。側面に描かれた洛中の様子に対して、天井が共通性のない文様のデザインに切り替わる点は若干唐突にも感じられるが、これは一つの様式であり、分業制による製作の結果とも言えるだろう。現存資料で比較的類似のデザインのものは、黒塗梅唐草丸に三階菱紋散蒔絵女乗物⁹(江戸東京博物館所蔵)であろう。



(筆者撮影)

図5 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物 天井
(花巻市博物館所蔵)

1.2 鳥谷崎神社所蔵

水戸家定紋散御乗物

(みとけじょうもんちらしおのりもの)

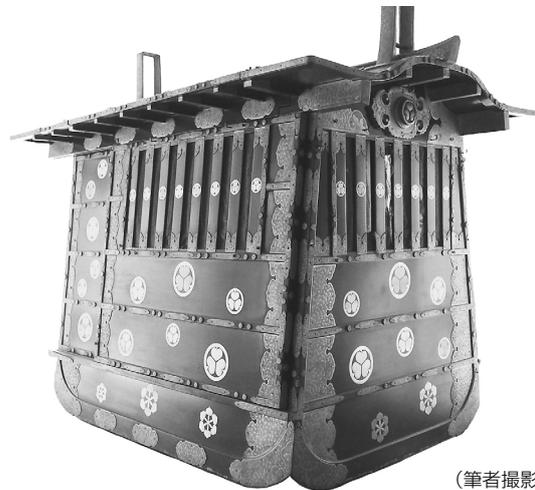
水戸藩主徳川斉昭の息女明子姫が、15代盛岡藩主南部利剛に輿入れの際に使われたものである¹⁰。入輿は安政4年(1857年)のことであり、仮にこの時に製作されたものであれば¹¹、江戸後期の作となる。花巻市指定文化財。

居室部分の寸法は以下の通りである。なお、実測図を(図7)に示す。

〈居室部分の寸法〉※銹金具を除く

- ・正面から見たときの屋根の幅：942mm
- ・正面から見たときの本体下部の幅：803mm
- ・側面から見たときの屋根の幅：1381mm
- ・側面から見たときの本体下部の幅：1110mm
- ・床面から屋根上部までの高さ(棟木を含まない)：992.5mm

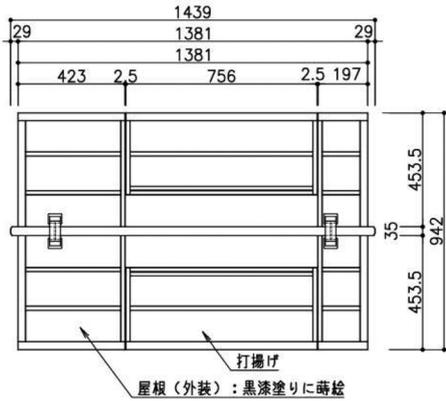
全体構造は四方板張りである。部分的に見える木部(内装画のめくれ部分)の観察から、針葉樹が用いられていることがわかる。居室の開閉部は引戸式、前面と引戸の合計3箇所に夢想窓が付く(図6)。夢想窓の内側の細長い板は合計5本が外れている。屋根は唐破風状で、左右に打ち揚げが付く。側面から見たときの屋根の幅が1300mmを超えるものは少数で、女乗物の中では若干大型と言える。外装は葵紋を中心に構成され、下部には葵の葉をモチーフとした文様がデザインされている。葵の葉の形は平蒔絵で表現され、金粉、銀粉を使い分けている。平蒔絵の上に描かれた高蒔絵の線は細く均一で美しく、技術の高さが見て取れる。正面上部には葵の紋金具が付く。外装全体には、唐草文様の銹金具が取り付けられる。漆塗りの面は若干変色しており、夢想窓の裏に張られた紗は紛失している部分があるが、それ以外の外装に大きな破損は見られない。内装は側面4面に和紙が貼られ、顔料や金泥を用いて花鳥画が描かれる(図8)。背面には松を中心に飛来する鶴、巢を守る鶴、雛鶴が描かれる。ただ、ビロードで覆われた背もたれが中心部に付くため、絵はその周囲に見える程度である。左側面の引戸には牡丹と雀、その下部には白鷺、後部には尾長鳥が



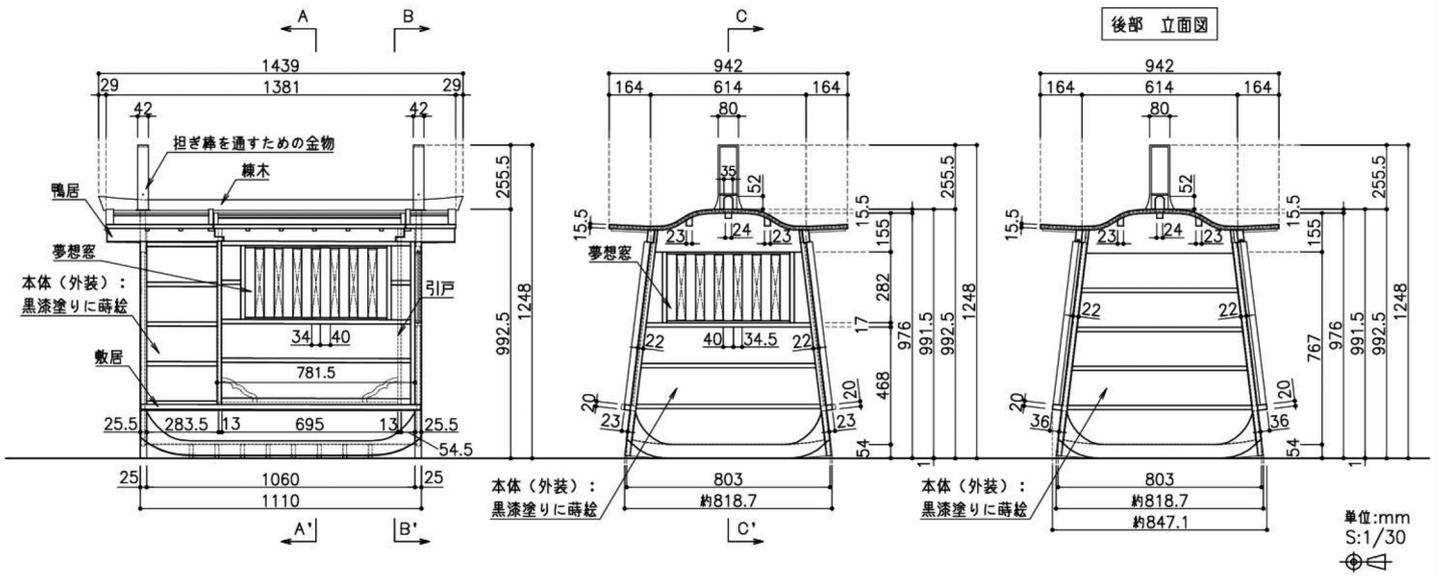
(筆者撮影)

図6 水戸家定紋散御乗物
(鳥谷崎神社所蔵)

〈本体三面図・後部立面図〉

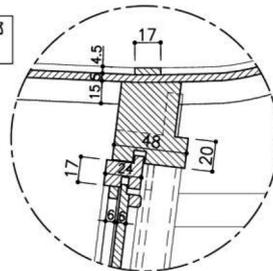


※第三角法で図示するため、女乗物としては「側面」にあたる面を「正面図」として扱い、「正面」または「前面」にあたる面を「右側面図」として扱っている。
 ※木部のつくりを示すため、銚金具、御簾、総角等を省略している。



〈本体断面図〉

D 鴨居・引戸上部
断面詳細図
S:1/5



A-A' 断面図

B-B' 断面図

C-C' 断面図

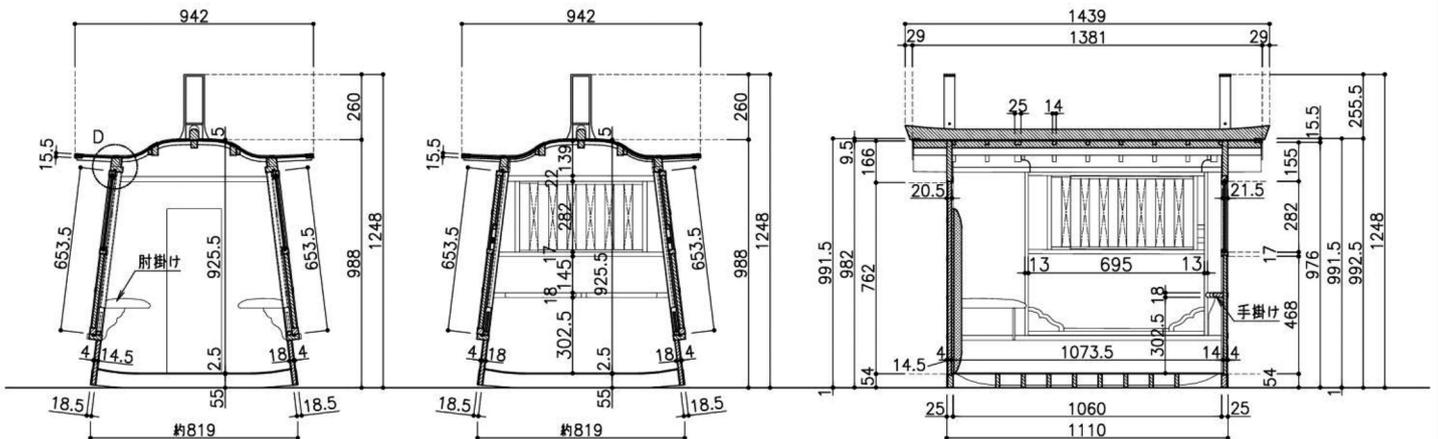


図7 水戸家定紋散御乗物(鳥谷崎神社所蔵)実測図

描かれる。右側面の引戸には菖蒲と雀が描かれる。前面には飛来する鶯（うそ）、梅、つがいの鴛鴦（おしどり）が描かれる。日高は内装の花鳥画について、各部位に描かれる花々は、基本的に吉祥を表す「松竹梅」を基本とし、季節を表す花々を組み合わせたモチーフが大きな傾向としてみてとれる¹²と述べている。当女乗物は内装の和紙の破損やめくれが目立ち、部分的に金泥の剥落が見られる。

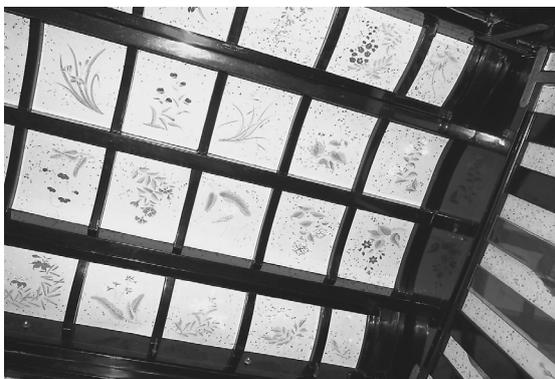
天井は格天井のように棧で区切られた区画の中に、内装画と同様の描き方で撫子、桔梗、蓮華、水仙、菖蒲などの花々が描かれる（図9）。

担ぎ棒は現存するが、保管場所が居室部分とは異なるため、今回は調査を見送った。



（筆者撮影）

図8 水戸家定紋散御乗物 内装
（鳥谷崎神社所蔵）



（筆者撮影）

図9 水戸家定紋散御乗物 天井
（鳥谷崎神社所蔵）

1.3 もりおか歴史文化館所蔵 南部氏向鶴定紋散女乗物

（なんぶしむかいづるじょうもんちらしおんなのりもの）

藩制時代に藩公夫人など、南部家の女性たちが外出時に使ったものである¹³。詳しい年代や使用者は不明である。

居室部分・担ぎ棒の寸法は以下の通りである。なお、実測図を（図10）に示す。

〈居室部分の寸法〉※銹金具を除く

- ・正面から見たときの屋根の幅：906mm
- ・正面から見たときの本体下部の幅：778mm
- ・側面から見たときの屋根の幅：1317mm
- ・側面から見たときの本体下部の幅：1091mm
- ・床面から屋根上部までの高さ（棟木を含まない）：968mm

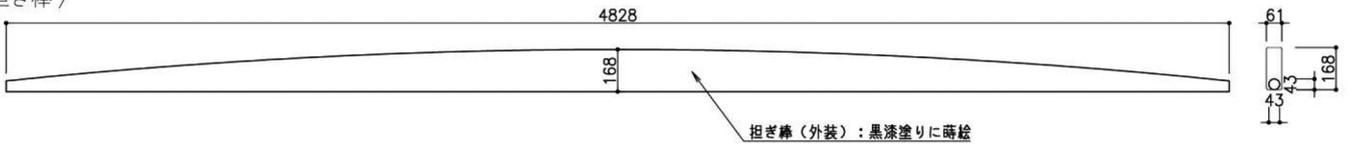
〈担ぎ棒の寸法〉※銹金具を除く

- ・長さ：4828mm
- ・中心部の高さ：168mm
- ・厚さ：61mm

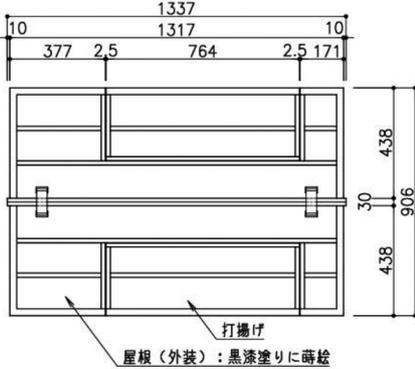
居室部分の全体構造は四方板張りである。部分的に見える素地部分の観察から、針葉樹が用いられていると推察する。居室の開閉部は引戸式、前面と引戸の合計3箇所にも夢想窓が付く。屋根は唐破風状で、左右に打ち揚げが付く（図11）。側面から見たときの屋根の幅が1300mmを超えるが、正面から見たときの屋根の幅は平均的である。

外装は黒漆塗りの地に向鶴紋を散らし、唐草と桐の文様が描かれる。漆の剥落部の観察から、部分的に布着せと下地塗りが施されていることがわかった。向鶴紋、唐草、桐は金粉を使って平蒔絵で表現され、細い線は高蒔絵風に描かれる。唐草、桐には金とともに青金、梨子地粉が用いられている¹⁴。前述のように、江戸中期には草花などの文様と家紋散らし、後期には唐草に家紋散らしが基本¹⁵という傾向から考えると、この女乗物は両方の傾向を含むように思われる。推測の域ではあるが、外装のデザインを根拠に考えれば、製作時期は江戸中期から後期への移行期である可能性も考えられる。また、正面上部には向鶴の紋金具が付くが、その周辺に位置する棟木、鴨居、前後を繋ぐ3本の棒材の木口部分の金具には別の紋が彫られている。この紋は「丸に右重ね違い鷹の羽」紋と判断できるが、紋が彫られた理由は不明である。当時は女乗物の再利用が珍しいことではなく、所有者の変更があった可能性が考えられる。鷹の羽紋の上に向鶴紋を取り付けた跡であろう、中心

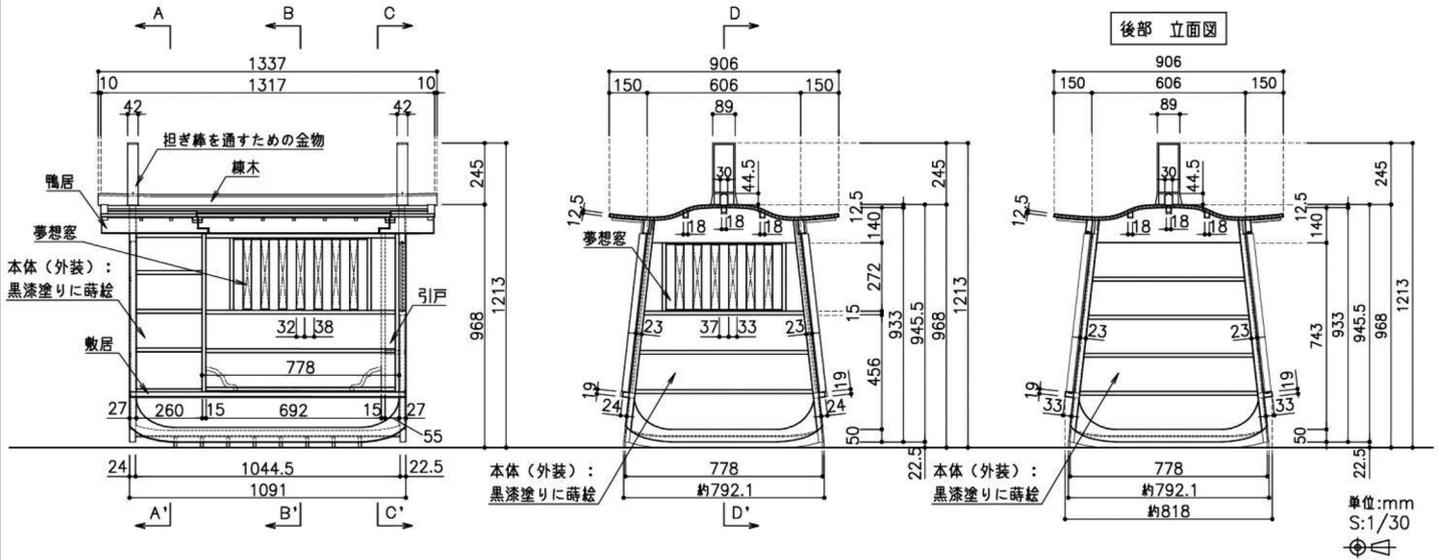
〈担ぎ棒〉



〈本体 三面図・後部立面図〉

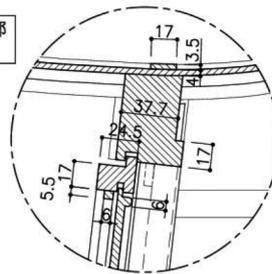


※第三角法で図示するため、女乗物としては「側面」にあたる面を「正面図」として扱い、「正面」または「前面」にあたる面を「右側面図」として扱っている。
 ※木部のつくりを示すため、銚金具、御簾、総角等を省略している。



〈本体 断面図〉

D 鴨居・引戸上部
断面詳細図
S:1/5



A-A' 断面図

B-B' 断面図

C-C' 断面図

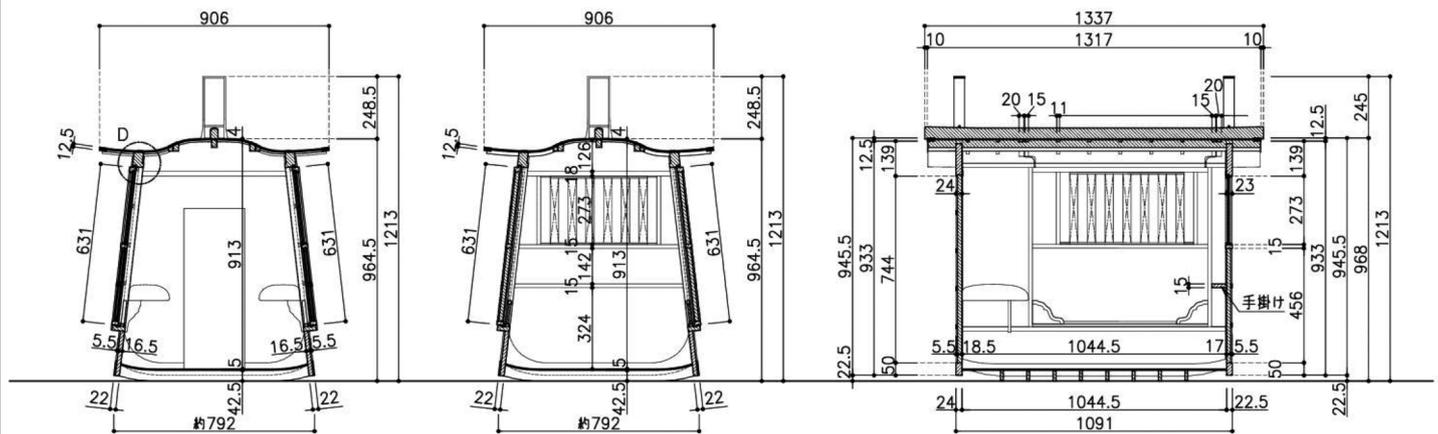
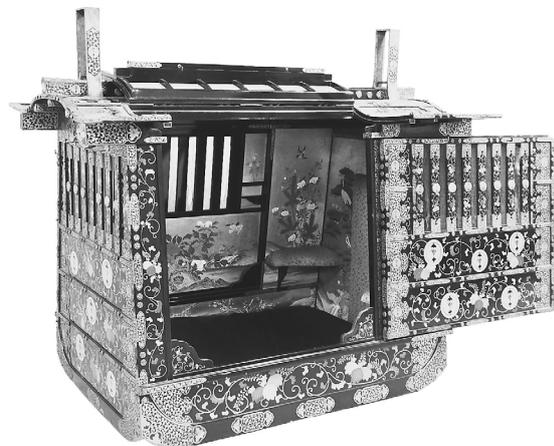


図10 南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）実測図

には穴が空いている。この他、外装全体に唐草文様の鍔金具が取り付けられ、魚々子の地には墨差し¹⁶が施される。

内装は、金箔が押された和紙が側面と天井に貼られ、その上に顔料を用いて花鳥画が描かれる。背面には松を中心に飛来する鶴、巢を守る鶴、雛鶴、亀、庚申薔薇（こうしんばら）が描かれ、これらは吉祥を表すモチーフである。当女乗物にも背もたれが付くため、背面の絵はその周囲に見える程度である。左側面の引戸には飛来する鷺と菊、下部にはつがいの鴛鴦、後部には飛来する四十雀（しじゅうから）、菊、桔梗が描かれる。右側面の引戸には飛来する鷺¹⁷と牡丹、下部には梅、後部には飛来する鷺、松の新芽、庚申薔薇が描かれる。女乗物に描かれる花鳥画としては一般的な傾向である。

天井は格天井のように棧で区切られた区画の中に、内装画と同様の描き方で、桔梗、菖蒲、朝顔、藤、百合などの花々が描かれる（図12）。写生したように描くのではなく、円形に巻くようにデザインされている。このような円形のデザインは他の女乗物にも比較的よく見られ、天井画の様式の一つとも言える。



（筆者撮影）

図11 南部氏向鶴定紋散女乗物
（もりおか歴史文化館所蔵）



（筆者撮影）

図12 南部氏向鶴定紋散女乗物 天井
（もりおか歴史文化館所蔵）

2. 女乗物の形態・デザイン・製作技法の比較

岩手に現存する3挺の女乗物には、どのような共通性や相違点があるのか。形態・デザイン・製作技法に焦点を当て、比較を行う。なお、上記の項目ごとに比較するのではなく、女乗物の要素（各部）に分けて記述する。

女乗物の外装は順位によって仕様が定められていたが、形態については順位による大きな差が認められず、共通していた可能性が高い。筆者は2015年に『婚禮道具圖集』（岡田玉山著、寛政5年（1793年））収載の「婚禮道具諸器形寸法書人巻」¹⁸に図示された女乗物の寸法と現存する女乗物9挺¹⁹の寸法を比較した。9挺の中には、本稿で扱う水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）が含まれる。結果として、現存資料の平均値（高さ寸法以外）は、図に記載された寸法の±5%以内に収まることがわかった。比較対象の資料の数としては十分とは言えないが、おおよその傾向が明らかとなり、『婚禮道具圖集』が当時の女乗物の雛形となっていた可能性は高いと考えられる²⁰。その後も現存資料の調査を継続しているが、不自然なバランスであったり、違和感を受けたりということはほとんどない。だが、そのような中でも不思議と同一寸法・同一形状のものではなく、皆少しずつ異なっている。控えめながらも形態に個性があるところが、女乗物の興味深い一面である。

2.1 屋根の特徴と比較

大名などが使用する男乗物や庶民が使用する駕籠の屋根は円弧状であるのに対し、女乗物の屋根は基本的に唐破風状である。他の種

類の乗物・駕籠とは印象が最も異なる部分と言える。この形は名称の通り、建築に由来すると考えられる。建築に用いられる唐破風には「唐」の字がついているが、日本でできたものと考えられ、深さ、つまり勾配は、新しいものほど深い傾向がある²¹。鎌倉時代の社寺に見られる唐破風よりも、室町・江戸時代の唐破風の方が女乗物の屋根に近い勾配で、時代としては合っている。調査で7時間ほど女乗物と向き合うと、その印象が深く脳裏に刻まれ、次に他の女乗物を見た時に違いに気付くようになる。微妙な曲率や角度の違いによって、印象は大きく変化するのである。

唐破風状の屋根は、最後に先端（庇の部分）が水平ラインより下がるか上がるかで、特に印象が異なってくる。（図13）の正面図で比較すると、3挺それぞれが異なる曲線を描いていることがわかる。特に南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は、他の地域の女乗物と比較しても、先端の跳ね上がりが13mmと大きいのが特徴である。また、曲線の向きが切り替わる地点の曲がり方が急であるため、薄い板をこの形状に加工することは容易ではなかったと思われる。それに対して黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）の屋根は、先端の跳ね上がりが5mmと小さく、落ち着いた印象を受ける。全体が緩い曲線で構成され、曲率の差が少ないため、他の2挺に比べて加工は容易だったと考えられる。

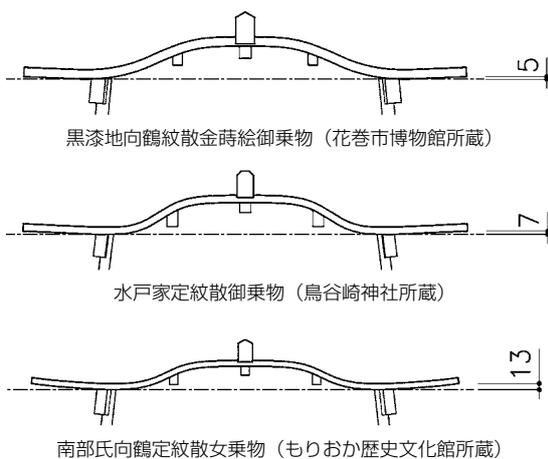


図13 女乗物3挺を正面から見たときの屋根の形状比較図

2.2 夢想窓の特徴と比較

夢想窓とは、前述の通り、幅40mm程の細長い板を立て並べ、左右にスライドして開閉する仕組みの窓である。女乗物に特徴的な形態であり、他にも將軍の乗物と、ごく一部の官僧用乗物に見られる。

固定部と開口部の板が交互に配置され、3挺とも開口部の裏には唐草文織の紗が張られる²²。固定部（細長い板）の本数は（表1）に示すように、差が確認された。黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）は（図14）のように、正面と側面で本数を統一しているのに対し、水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は本数が異なり、夢想窓の全体の幅を優先して設計したことがわかる（図6、11参照）。

| | 正面の夢想窓 | 側面(引戸)の夢想窓 |
|------------------------------|--------|------------|
| 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物 (花巻市博物館所蔵) | 6本 | 6本 |
| 水戸家定紋散御乗物 (鳥谷崎神社所蔵) | 7本 | 8本 |
| 南部氏向鶴定紋散女乗物 (もりおか歴史文化館所蔵) | 7本 | 8本 |

表1 女乗物3挺の夢想窓固定部（細長い板）の本数



図14 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物 夢想窓御簾を外した状態（花巻市博物館所蔵）
左：正面・右：側面の引戸

2.3 背もたれと肘掛けの有無と優先順位

山駕籠などの最も簡易的な駕籠を除けば、乗物・駕籠における背もたれや肘掛けは標準仕様である。ところが、一部の女乗物には背もたれが設けられていない。内装画の主役とも言える背面の絵に描かれた松や鶴を優先し、背もたれを省いたのであろう。鑑賞目的であれば背もたれは無い方が美しいのだが、乗用具として考えたときは如何なものか。背面に顔料や金泥で描かれた絵がある状態で揺られ

ることを想像すると、乗っていた女性はさぞかし落ち着かない思いであっただろう。水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）には背もたれがあり、黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）には無い（図2、8、11参照）。

2.4 外装の比較

3挺における外装のデザインの相違点は、蒔絵の量、紋と文様のバランスであろう（図15）。南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は3挺の中では最も複雑な構成でデザインされており、他の地域の同順位（同仕様）の女乗物と比較しても蒔絵の量が多い。だが、蒔絵で埋め尽くされれば必ずしも「華やか」「高級」になるとは限らない。同じ技法、同じ材料で製作されたものでも、デザイン性や技術が伴わなければ女乗物としての「質」は上がらない。感覚的にならざるを得ないが、将軍家・御三家ゆかりの女乗物（総梨子地に葵紋と蒔絵の最高級の女乗物）と比較すると、華やかさ、質という面では及ばないところがある。また、当女乗物には、3挺の中で唯一、夢想窓の細長い板の中心に円形の紋金具が付く。このデザイン様式は順位（仕様）を問わず見られるもので、より主張の強いデザインとなる、一つの要素であろう。一方、水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）は他の2挺と異なり、外装に唐草文様を用いず、葵紋を中心にデザインされる。腰下（引戸の敷居より下）には葵紋を用いることなく、葵の葉をモチーフにデザインされた文様で統一しているところには、何らかのこだわりがあったのではないか。



図15 女乗物3挺の外装 紋と文様の蒔絵

2.5 紋金具・銚金具の比較

正面に取り付けられた紋金具を比較する（図16）。黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は、共に向鶴紋が彫りで表現されているが、鶴の表情が若干異なる。水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）の葵紋は立体的に表現され、紋の周囲の地には魚々子が蒔かれる。3挺とも紋の枠の部分は共通のデザインで作られるが、モチーフの紐の結び目の向きや曲線が微妙に異なる。南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）の紋の周囲には、松と笹のデザインが透かし彫りで表現されている。黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）と水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）の紋金具における彫金技術が特に高い。

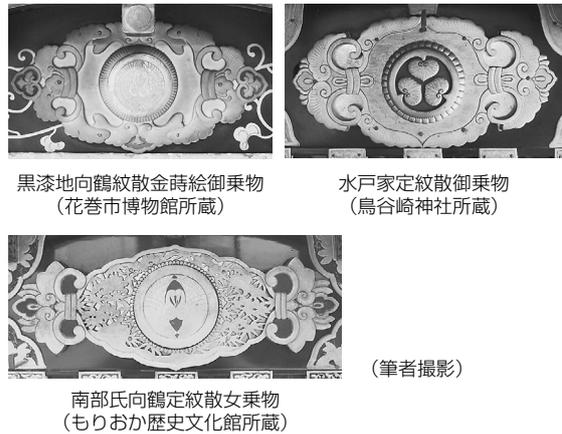


図16 女乗物3挺 紋金具

屋根の棧の先端や角部、接合部など、各所には銚金具が取り付けられ、3挺とも共通の唐草文様である。筆者の主観ではあるが、黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）の担ぎ棒の先端の銚金具は彫りが深く、大変美しい（図17）。



図17 黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物
担ぎ棒先端の銚金具
（花巻市博物館所蔵）

2.6 内装の比較

3挺とも内部の側面と天井には和紙が貼られ、全体に絵が描かれる。水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は花鳥画で、背面の絵に描かれるモチーフには共通点が多い。松、鶴、雛鶴、笹、背景の川は、向きや形が異なるものの、共通して描かれる。他の地域の女乗物も含めて比較しても、鶴と松というモチーフは共通で描かれるもので、総じて側面や前面の絵よりも画力が高い。絵師の集団の中でも最も腕の良い絵師が描くという規則もしくは慣習が存在したのではないか。正面の絵に共通するモチーフは梅、鶯、笹である。側面の絵はモチーフが異なるが、植物と鳥という大きな括りでは共通する。天井の絵では桔梗と菖蒲が共通する。

黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）には洛中の様子が描かれるが、このような女乗物は他の地域の女乗物にも例がない。

2.7 担ぎ棒の比較

上位の乗物の担ぎ棒は基本的に円弧状で、居室部分の外装と同じ仕上げにすることが多い。黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は、両方とも黒漆塗りに蒔絵仕上げである。長さを比較すると、黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）の担ぎ棒が3968mmであるのに対し、南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）の担ぎ棒は4828mmと、他の地域の女乗物に比べても長い²³。また、この担ぎ棒は唐草文様と共に向鶴紋が蒔絵で表現される。担ぎ棒のデザイン・製作に重点が置かれ、居室部分と同様のデザインにすることで存在感を示したいという意図があったのではないか。

3. まとめ

岩手県内に現存する女乗物3挺について、現物の観察や実測から得られた内容を挙げ、比較してきた。

形態で見ると、水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）の屋根の形は類似の傾向が見られる。この2挺は夢想窓の固定部（細長い板）の本数も同じである。内装画は花鳥画で、特に背面の絵には同じモチーフ

が描かれる。大きく異なる点は、外装のデザインと蒔絵の技術力である。水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社所蔵）には葵紋の蒔絵が施される。黒漆金蒔絵女乗物の中では控えめなデザインで、一つ一つの蒔絵の技術力が高く、品が感じられる。南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は向鶴紋を用いた外装のデザインだが、時代の特性だろうか、唐草や桐を多用した構成である。

黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）と南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）は、名称にもあるように南部家ゆかりの女乗物で、向鶴紋がデザインに取り入れられている。紋や文様という点では共通しているものの、形態の比較では、屋根の形の傾向や夢想窓の部材の構成が異なる。内装画については全く異なる傾向を示し、黒漆地向鶴紋散金蒔絵御乗物（花巻市博物館所蔵）には洛中の様子が描かれ、南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館所蔵）には花鳥画が描かれる。花鳥画は一般的な傾向で不自然な点はないが、洛中が描かれたことの意味については答えが出ていない。これについては今後も研究を続けたい。

東北地方には、秋田、岩手、宮城の3県に江戸時代の女乗物が現存する。3挺も現存するのは岩手県のみで、各々が比較的良い状態で保存されていることは幸運である。女乗物は歴史資料として扱われることが多いが、筆者にはその「もの」自体の魅力を知ってほしいという思いがある。本稿によって、デザインの特徴、他の女乗物との共通点・相違点、製作技法など、一步踏み込んだ、「もの」に対する理解や関心に繋がれば幸いである。

謝辞

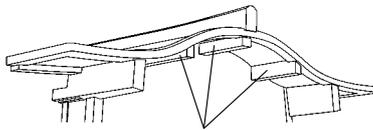
調査の際にご協力いただきました、花巻市博物館小田桐陸弥氏、鳥谷崎神社稲田典之氏、もりおか歴史文化館太田弟子氏に感謝申し上げます。

註

- 1 名称に「女乗物」と付く現存資料の多くが唐破風状の屋根を持つ。また、『婚禮道具圖集』下巻「婚禮道具諸器形寸法書人巻」（岡田玉山著、1793年）に示される女乗物の屋根の図も唐破風状に描かれる。現存資料の中には、円弧状の屋根を持ちながらも形態や仕様が女乗物に類似するものが存在するが、本稿では論及しない。
- 2 『江戸東京博物館開館15周年記念特別展珠玉の輿～江戸と乗物』東京都江戸東京博物館、2008年、p.152
- 3 以前は盛岡市中央公民館の所蔵であった。
- 4 『いわて未来への遺産盛岡藩の歴史と至宝』岩手日報

社、1998年、p.38

- 5 高橋あけみ「竹菱梅葵紋蒔絵女乗物について」仙台市博物館調査研究報告書第23号、2003年、p.16
- 6 女乗物の屋根の長手方向には3本の棒材が太い骨のように屋根の前方の端から後方の端まで通っており、屋根と居室部分の接合の役割も果たしている（下図参照）。



前後を繋ぐ3本の棒材

- 7 魚々子鑿（たがね）を用いた加飾技法。鑿の先端には円文などの文様が刻まれている。唐草などの文様の地の部分を埋め尽くすように一面に蒔かれ、余白を埋める役割を果たす。
 - 8 日高真吾『女乗物—その発生経緯と装飾性』2008年、p.206-223
 - 9 13代将軍徳川家定の生母本寿院が所有していたと考えられる。
『江戸東京博物館開館15周年記念特別展珠玉の興～江戸と乗物』東京都江戸東京博物館、2008年、p.141参照
 - 10 『いわて未来への遺産盛岡藩の歴史と至宝』岩手日報社、1998年、p.37
 - 11 女乗物は婚礼等で使用する女性のために新調することもあれば、過去に製作されたものを転用することもあった。
 - 12 日高真吾『女乗物—その発生経緯と装飾性』2008年、p.221
 - 13 『いわて未来への遺産盛岡藩の歴史と至宝』岩手日報社、1998年、p.36
 - 14 日高真吾『女乗物—その発生経緯と装飾性』2008年、p.199
 - 15 高橋あけみ「竹菱梅葵紋蒔絵女乗物について」仙台市博物館調査研究報告書第23号、2003年、p.16
 - 16 魚々子文様の地を黒く色付けすることを「墨差し」と言う。
 - 17 日高真吾の著書『女乗物—その発生経緯と装飾性』p.220には「瑠璃鶯（るりびたき）」と記述されるが、灰色と白色の小型の鳥として描かれている。筆者は右側面後部の鶯と類似すると判断し、「鶯」と記載した。
 - 18 岡田玉山著、正宗敦夫編纂校訂『婚禮道具圖集』下巻、日本古典全集刊行会、1793年（日本古典全集：第6期）「婚禮道具諸器形寸法書人巻」p.387-390
 - 19 比較対象とした女乗物9挺は以下の通りである。
①黒塗六星紋蒔絵女乗物（和歌山市立博物館所蔵）②葉菊青山銭紋散花亀甲蒔絵女乗物（(公財)松浦史料博物館所蔵）③天鷲絨巻女乗物（(公財)松浦史料博物館所蔵）④黒漆橘唐草九十紋蒔絵女乗物（薩摩伝承館）⑤伊東家女乗物駕籠（飢肥城歴史資料館）⑥浅野家女乗物駕籠（飢肥城歴史資料館）⑦金蒔絵漆塗女乗物（大興寺）⑧南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館）⑨水戸家定紋散御乗物（鳥谷崎神社）
 - 20 落合里麻「女乗物のつくりと材料の研究—木部の観察と実測を通して—」秋田公立美術大学研究紀要第2号、2015年、p.57-66
 - 21 近藤豊『古建築の細部意匠』（株）大河出版、2006年（21版）、p.167
 - 22 筆者が調査した限り、唐草文織の紗は全国共通である。形態や仕様がそれぞれ異なる女乗物に於いて、唯一共通する仕様である。
 - 23 註19において比較対象とした女乗物のうち、以下の6挺の担ぎ棒の長さの平均は4532.7mmである。
①黒塗六星紋蒔絵女乗物（和歌山市立博物館所蔵）②葉菊青山銭紋散花亀甲蒔絵女乗物（(公財)松浦史料博物館所蔵）③天鷲絨巻女乗物（(公財)松浦史料博物館所蔵）④黒漆橘唐草九十紋蒔絵女乗物（薩摩伝承館）⑦金蒔絵漆塗女乗物（大興寺）⑧南部氏向鶴定紋散女乗物（もりおか歴史文化館）
- ※番号は註19に準ずる。記載がないものは計測が不可能であった。

参考文献

- 1 『鋳—建築装飾にみる金工技法：竹中大工道具館東京企画展』竹中大工道具館、2009年
- 2 高橋あけみ『大名家の婚礼と調度—仙台伊達家の場合—』大崎八幡宮仙台・江戸学実行委員会、2015年

「狩猟呪文巻物」にみる北上高地のマガギについて

花巻市博物館 学芸調査員 松橋香澄

はじめに

「狩猟呪文巻物」は、現在休館中の東和ふるさと歴史資料館に東和地区の方から寄託された資料である。この資料は、東和におけるマガギの姿を現在に伝える貴重な資料である。残念ながら、当時の寄託者は既に亡くなられており、資料の来歴をたどることは難しい。

本稿は、東和ふるさと歴史資料館所蔵の「狩猟呪文巻物」を足掛かりに、北上高地のマガギたちの姿をマガギ文書という視点で捉えるものである。

1. 北上高地のマガギについて

北上高地の下閉伊郡川井村（現在の宮古市川井）や大槌町などでは、猟師のことをマガギと呼ぶが、多くは「鉄砲打ち」とか「山立やまたち」と呼ばれていた⁽¹⁾。

猟師たちはツキノワグマ・カモシカ・シカ・キツネ・タヌキ・キジ・ヤマドリなどを狩猟の対象とした⁽²⁾。なだらかな山が多い遠野では、主に単独での狩りが行われ、熊狩りも冬眠中の熊を単独もしくはごく少人数で行ったという⁽³⁾。大槌町金沢では、傾斜が厳しい山間部を利用して巻き狩りも行われていたようである⁽⁴⁾。

盛岡藩の『藩法集』によると、安永7年(1710)には猟師に対して熊の肝や皮を藩に提出させることを命じたお触れが下されており⁽⁵⁾、その後、同様のお触れが何度も出されている。特に、上田・大迫・大槌・宮古・野田・福岡・三戸・田名部・花輪・毛馬内・雫石・沢内・二子・黒沢尻・遠野の各通の支配所には、もらさず申し渡せと御目付に命じている⁽⁶⁾。

上記の御触れから、雫石や沢内といった奥羽山系と並んで、大迫や大槌、遠野といった北上山地でも盛んに熊狩りが行われていたことが分かる。

また、盛岡藩では猟師奉行を置き、猟師に鑑札を与えて統制していた⁽⁷⁾。碧祥寺博物館所蔵の古文書によると、嘉永3年(1850)安俣通小山田村（現在の花巻市東和町小山

田）では、農作物の獣害が大きく、村の代表者から代官あてに鉄砲を下付してほしいという趣旨の嘆願書が出されている⁽⁸⁾。

猟師たちは、鉄砲を扱えることから軍事にも関わっている。盛岡藩では嘉永年間に、猟師たちに対して、名前や年齢を記した目録を提出させ、外国船に対する海岸防衛に備えるよう命じていた⁽⁹⁾。小山田村では、猟師を組織するだけでなく、百姓も大迫通（現在の花巻市大迫町）の猟師に弟子入りし、鉄砲を学んでいたという⁽¹⁰⁾。

2. マガギ文書

東和ふるさと歴史資料館に寄託されている「狩猟呪文巻物」は、いわゆるマガギ文書に分類される。

マガギ文書は、東日本の山間部を中心に、信仰儀礼を伴って集団での狩猟を行っていたマガギ達によって、代々引き継がれてきた秘伝の巻物である。

マガギ文書の多くはマガギの出自を示すものであり、この巻物を所持してさえいれば、藩境を越えても罰せられることなく全国の山々で狩猟が許されるなど、越境御免の役割も持っていたという⁽¹¹⁾。

マガギの出自を示す文書は、日光派とされる人々が持つ「山達根本之巻」と、高野派とされる人々が持つ「山達由来之事」に分類される⁽¹²⁾。

その内容を要約すると、「山達根本之巻」は万事万三郎という弓の名人が、赤木明神と戦う日光権現に手を貸したことで、日本全国の山を渡り歩き猟ができるようになったという内容である⁽¹³⁾。

また、「山達由来之事」は高野山へ猟に出る途中だった3人の猟師が空海上人と出会い、無駄な殺生はしないこと、3人のうち1人が仏弟子となり一生仕えること、といった約束と引き換えに獅子引導の経文を授かったというものである⁽¹⁴⁾。

大まかな分類としては上記の2種類に分けられるが、中には内容が変形したものや、両方を折衷したものも伝えられている⁽¹⁵⁾。

また、建久4年(1193)の富士の巻き狩りでの功により狩獵の免状を与えられたという文書もみられる⁽¹⁶⁾。

そのほか、遠野・宮守地方では呪法や引導文を中心とした秘伝書、鉄砲に関する秘伝書なども確認されている⁽¹⁷⁾。

3. 「狩獵呪文巻物」

東和ふるさと歴史資料館に寄託されている「狩獵呪文巻物」の内容を以下に紹介、分析する。

資料1 「狩獵呪文巻物」嘉永4年(1851)正月吉日

(前欠)

野へにすむ
けだものわれに
ゑんなくわ
なかき夜道になかぐ
まよらん
三返

又鳥の時は
野べにすむ鳥類へ
われにゑんなくわト
かけべし

右悉大事の秘事也少したり共
粗末すべ可らす尤モ罪の
かる、事神通なればなり
秘スベシ

鹿猪熊猿ノ罪ノカル、秘事
△東ハメニ三界世界念仏
△西ハ西方浄土ナリ
△南ハ弥陀如来
△北ハ中之薬師浄落モヲスソヤ
ランアビラウンケンソワカ
ト三返唱

又コレニモ
右諏訪ノ文ヲモ唱ベシ

山立ノ法切キツ血留ノ大事
秘文ニ曰
天地ノ道ハ父母との血の
道なり血のもとへかひす
血の道なりおんあび

らうんけんそわか
三返

狐附ヲトス大事
不動明王玉ニ是ヲ玉ニ三ツ出テ
込筒口ニモ秘歌ヲ三遍唱ル
其文ニ曰
鉄砲ハ不動明王のたむけ
なれハはなす矢崎へよられ
さりけりおんあびらうんけんそわか

尤右行時ハ七日ニ行ニステ悉

清浄ニテすべし玉衣に種字 (カンマン)

此ほん字書申也

殺生ニ出時唱ル大事
南無ナンシャウ仏
三返

一 死火産火血忌其外穢火ニ
テモ無抛是悲不出シテ不成
時ニハ我持筒エ口薬斗入忌
掛方三遍火ヲ付呪でル
此秘歌唱べし

あしき日を
のぞぎて見れハ
山門に
曇りそら行く
天の浮雲
々様ニ三返唱何程忌掛り血
忌穢ニテモ此法伝ヲ以不苦也

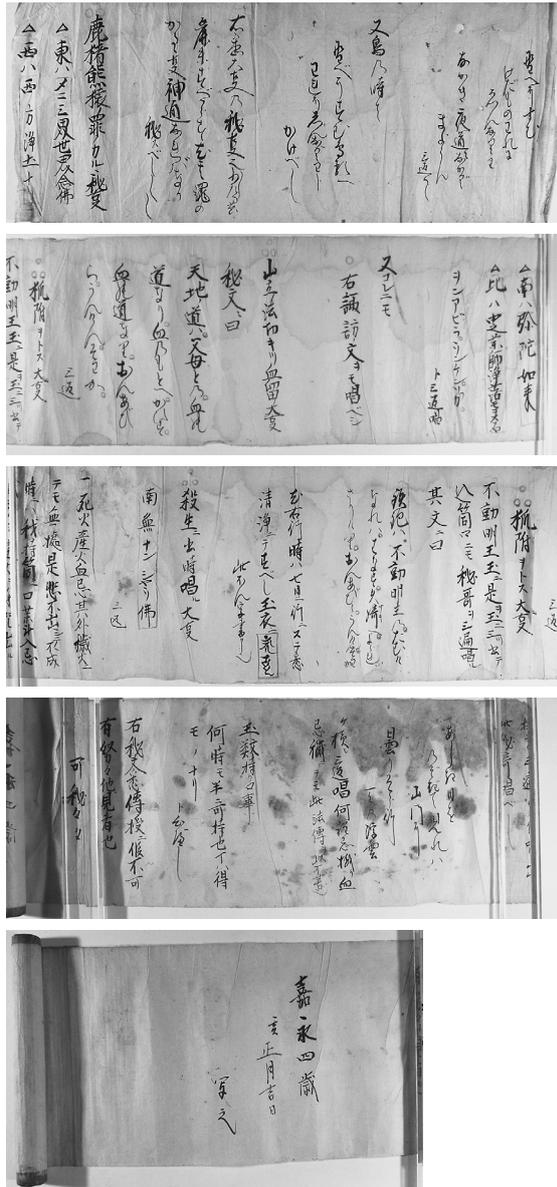
玉数持り口事
何時モ半ニ可持也丁ハ得
モノナリ
ト心べし

右秘文悉伝授ニ候不可
有努々他者見者也
可秘々々

嘉永四歳
亥正月吉日

写之

写真1 狩猟呪文巻物



この文書は、嘉永4年(1851)に書き写され、血止めの呪文や狐つきを落とす呪文など、マタギが狩猟で使用する呪文が記されている。また、必ず伝授していくこと、絶対に他者に見せてはならないことが示されている。

それぞれの唱え事を見ていくと、大日如来の真言である「オンアビラウンケンソワカ」が繰り返されていたり、不動明王や如来という文言が組み込まれていたり、仏教的な要素が顕著に表れている。

この文書において重要なのは文中の“諏訪ノ文”である。前部が欠如しているため明らかではないが、いわゆる「諏訪の勘文」を意味すると考えられる。「諏訪の勘文」とは野獣の成仏のために唱える諏訪明神の四句の偈

というもので、各地の狩猟儀礼で見られるものである⁽¹⁸⁾。正式には「業盡有情 雖放不生 故宿人天 同証仏果」⁽¹⁹⁾という唱え事で、要約すると狩りの獲物となって人に食べられるということは、鳥獣の成仏を助ける方法であるという意味をもつ⁽²⁰⁾。

様々な種類が伝えられているマタギ文書だが、「何をもって狩猟が許されるのか」ということが大きな問題になる。鳥獣を狩るということは即ち殺生をすることであり、この秘伝書を所持していたマタギにとっては「諏訪の勘文」が殺生の免罪符になったと考えられる。

4. 「諸々之命留タル時ノ秘文傳」

東和ふるさと歴史資料館所蔵の「狩猟呪文巻物」とほぼ同文の文書が、『ヤマダチ-失われゆく狩りの習俗』(1998年、遠野市立博物館, 81-82頁)に収められているので引用する。

資料2 「諸々之命留タル時ノ秘文傳」安政2年(1855)11月8日

諸々之命留タル時ノ

秘文傳

諏訪ノ文唱ニ曰

業盡有情雖放不生故宿

人天同生佛果

秘歌ニ

野へ耳春む介多もの我尔

えんなく者長起夜路ニ

奈可くまよはん 三返ツ、

又鳥ノ時ハ

野へ耳春む鳥る為我尔

えん奈くハト可け遍し

右悉大事の秘事也少し

たり共龜末春へ可ら須

尤其罪の可る、事神通

な礼者也 秘春遍し

鹿猪熊猿ノ罪逸ル、

秘事

東ハ へに三界世界念仏

西ハ 西方浄土ナリ

南ハ 弥陀如来

北ハ 中之薬師浄落モラスソヤ
ランアヒラウンケンソワカ。
ト三返唱フ
又コレニモ右諏訪ノ文ヲ
モ唱ヘシ

可秘々々

安政二卯年
中冬初八日
被受與之

山立ノ法切□血留ノ大事
秘文ニ曰
天地の道者父と母との血能
通也血のも登へ可へ須血の
みちもおんあひらうんけん
そわか 三返

この「諸々之命留タル時ノ秘文傳」は、所蔵者が大槌町金沢の親戚から譲られたものだという⁽²¹⁾。

文体の違いは見られるが、内容、唱え事に大きな違いは見られない。よって資料1では欠損していた前部について、資料2で明記されている「諏訪の勘文」が書かれていたと考えられる。

文書の名についても表題が記されていないため便宜上「狩猟呪文巻物」としているが、「諸々之命留タル時ノ秘文傳」となっていた可能性が高い。

作成された年代に注目すると、資料1は嘉永4年(1851)、資料2は安政2年(1855)である。二つの資料はほぼ同時期に記されたことになる。先に述べたように、この時代の小山田村では獣害対策として鉄砲が下付されたり、大迫通の百姓たちが小山田村の猟師に弟子入りしたりと、その活動が顕著な時期であった。この秘伝書は、そうした人々が狩猟を行うために伝授されたものと考えられる。いずれにしても、嘉永年間に北上山地をフィールドにするマタギたちのなかで、この秘伝書を相伝する一派があったという事が分かる。

狐附オトス大事
不動明王玉ニ是ヲ玉ニ三ツ
ん書テ込筒口ニモ秘哥ヲ三返
唱ル其文ニ曰
鉄砲者不動明王のたむけ
奈礼ハは奈須矢さ起へよら
礼さりとあるおんあひらうん
介ん曾わ可 三返

尤右行時ハ七日ノ行ニシテ
悉清浄ニテスヘシ玉衣ニ
カーン キリーク 此梵字を書申也

この「諸々之命留タル時ノ秘文傳」のほかにも、『川井村北上山地民俗誌 下巻』(2006年,川井村)に収められている佐和家蔵の「山立之本説」(53-54頁)は、日光派の万事万三郎の伝説とともに、獣に引導を渡す唱え事として「諏訪の勘文」と、「狩猟呪文巻物」にも記されている「野べにすむ〜」という唱え事が書かれている。

この唱え事は『神道集』の諏訪縁起に記されている「野辺に住む獣我に縁なくば憂かりし闇になほ迷はまし」⁽²²⁾に由来すると考えられる。つまり、野生の獣は、猟師と縁がなければ、なおも闇に迷い続けるので、その闇を晴らす(成仏を助ける)ために狩猟は許されるのだということを意味する。

先に述べたように、マタギ文書において重要なポイントは「何を持って狩猟(殺生)が許されるのか」ということである。例えば「山

殺生ニ出時唱ル大事
南無ナンシャウ佛 三返
一死火産火血忌其外穢れ
火ニテモ無抛是悲不出メ
不成時ニハ我持筒へ口薬
計入忌掛方三遍火ヲ
付呪出ル
此秘哥唱フベシ

あしき日越のそきて見礼ハ
山川耳曇り空行
天の浮橋

ケ様ニ三返唱何程忌掛り
血忌穢ニテモ此法傳ヲ以
不苦也

玉数持候事
何時モ半ニ可持也丁は得モノ
ナシト心得ヘシ

右秘文悉傳授ニ候間
務々不可有他見者也

達根本之巻」では日光権現に許されたから狩猟をしてもよいとされ、「山立由来之事」では、空海上人より獅子引導の経文を授かったために、狩猟が許された。つまり、何が狩猟の免罪符なのかを明らかにすることは、マタギの狩猟儀礼のひとつを明らかにすることになる。

そのため、マタギ文書における「諏訪の勘文」や上記の和歌の分布、そして伝播を探ることは、北上高地のマタギ達の様相を明らかにするうえで一つの切り口になると考えられる。

5. おわりに

本稿では、東和ふるさと歴史資料館に寄託されている「狩猟呪文巻物」と大槌町金沢から伝わった「諸々之命留タル時ノ秘文傳」をもとに、北上高地のマタギのなかで使用されていた「諏訪の勘文」や、諏訪縁起に由来する和歌について考察した。

しかし、マタギ文書についてはマタギが持つ様々な文化や特徴の、ある一部分に過ぎない。狩猟の対象や狩猟の道具、様々な禁忌や里での暮らし、そして山の神への信仰など、マタギ研究は様々な角度から検討していく必要がある。

マタギ研究には、本稿で取り上げたようなマタギ文書に収められている様々な呪文や法と、山の神信仰との因果関係なども重要な事項のひとつになるであろう。また、奥羽山系のマタギたちとの関係や西日本あるいは北海道の狩猟民との関係なども今後の課題となろう。

花巻市は中央を北上川が流れ、豊かな田園地帯を有している。穀物以外にもリンゴやブドウなどの果樹栽培も盛んだ。歴史をたどると、輝かしい功績を遺した先人達を輩出した土地でもある。

しかし、この地に住んでいたのはこうした平地に住まう人々のみではない。山を生業の場とし、山と暮らしてきた人々の存在を忘れてはならない。花巻は奥羽山脈と北上高地に挟まれた場所である。そのため山を生業の場としたマタギたちの様相を明らかにすることによって、新たな花巻の発見に繋がるかもしれない。

◎注釈

- (1) 遠野市立博物館 1998年『山と暮らし ヤマダチ-失われゆく狩りの習俗』 1頁
- (2) 同 35頁
- (3) 同 33頁
- (4) 同上
- (5) 石井良助編 1970年『藩法集9 上』 創文社 555頁
- (6) 同 567頁-568頁
- (7) 遠野市立博物館前掲書 33頁
- (8) 同上
- (9) 同 33-34頁
- (10) 同 34頁
- (11) 工藤由四郎 1987年『阿仁と土の人』 私家版 299頁
- (12) 同上
- (13) 同 300-301頁
- (14) 同 301頁
- (15) 同 302頁
- (16) 千葉徳爾 1975年『ものと人間の文化史・狩猟伝承』 法政大学出版局 209頁
- (17) 遠野市立博物館前掲書 41-42頁
- (18) 千葉前掲書 230頁
- (19) 同 224頁
- (20) 同 231頁
- (21) 遠野市立博物館前掲書 41頁
- (22) 原田香織 2018年「狂言『左近三郎』における禪風問答と戒律」『国際禅研究』 90頁

◎参考文献

- ・石井良助編 1970年『藩法集9 上』 創文社
- ・川井村文化財調査委員会 2006年『川井村北上山地民俗誌 下巻』 川井村
- ・工藤由四郎 1987年『阿仁と土の人』 私家版
- ・千葉徳爾 1975年『ものと人間の文化史・狩猟伝承』 法政大学出版局
- ・遠野市立博物館 1998年『山と暮らし ヤマダチ-失われゆく狩りの習俗』
- ・原田香織 2018年「狂言『左近三郎』における禪風問答と戒律」『国際禅研究』

2020年における花巻空襲に関する調査の進展について

布 臺 一 郎

はじめに

2020（令和2）年は太平洋戦争終結後、75周年を迎えた節目の年であり、コロナ禍の中、文献調査や取材活動にも制約があったものの、世間では例年より太平洋戦争に対する関心が大いに高まっていることを感じた。

筆者はこれまで1945（昭和20）年8月10日の花巻空襲のことを継続的に調べて来たが、この節目の年、次の3点について調査を行った。一つ目は花巻空襲と同日の他地域での空襲について米軍の報告書を読み比べ、それら空襲を時系列に並べることによって、花巻空襲が実行されていく過程を分析した。二つ目は花巻空襲犠牲者の中で、特定が進んでいない台湾出身犠牲者の解明に繋がる可能性のある人物の調査である。三つ目は昨夏、水量が減少した北上川に架かる朝日橋に残る花巻空襲の被害と思われる痕跡を観察したことである。本報告ではこれら3点について、順次述べていくが、2020年はコロナ禍により図書館利用に制約が設けられたこともあり、発見した事項について先行研究との検証が十分にできなかった。この点については今後、この検証作業を進める必要があることを述べておく。

1 花巻空襲と同日の他地域の空襲について

筆者は2018年3月に発行された「花巻市博物館研究紀要第13号」において、花巻空襲の実行部隊の第一目標は岩手陸軍飛行場であって、空襲を受けた花巻は臨機目標として攻撃を受けたことを記した。これは花巻空襲の実行部隊の航空機戦闘報告書の分析からであったが、花巻空襲のあった日、1945（昭和20）年8月10日には東北地方を中心に数多くの空襲がなされている。そこで他の空襲との関連性を探りながら、花巻空襲の位置づけを考えてみてはどうかと思い、複数の空襲の報告書を読んでみた。

国立国会図書館には原本が米国国立公文書館にある日本占領関係資料が収められている。そこで国立国会図書館デジタルコレクションによって、花巻空襲と同日に行われた空襲の

うち、岩手県内の空襲の報告書を検索してみた。その結果、花巻空襲があった1945（昭和20）年8月10日に空襲を実行した艦載機部隊の報告書は花巻空襲のものも含めて6件あった。以下、その6件の報告書の概要を時刻順に示す。

① 空母サンジャシント発艦載機（4:08）

午前4時8分に太平洋沖の空母サンジャシントを離陸したF6Fヘルキャット8機から成るVF-49部隊は500ポンド爆弾やロケット砲を使って、岩手陸軍飛行場（以下、通称の「後藤野飛行場」という。）を攻撃し、8機の飛行機を破壊した。その後、金ヶ崎の高谷野原飛行場を偵察、水沢周辺で機関車を機銃掃射した。後藤野飛行場の状況は航空機戦闘報告書（以下、「報告書」という。）にその写真3点が添付されている。なお、報告書には後藤野飛行場が第一目標と記されている。

② 空母ベローウッド発艦載機（7:00）

午前7時に太平洋沖の空母ベローウッドを離陸したF6Fヘルキャット8機とTBMアベンジャー8機から成るVF-31部隊は当初、気仙沼の日本軍基地へ向かっていたが、既に他の部隊が攻撃していることを知り、飛行場を探しながら内陸部を北上した。一関付近に飛行場があると考えられていたが、それも見つからないため、一関南東にある工場へ爆弾とロケットを発射し、一ノ関駅も攻撃した。部隊はその後黒沢尻（現在の北上）まで北上し、国産軽銀工業岩手工場と黒沢尻駅を攻撃した。

③ 空母ハンコック発第一波艦載機（7:00）

午前7時に太平洋沖の空母ハンコックからTBMアベンジャー11機から成るVT6部隊とF4Uコルセア11機から成るVBF-6部隊が離陸し、松島飛行場へ向かった。松島飛行場では攻撃によって大きな油火災が観察され、その後部隊は内陸部を北上し、この途中で再び一関が攻撃されている。部隊はさらに盛岡まで飛行し、北緯39度44分、東経141度7分の位置にある飛行場を攻撃、15機を破壊したと書かれている。また、その後、盛岡駅を空襲している。なお、上述の飛行場につ

いてはこれまで存在がよく知られていないと思われるので、国土地理院のシステムで特定した場所を図1で示す。加藤昭雄（2006）によれば、この周辺は観武ヶ原練兵場があったところであるが、今後の検証作業を待ちたい。

④ 空母レキシントン発艦載機（9:30）

午前9時30分には太平洋上の空母レキシントンからF6Fヘルキャット11機から成るVF-94部隊が鶴岡飛行場を目指した。しかし、鶴岡付近の天候が悪く、攻撃目標を酒田へ変更し、空襲した。その後部隊は空母に戻る途中に後藤野飛行場に遭遇し、機銃掃射し、地上の2機が燃えるのを見た、と記されている。

⑤ 空母ハンコック発第二波艦載機（9:30）

午前9時30分、太平洋上の空母ハンコックからF6Fヘルキャット3機から成るVF-6部隊とF4Uコルセア8機から成るVBF-6部隊が離陸し、後藤野飛行場を爆撃したが、すでに後藤野飛行場は攻撃されつくしていたことから、臨機目標として盛岡を攻撃した。

⑥ 空母ハンコック発第三波艦載機（11:30）

午前11時30分に太平洋沖の空母ハンコックを離陸したSB2Cヘルダイバー12機から成るVB-6部隊とF6Fヘルキャット10機から成るVF-6部隊は第一目標を後藤野飛行場と定めて空襲に向かったが、既に上述した空襲によって後藤野飛行場は破壊されており、臨機目標として花巻を攻撃した。花巻空襲後は沿岸の大槌と鶴住居を攻撃して、空母に帰還した。

後藤野飛行場は8月10日だけを見ても、上述の①、④、⑤の空襲によって攻撃を受けており、特に、⑤では後藤野飛行場の破壊の状態がひどいので、攻撃目標を盛岡へ変更している。また、①では第一目標に続いて水沢付近の機関車が、②では一関と黒沢尻（現在の北上）が攻撃を受け、③では再び一関と盛岡の1回目の攻撃が、⑤では盛岡の2回目の攻撃がなされている。このように度重なる後藤野飛行場への攻撃と、県内内陸部の主要都市への攻撃が相まって、次第に臨機目標の選択肢が狭まってしまった状況で、この時点まで攻撃を受けていなかった花巻が後藤野飛行場攻撃の臨機目標として選択された、と推測する。そして、実行部隊の戦闘機が22機と他の空襲より規模が大きかったことが同日他地域の空襲より大きな被害をもたらしたものと思われる。

2 台湾出身犠牲者について

加藤昭雄（1999）は花巻空襲で犠牲となった、47名について、その人物像や死亡時の状況を丹念に調べた本である。犠牲者の中に台湾出身の女性外科医「さい」先生の話がある。『厚生病院の女医先生も死んだの。盛岡の方から通ってる女の先生が。』（中略）しかしこの女医先生は在職期間が短いこともあって、^{さい}崔さん（筆者注：以後引用文を除き、この論文中で「さい」と記述する理由は後述する。）という名字だけは判明したが名の方はだれも記憶していなかった。（中略）『崔先生は名前が漢字で2字でした。素敵な名前だなんて思ってたんですけど、中国風の変った名前だから、何ていったか忘れてしまいました。』崔先生は東京の医学校を卒業して、中学生の弟と二人暮らしで、石鳥谷町から列車で通っていた。病院には同じ台湾出身の中山先生という男の医師もおり、この人も石鳥谷町から通っていた。（p.p.145-147）筆者はこの話を2014（平成26）年12月に著者加藤昭雄氏から直接お聞きし、非常に関心を持ち、それ以来調査を続けてきた。

まず、「さい」先生の名前を特定させるため、手掛かりとして、東京の医学校はどこだったのかを調べてみた。小川真理子、三浦有紀子（2008）によれば、「日本の植民地時代の台湾には（1920-1942）女性に医学教育を行なう機関がなく、医学を志す女性はほとんどが日本で教育を受けた。その時期に日本に留学した台湾籍の女性は、東京女子医大（筆者注 当時は東京女子医学専門学校）に101名、帝国女子医専（現 東邦大学医学部）に76名、東洋女子歯科専門学校（筆者注 現 東洋学園）に50名で」（p.184）とある。東洋女子歯科専門学校は歯科医養成学校ではあるが、参考までにこの学校も含め、これら3校の同窓会に「崔」という名字の学生がいるかどうかを2015（平成26）年1月に照会した。3校のいずれから「崔」という名字の台湾出身の卒業生は見当たらないとの回答があった。

そこで次の策として、太平洋戦争終結前、最後に出版された日本医籍録昭和18年版東西日本版という医師の名簿を入手し、全頁を悉皆調査した。残念ながらこの書籍でも「崔」という名字で該当する女性外科医を見つけることはできなかったが、台湾出身者の名字に関して、興味深い傾向があることに気が付いた。それは台湾出身者の名字で「さい」と書

かれる名字には「崔」の字はなく、「蔡」という字が使われている、ということであった。また、「崔」という名字は朝鮮半島出身者に見られるものであった。この発見を加藤昭雄氏に伝え、著書の出版のための取材メモを見もらったところ、取材の段階では「さい」と書かれており、それがいつかの段階で「崔」と書かれるようになり、出版に至ったと回答があった。

そこで試しに東邦大学医学部の同窓会に「蔡」という名字の台湾出身者がいないかどうか照会したところ、3名の該当者がいることがわかった。これら3名のうち1名は同窓会で作成した最古のものである昭和45年作成の名簿に住所が記載されており、もう1名は平成25年作成の名簿に住所が記載されていることから見て、名簿作成時には存命であったと考えられることから、花巻空襲の犠牲者である可能性は低いと判断した。しかし、最後の1名は昭和45年名簿で既に物故者と記載されている。この人物は昭和18年卒、蔡碧悟という方であり、「蔡」という名字で東京女子医科大学に再度の照会はしていないが、当初の「崔」という名字より、「蔡」の方の蓋然性が高いと思われる一方、確定的ではない段階であるので、本レポートでは「さい」先生という表記にした。なお、この蔡碧悟は昭和18年卒であるため、上述の日本医籍録には記載がなく、その人物像に迫ることはできなかった。

この「さい」先生については、加藤昭雄(1999)の他にも生前の姿を伝える文献がいくつか存在している。その一つが山鼻昭子(2008)である。「母は疎開の人を思い出すと、台湾出身で花巻の厚生病院に勤めていた女医さんのことが一番印象に残っていると言います。どのようなツテなのか、なぜかお向かいの長屋に弟さん妹さんと一緒に疎開されて来ておられたとか。(中略)通勤途中の女医さんが花巻駅で機銃掃射にあったらしいとの知らせが入り、(中略)女医さんのご弟妹(筆者注 加藤昭雄(1999)では弟のみが記されている。)は、近所の人たちにおにぎりを作ってもらい、やはり隣組の女性がついて花巻まで歩いてご遺体を引き取りに行かれたそうです。」(p.p.203-204)と書かれているので、著者を訪ねて、まず、その長屋の場所を聞いたところ、花巻市石鳥谷町好地第17地割22番付近の現在月極め駐車場となっているところ

と特定することができた。更に「隣組」と書かれている家族で、当時のことを知る方を紹介してもらい、お話を聞くことができた。その方によれば、「その後、「さい」先生の遺骨を持って台湾に向かった弟妹から消息がないのは、恐らく途中で何らかの理由によって死亡し、台湾にたどり着くことができなかったためではないかと家族で話していた。」(2018(平成30)年8月7日聞き取り)とのことであり、これまで国内だけでなく、台湾の資料を調べても花巻空襲で犠牲になった女性外科医を伝えるものを見つけないのは、当時のことを知る方の言うように、「さい」先生の弟妹までも母国に帰ることができなかったためではないかと推測され、「さい」先生側から、この調査を進めることの困難さを改めて実感した。

ここまでが2020(令和2)年以前に調査を完了した内容である。2020(令和2)年にはそれまでの調査を踏まえ、まず、1945(昭和20)年の花巻厚生病院院長を今井道雄(1988)によって、中村豊弥医師と特定し、この中村医師が国立弘前病院勤務を経て、弘前市の学校法人柴田学園の第4代理事長を歴任したことをつかんだので、学校法人に問い合わせ、更にはこの法人から家族にも照会してもらったが、有力な情報を得ることはできなかった。やはり「さい」先生側からの調査の進展は難しく、2020(令和2)年は「さい」先生と行動を共にしていた「中山先生」に焦点を当てて、調査を進めることに方向転換した。

先に参照した日本医籍録の昭和26年版には花巻厚生病院の箇所「中山宗幹 大2、5、6生 内科」(p.6)という記述があった。これは加藤昭雄(1999)に描写されている「中山先生」と同一人物ではないか、と思われた。この名前は岩手県医師会史の昭和19年当時の名簿に記載されていることもわかった。ここから解ることは、遅くとも1944(昭和19)年までには中山宗幹医師は花巻厚生病院に勤務し、その翌年である1945(昭和20)年の6月頃、「さい」先生は中山宗幹医師の勤務する花巻厚生病院に勤務し始め、石鳥谷町に住むことになった、ということである。1944年5月7日の「岩手日報」によれば、石鳥谷町は疎開者受入町に指定され、縁故疎開者が100名になっている、との記事があった。この「疎開者受入町」指定の効力は不明だが、中山先

生も「さい」先生も花巻厚生病院に勤務しながら石鳥谷に在住していたのはこの疎開者受入町指定に伴う縁故疎開の関係があったのではないだろうか。そして、先に石鳥谷町に来たと思われる中山先生が「さい」先生の住所設定に何らかの影響を与えたのではないだろうか。

さて、日本医籍録の昭和29年版には「劉宗幹 内小科 中山醫院 新堀村 大正2.5.6生 昭和18 日医大卒 登108960号 卒後 東京南胃腸病院及び花巻町厚生病院内科勤務 昭和23現地開業」(p.10)と書かれていた。さらに昭和31年の「日本医籍録」には「劉宗幹 内小科 中山醫院 石鳥谷町 台湾出身 大正2.5.6生 昭和18日医大卒 登108906号」(p.20)と記載されており、この劉宗幹医師が台湾出身の中山先生であったと推定する。しかし、日本医籍録への劉宗幹医師の記載はこの昭和31年版までであった。そこで当てもなくインターネットで検索したところ、金沢大学十全医学会雑誌に「脳硬膜の年齢的变化」という論文があり、この引用論文に「劉宗幹：福岡医誌、49、2680（1958）」という記述を発見した。この論文は国立国会図書館に所蔵されていたので、資料の複写を請求したところ、『「人頭蓋冠に於ける縫合の発生学的研究」大学院生医学士劉宗幹 九州大学医学部解剖学教室（指導 森 優 教授）』という論文を入手した。また、この論文は博士論文であることも国立国会図書館に検索システムで確認した。

以上のことから中山先生こと劉宗幹医師は少なくとも1956（昭和31）年まで石鳥谷町で開業医を務め、その後1958（昭和33）年には九州大学医学部に在籍し、博士号を取得していたことまで確認することができた。今後、この線から更に調査を続けていく。

3 朝日橋の橋脚の観察について

北上川に架かる朝日橋は昭和7年12月に完成したワーレントラス橋という鉄骨でやぐらを組んだような外観の橋である。花巻市市職員OBである伊藤新一氏から以前、朝日橋の下を航行すると花巻空襲の被害と思われる痕跡を観察できる、と聞いていた。また、2017（平成29）年5月、明治時代に花巻市里川口町から米国に渡った方の子孫の家系調査を手伝った際、里川口在住の方から、花巻空襲当日のお昼に小学生たちが北上川で泳いでおり、も

しそのままだったならば、戦闘機の機銃掃射に襲われただろう、というエピソードを聞いた。その方によれば朝日橋のワーレントラス上部に機銃掃射の弾痕があったと聞いたので、文化財課長（当時）の酒井宗孝氏とその弾痕を探したが、その弾痕を発見することはできなかった。

2020（令和2）年の8月、北上川周辺を散策していたところ、毎日、水位が徐々に下がっているのに気が付いた。そこで、北上川東岸から朝日橋の橋脚を中心に望遠カメラで観察を始めた。写真1は8月23日の朝、朝日橋の東側から2番目の橋脚の左側下部を撮影したものである。銃弾の跡のような穴が複数見られる。更に左側の色が濃くなっている部分は通常、水面下にある部分であるが、その色の濃い部分に複数の窪みが観察される。写真2は窪みの部分を拡大したものである。

8月29日には川に入るのに十分に安全な水位となったので、中州に上陸した後、川に入って、朝日橋の東側から2番目の橋脚を南から北に向かって撮影したものである（写真3,4）。橋脚の右側下部に深く、丸い穴が見られる。朝日橋は太平洋戦争後、何度も改修工事が行われており、花巻空襲時に被害を受けた箇所も補修されてきていると考えられるが、今回観察された穴や凹みは通常は水面下にあるため、過去の補修を免れてきたと思われる。今回観察されたものが機銃掃射等によるものかどうかは今後専門家の判断が必要である。

図1 図の中心部の十字のところが攻撃を受けた飛行場の位置である。



写真1 朝日橋の東側から2番目の橋脚の左側下部

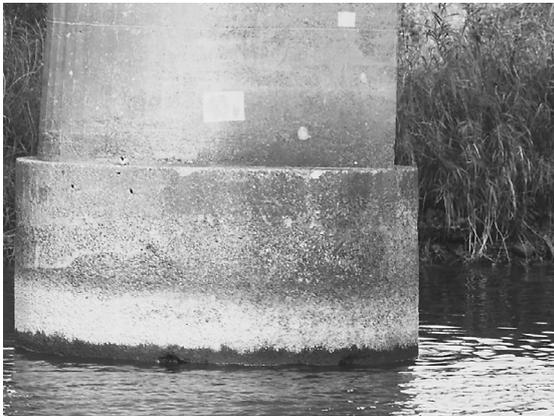


写真2 写真1下部の拡大



写真3 同上



写真4 写真3の右下部の拡大



引用文献

- VF - 49 (San Jacinto) , Aircraft Action Report #59, 10 Aug. 1945
VF - 31 (Belleau Wood) , Aircraft Action Report #27,13, 10 Aug. 1945
VBF - 6, VT - 6 (Hancock) , Aircraft Action Report #49,95,47, 10 Aug. 1945
VF - 94 (Lexington) , Aircraft Action Report #27, 10 Aug. 1945
VBF - 6, VF - 6 (Hancock) , #98,90, 10 Aug.10 1945
VB - 6, VF - 6 (Hancock) , #50,44,91, 10 Aug. 1945
医事時論社編、日本医籍録昭和18年版東西日本版、医事時論社、1943年
医学公論社編、日本医籍録昭和26年版、医学公論社、1951年
医学公論社編、日本医籍録昭和31年版、医学公論社、1951年
今井信雄、この道を往く:漂泊の教師赤羽王郎、講談社、1988年、p.218
岩手県医師会史編纂委員会編、岩手県医師会史下巻、岩手県医師会、1980年
小川、真理子;三浦、有紀子、アジアにおける女医の誕生と日本の女医の現状、三重大学人文学部文化学科研究紀要、2008年
加藤昭雄、花巻が燃えた日、(株)熊谷印刷、1999年
加藤昭雄、岩手の戦争遺跡をあるく、(株)熊谷印刷、2006年、p.12
木村明、脳硬膜の年齢的变化、金沢大学十全医学会雑誌第85巻 第5・6号、1976年、pp.511-525
花巻市立図書館叢書刊行委員会編、母の戦争と隣組、花巻の昭和の記憶第一集 幕開けから終戦まで、花巻市教育委員会、2008年
劉宗幹、人頭蓋冠に於ける縫合の発生学的研究、福岡医学雑誌49巻10号、1958年、pp.2680-2708
劉宗幹、九州大学博士論文人頭蓋冠に於ける縫合の発生学的研究、
<https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/detail/R300000001-1000010180760-00> 2021年2月28日アクセス
賢治・星めぐりの街 (11)「銀河鉄道の夜」と朝日橋、
<http://www.harnamukiya.com/guidebook/page11.html>、2021年2月28日アクセス
花巻物語辞典石鳥谷町が疎開者受入町に指定、
https://hana-isasan.com/Search/free_search、2021年2月28日アクセス
地理院地図、<https://maps.gsi.go.jp/#15/39.733333/141.116667/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>、2021年2月28日アクセス

花卷市博物館研究紀要

第16号

令和3年3月31日 印刷

令和3年3月31日 発行

発行 花卷市博物館

〒025-0014

花卷市高松第26地割8-1

TEL 0198-32-1030

印刷 八重櫛孔版社

〒025-0071

花卷市愛宕町8-8

TEL 0198-23-2544

©花卷市教育委員会

令和 3 (2021) 年 3 月

2021

Vol.16

Research Bulletin
OF
HANAMAKI CITY MUSEUM

- Ceramics excavated from Hanamaki Castle site
: Analysis of excavation tendency in the before Hanamaki Castle was repaired
..... Jun MURATA (3)
- Architectural space of Hanamaki Castle Honmaru(本丸)Palace (Ⅱ)
..... Hayato NAKAMURA (13)
- The existing palanquin for women in Iwate
: Comparison of its features, shape, design and production technique
..... Rima OCHIAI (35)
- Matagi(マタギ) in the Kitakami Highlands recorded in a
“Shuryou-jumon-makimono(狩獵呪文卷物)”
..... Kasumi MATSUHASHI (47)
- Progress of the Hanamaki air raid research in 2020
..... Ichiro FUDAI (53)

EDITED
BY
HANAMAKI CITY MUSEUM